

第九十三回 参議院内閣委員会會議録第八号

昭和五十五年十一月十八日(火曜日)
午後零時三十一分開会

委員の異動

十一月十七日

藤井 恒男君
補欠選任
木島 則夫君

十一月十八日

片岡 勝治君
補欠選任
本岡 昭次君

出席者は左のとおり。

委員長

林 道君

理事

蔵内 修治君
竹内 潔君
矢田部 理君
木島 則夫君

委員

板垣 正君
岡田 広君
源田 実君
林 寛子君
堀江 正夫君
野田 哲君
本岡 昭次君
山崎 昇君
中尾 辰義君
峯山 昭範君
安武 洋子君
秦 豊君

國務大臣

國務大臣(防衛庁長官)
大村 稔治君

政府委員

防衛庁参事官	岡崎 久彦君
防衛庁参事官	石崎 昭君
防衛庁参事官	多田 欣二君
防衛庁参事官	番匠 敦彦君
防衛庁参事官	夏目 晴雄君
防衛庁長官官房長	西廣 整輝君
防衛庁長官官房	塩田 章君
防衛審議官	佐々 淳行君
防衛庁人事教育局長	本田 正君
防衛庁衛生局長	吉野 實君
防衛庁経理局長	和田 裕君
防衛庁装備局長	渡邊 伊助君
防衛施設庁長官	菊池 久君
防衛施設庁総務部長	森山 武君
防衛施設庁施設部長	秋山 光路君
防衛施設庁施設部長	浅尾新一郎君
外務大臣官房調査企画部長	鈴木 源三君
外務省北米局長	
常任委員会専門員	

本日の會議に付した案件
○理事補欠選任の件
○防衛庁設置法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(林道君) ただいまから内閣委員会を開会いたします。

委員の異動について御報告いたします。
昨十七日、藤井恒男君が委員を辞任され、その

補欠として木島則夫君が、また本日、片岡勝治君が委員を辞任され、その補欠として本岡昭次君が選任されました。

○委員長(林道君) 理事の補欠選任についてお諮りいたします。

委員の異動に伴い現在理事が一名欠員となっておりますので、この際、理事の補欠選任を行いたいと存じます。

理事の選任につきましては、先例により、委員長の指名に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○委員長(林道君) 御異議ないと認めます。

それでは、理事に木島則夫君を指名いたします。

○委員長(林道君) 防衛庁設置法等の一部を改正する法律案を議題といたします。

本案の趣旨説明は前回聴取しておりますので、これより質疑に入ります。

質疑のある方は順次御発言願います。

○野田哲君 まず大村長官に伺いたいと思います。が、ちょっとこれは急なことです。からまだ長官の方には予定として耳に入っていないと思うんですが、伺いたいと思います。

それは、夕べからけさにかけて報道されている短SAM導入で民間人の六人に委嘱をした検討会を持つと、こういうことでありますけれども、なぜ、こういうふうな短SAMの導入について民間人による検討会を持たなければならぬのか、そこに至った理由を伺いたいと思います。

という状況にかんがみまして、これらの整備強化の一環として、これまで短距離地对空ミサイルいわゆる短SAMでございますが、一につきまして、庁内において純粹に防衛上の見地から性能や補給整備性、価格等を総合的に検討してまいりましたが、その結果、国産短SAMを導入することに決定して概算要求をしたのでございます。その後、国会等で他の候補機種との関連で性能に問題があるのではないかと指摘も受けましたので、防衛庁といたしましても、その取り扱いを慎重に行い国民の理解を得る必要があるとの観点から、今回部外識者の意見を聞くことにいたしました次第でございます。

○野田哲君 いままで兵器の新規導入について、その機種の選定で民間人による検討会を設置した経過が他にありませんか。

○國務大臣(大村稔治君) これまで防衛庁といたしましては、中層根長官のときに防衛を診断する会や坂田長官のときに防衛を考える会を設け、防衛政策全般について部外識者の意見を聞いたり、あるいは防衛庁職員給与制度等研究調査会を設け、自衛隊員の給与、福祉関係について部外識者の意見を聞いたことはございますが、個々の装備品の選定、採用について特に部外識者を集めてその意見を聞くということは従来ございませんでした。

○野田哲君 この短SAMについて異例の検討会というものを民間人によつてつくるといふことですが、その六名というのは、新聞などで報道されているソニー中央研究所長の菊地さん、軍事評論家の久住さん、それから日立製作所の久保さん、宇宙開発事業団の島さん、それから航空宇宙技術研究所の武田さん、それから新技術開発事業団の武安さん、この六人ということで承知をしております。

○国務大臣(大村義治君) 今回の検討会のメンバーを選考するに当たりましては、先ほど申し上げましたような趣旨からいたしまして、このミサイルの機種決定問題について公平かつ客観的立場から意見をいただくこととなりますと、メンバーは最新のミサイルシステムを技術的観点から十分理解、評価し得る職業上のバックグラウンドを有する第一級の識者の中から選考するのが適当だと考え、この基準で選考したものであります。

また、ミサイルは飛しょう体であり、かつ短SAMの場合には航空機に対するものでありますので、飛しょう体工学関係のバックグラウンドを有すること、次に、最近のミサイルシステムは日進月歩の電子工学技術を駆使したいわゆるメカトロニクスの代表的なものであることにかんがみ、メカトロニクス関係のバックグラウンドを有することに重点を置きまして、バランスを考慮して、先生御指摘の六人の方を委嘱することにいたしましたわけでございます。

○野田哲君 これらの方々は、それぞれ見識もあり、また科学技術の知識をお持ちの方であろうというところは私もそれなりに受けとめるわけでありまして、短SAM、こういう問題について果たしてこの人たちが専門家と言えるかどうか、私はこれはかなり問題があると思うんです。特にこの種の新しく導入をする装備については、いままでもその性能諸元については、私たちが国会審議において資料を要求しても機密に属するということではなかなか出さうとしない。そういう新しい兵器を民間人に検討を委嘱して結論を出すというのはいかにも私は場当たりだと思ふし、結局はこれはこの前の国会で問題になった短SAMの性能、価格、こういうものが政治的に問題にされた、そのことを政治的に処理をしようとするための逃げ道だけにすぎないのではないか。今後新しい装備や新しい兵器を導入するたびに、問題になればこういうふうな民間人による検討会というふうなことになるか、ねないんじゃないかと思うんです。その点

はどうお考えになりますか。

○国務大臣(大村義治君) お答え申し上げます。今回、短SAMの問題につきまして、民間の学識経験者の御意見を聞く検討会を設けることにいたしましたのでございますが、もとより機種の決定は防衛庁長官の責任事項でございますので、私はその責任を回避するという考え方は毛頭持つておられないわけでございます。

ただ、選定につきまして、念には念を入れるようにという総理大臣からの御指示もございましたので、一層入念に民間の方の御意見も聞いて、この問題を適切に推進していききたいというのが私の考え方でございます。

また、今回の問題をもつて今後の先例にするという考えは持つておりません。

○野田哲君 重ねて伺いますけれども、いままでも新しいこの種の兵器とか装備とかを導入するときには、われわれが国会審議の場でいろいろその性能についての資料を要求しても出さずして、部内でのユニホームの人たちだけで選定のためのチームをつくってやっていただけたわけです。なぜ今回だけ民間人の検討会をやらなければいけないんですか。国会で政治的に問題になったから、それを処理するために政治的な検討会、こういうことではないですか。違いますか。

○国務大臣(大村義治君) 先ほど申し上げました、私も国産短SAMが最適であると判断いたしまして、概算要求においてこれを決定、予算要求をいたしているところでございます。その後、臨時国会が開かれ、性能につきましているいろいろな問題が指摘されております。また、国会外におきましても関心が高まっております。そこでございまして、部内の検討はもちろんで進んでいるわけでございますが、さらに民間の学識経験者の御意見も参考に徴したいということを進めているわけでございます。特別な政治的配慮とかそういうことではございません。

○野田哲君 しつこいようですが、では、なぜ短SAMだけこういう民間の検討会をつくるんですか。いままでは防衛庁の兵器の選定というのは、全くこれは秘密に秘密にやってきて、国会にも何にも資料を出さなかつたんです。それをなぜ短SAMだけ民間人に委嘱するんですか。短SAMだけで、今後もうこういうことはやらないと言う。以前もやってない、今後もうやらないと言うのに、なぜ短SAMだけそういう民間人の検討をやるんですか。これははっきりしてください。

○国務大臣(大村義治君) 国会等において御指摘された事項につきまして、すでにこれは明らかにされておる事項でございます。その点につきましては、私どもの用意しておりますところを御説明するということでございます。したがっていまして機密にわたる事項は、この検討会におきましても場合によっては御説明の対象から外さざるを得ないというところも予想されるわけでございます。国会に提出できなかったものをこの会に提出するということは考えておらないわけでございます。

また、防衛庁として直接民間の方の意見を聞くのは、これまで装備についてはいたしておりました。が、国防会議におきましては若干の事例があるということもございまして、

○野田哲君 それは私が聞いてのことじゃないんですよ、長官のお答えは。いままでも例のない、これからはそういうことはやらないと言うのに、なぜ短SAMだけ民間人による検討会をやらなければいけないのかと、その理由をはっきりしてくださいというところが一つ。

もう一つは、いま長官が言われましたけれども、機密に属する事項については検討会にもその性能等については資料を出さないと、こうおっしゃっているんですが、そういう機密に属する資料を検討会に出さないでこの六人の検討委員会は何を検討するんですか。そんな検討がありますか。

○国務大臣(大村義治君) お答えいたします。すでに国会等におきまして問題点が指摘されております全天候性の問題とか、発射後白煙が出る点とか、相当な点が指摘されておりますので、そ

ういった点につきまして私も検討をしております。必ずしも機密事項に触れなくても御判断が願える問題が多いのではないかと私も考えておるわけでございます。

○野田哲君 長官、くだいようですが、いまあなたが例に挙げられたような全天候型がどうだとか煙が出るとか、その程度のことの問題は、いままでもの新しい戦闘機の機種をどういうふうに変定をしていくかというときでも、そういう問題の性能のときにはみんな絡んでいるんですよ。全天候型かどうかというようなこととか、複雑な性能が全部あるわけですよ。そういう戦闘機の機種の選定とかあるいはパージとか、もつともつこの短SAMよりも複雑なものをいままですと防衛庁は選定してくるに当たっては、全部機密に属するというところで、制服の諸君でチームをつくってやってそれを防衛庁長官が決裁をし国防会議、こういう形で決定しているんですよ。短SAMに民間検討会をつくるということについては、いま長官が挙げられたようなことは全くこれは理由にならないですよ。その程度の知識は制服であればだれでも知っていることなんですよ。

これ以上私はこの質問を続けることはこの際は控えますけれども、最後に、この問題で防衛庁に要求をしておきたいと思うんですが、短SAMに関する検討資料については、すべて資料としてこの内閣委員会の委員に提出をしていただきたいと思うんですが、その点いかがですか。

○政府委員(塩田章君) 今度の検討をお願いする方々に御説明をします資料につきましては、当委員会に御提出いたします。

○野田哲君 防衛庁の長官に引き続いて伺いたいと思うんですが、まず、防衛の方針については公式に集大成されているのは防衛白書だというふうな思いいますので、防衛白書に記述をされていることについて伺いたいと思います。

一つは、憲法上の限界あるいは制約について防衛庁はどうお考えになっているか。防衛庁の自衛

隊の持ち得る兵器、装備について、昭和四十五年の白書を見てみますと、四十八ページにこういふふうな記載があります。「他国に侵略的な脅威を与えるようなもの、たとえば、B52のような長距離爆撃機、攻撃型航空母艦、ICBM等は保持することはできない。こういふふうな記述をされています。これが、数年たった五十三年の白書の記述を見てみると、ずいぶん変わってきています。「防衛力を構成する個々の兵器についても、常に専守防衛に必要な範囲内において選定し、採用することとされており、したがって、性能上専ら他国の国土の潰滅的破壊のためにのみ用いられる兵器——その例として従来からICBM、長距離爆撃機などが挙げられている——はいかなる場合にもこれを保有することができない。こういふ記述になっているわけです。昭和四十五年当時

は、侵略的な脅威を与えるようなものは持たないんだと、こういう記述が今度は、他国の国土に潰滅的な破壊を与える、こういうものは持たないんだ、こういうことで、「脅威を与える」云々というふうな表現はなくなっているわけですが、どうして数年の間にこういふふうな「脅威を与える」云々という憲法上の解釈が防衛白書の中で抹消されているのか、まずこの点を伺いたいと思うんです。

○国務大臣(大村義治君) お答え申し上げます。憲法上の解釈につきましては、防衛庁といたしましては、これまで申し上げておりましたとおり、自衛のための必要最小限度の実力は保持することができるといふ見解を維持しているわけでございます。言いかえしますと、必要最小限度の自衛のための実力を越えるものは持てないということになるわけでございます。そこで、御指摘の憲法上保持できる装備の限界につきましては、いま申し上げました考え方に基づいて各年の白書に記載されると、私はそういうふうな考えているわけでございます。

表現において若干の相違がある、例示の点も多少の違いがあるという御指摘もございましたが、その辺のことにつきましては、政府委員に補充説明をさせます。

○政府委員(塩田章君) 御指摘のように、四十五年の白書と五十三、五十五年の白書と若干表現の違いがございますが、いま大臣からお答えいたしましたように、基本的な考え方が全然変わっていないわけではございません。白書ではなるほどそういう変化がございますが、答弁といたしましては、そのときいろいろな、これに類するような言葉もいろいろございまして、基本的に政府の考え方が変わったということとは私どもは全然ないというふうに認識いたしております。例示が出たり、またその次のときは出なかったりというふうな御指摘もございましたが、私どもが、他国の国土の潰滅的破壊のためにのみ用いられる兵器の例として、最も典型的なものとして、長距離爆撃機でありますとかICBMといったものを挙げておりますが、そのほかにも、いま四十五年の白書で御指摘になった攻撃型空母でありますとか、そういうものも私ども当然含まれるというふうに解釈しております。その意味で政府の見解が変わったということはございません。

○野田哲君 そうすると、文章の上からは攻撃型空母は除いてありますけれども、攻撃型空母についても憲法上持てない、この点は防衛庁としても従前から変わっていない、こういうことに確認していいんですか。

○政府委員(塩田章君) 変わっておりません。

○野田哲君 ところが、個々の装備についてはそのうであつても、理念的にはずいぶん変わっているんですよ、これは、局長。

ことしの場合にどういふふうになっているかと言いますと、保持を許される自衛力の具体的な限度度については「その時々々の国際情勢、軍事技術の水準その他の諸条件に応じて判断せざるを得ないが」と、こうなっているわけです。そして「性能上専ら他国の国土の潰滅的破壊のためにのみ用いられる兵器」云々と、こうなつて、四十五年当時、十年前は、ずばり侵略的な脅威を与えるもの

は持たないんだということで、ずっと兵器を羅列していたんです。ことしの場合はそうではなくて、その時々々の国際情勢、軍事技術の水準その他の諸条件に応じて持てる兵器、持てない兵器を判断をするんだと、こうなっているんです。

憲法九条の解釈が十年の間に表現がこれだけ変わるとすれば、これは個々の字句の表現じゃないですよ。理念として非常に変わっているわけですよ。そうじゃないですか。憲法九条で持てるもの持てないものがその時々々の国際情勢、軍事技術の水準によつて変わってくるんですか、どうですか、その点。

○政府委員(塩田章君) いま、五十五年の白書の、いまの「他国の国土の」云々という前の「国際情勢」云々というのを引用されたわけでございますが、そういう趣旨のことと過去の記述においてなかつたわけではございませんし、私どもは、先ほど大臣あるいは私が補足してお答えしましたとおり、考え方において全然変わっているとは思っておりません。変わっておりません。

○野田哲君 では、長官にもう一回確認しておきたいと思うんですが、この憲法上の理念、そしてそれに基づく持つてはいけない、持てない兵器というもののについては、十年前の考え方でも現在も実際変わっていない、こういうことを確認していいんですか。

○国務大臣(大村義治君) 先ほど私が申し上げましたとおり、憲法上持てる範囲は自衛のため必要最少限度の実力ということでございます。その判断は、国際情勢や軍事技術の状況とにらみ合わせて判断するということは当初から政府の申し出ておったとおりでございます。いまに及んでも変わらないうわけでございます。

また、ただいま御質問のありました長距離爆撃機とかICBMとか攻撃型空母が持てないものの典型的な事例であるという点につきましては、変わりはないでございます。

○野田哲君 最近の防衛庁のいろんな刊行物、それからリタイアされた人たちのいろんなところでの講演とか、あるいは現役の方々もいろんな会合などで講演をされたりして、ソ連の脅威ということとを非常に強調をされている。私どもから見れば少しこれは誇大に過ぎるんじゃないか、こういうふうな印象を受けるんですが、脅威ということについて、長官はどういうふうに考えておられますか。

○国務大臣(大村義治君) お尋ねの脅威の問題でございますが、一般に脅威と言ふ場合には、侵略し得る能力と侵略する意図とが結びつくことにより顕在化するものであると私は考えておるわけでございます。その意味でわが国に対する差し迫った脅威が現在あるとは考えておりませんが、一つの要素である意図というものは絶えず変化するのでありますので、防衛の問題を考える場合には、わが国周辺における軍事能力の状況について絶えず念頭に置いていく必要があると私は考えている次第でございます。

○野田哲君 侵略し得る能力とそれから意図が結合して脅威ということになるんだと、こうおっしゃったわけですが、ソ連を潜在的脅威、こういうふうに見ておられるわけですが、これはどういう理由に基づくものですか。

○国務大臣(大村義治君) 脅威につきましては、先ほどお答えしたとおりでございます。そこで、いまソ連についてどうかというお尋ねでございますが、最近におけるソ連軍の状況を見た場合には、数年前に比べますと、陸海空とも増強されている事実が否定できないものであると私は考えているわけでございます。グローバルの点におきまして、極東における配備状況につきましても、お許しが願えれば数字をもって御説明させていただきますと思うのでございますが、全般的判断からしまして、能力の点は大きくなっ

ているというところは客観的な事実であると、そのように考えておるわけでございます。そういう点からいまして、潜在的脅威が増大しているというふうな受けとめている次第でございます。

○野田哲君 先ほど脅威とは侵略し得る能力と意思と、これが結合して、こうおっしゃったわけですね。ソ連をなぜ潜在的脅威とみなすのかという点では、いま長官は能力が増大したこと、これを挙げられておるわけですが、意思がなければ脅威ということにならないんじゃないですか。ソ連は日本を侵略をするという意思を秘めて極東地域において戦力を増強している、こういうふうな長官は見えておられるのですか、その意思があるんですか。

○國務大臣(大村義治君) お答え申し上げます。

先ほど申し上げましたとおり、脅威とは、侵略し得る能力と侵略する意図が結びついて顕在化するものでございます。その意味では、わが国に対する差し迫った脅威が現在あるとは考えておりません。しかしながら、侵略し得る能力という点につきましては非常にふえてきているということも否定できない事実である。特に二、三の例を挙げさせていただきますれば、北方領土への地上部隊の配備、空母ミンスク等の極東回航などに見られる太平洋艦隊の増強、SS20、IRBMやバックファイア爆撃機の極東における配備あるいはベトナムの海空軍基地の常時使用等に示されるわが国周辺における増強ぶりというにはやはり目を覆うわけにはいかない事実があると認識いたしている次第でございます。

○野田哲君 だから、それはいわゆる軍事力、能力ですね。私が聞きたいのは、ソ連を脅威と見る以上は、そこに侵略する意思というものが加わらなければ、意図というものが能力に加わらなければ脅威ではないんじゃないですか、ソ連が日本を侵略する意図があるとあなたは考えていらっしゃるんですか、こういうふう聞いています。

○國務大臣(大村義治君) お答えします。

意図があるかどうかというお尋ねでございます。意図があるかないかはわからないわけでございます。したがって、あるとも判断いたしておりません。そういう意味におきまして差し迫った脅威が現在あるとは考えておりません。しかしながら、意図というものは変化するものでございまして、能力が非常にふえてきているという事実を無視するわけにはまいらない、そういうことを申し上げておるわけでございます。

○野田哲君 脅威というのは、私は、長官がはっきりお答えにならぬから、問題を整理して何回も繰り返しますけれども、先ほどあなたは脅威とは能力と意図が結合して脅威になるんだと、こうおっしゃったのです。その能力についてはいろいろ数字を挙げて説明がありました。私はソ連を潜在的脅威とみなす以上は、ソ連には日本を侵略をする意思を持ってそれを秘めているんですかと、こう伺ったところが、それはわからないと、こういうふうに言われるわけですが、意思がわからないならばなぜ防衛白書の中でソ連を脅威とみなしているんですか、どうなんですか。

○國務大臣(大村義治君) 繰り返し申し上げます。恐縮なんです、脅威とは能力と意図が結びつくことにより顕在化するものであるということ繰り返し申し上げます。意図の方はまだわからない段階でございますが、能力の方ははっきりしているわけでございます。その点に着目しまして、潜在的脅威が増大しているということを申し上げておるわけでございます。

○野田哲君 だから、潜在的脅威と言ひ以上は潜在的に侵略の意図を持っていると、こういうふうに見ておられるわけですか、どうなんですか、その点は。

○政府委員(塩田章君) 先ほどから大臣がお答え申し上げておられますように、潜在的脅威の増大であるという認識をしております。その潜在的脅威というものは、意図ではなくて、侵略し得る能力に着目した場合に私どもは「潜在的」という言葉を使って潜在的脅威というふうに申し上げておるの

でございます。先ほどから大臣がお答えいたしておりますように、意図も加わった顕在化した脅威はない、そういうふうな差し迫った脅威があるというふうには見ていないということ、はつきり大臣が先ほどからお答えしておるわけでございます。潜在的脅威というのは、軍事的能力の方に着目しまして、それがわが国に侵略し得る能力がある場合にそれを私どもは潜在的脅威として認識し、それを最近のソ連軍の状況を見まして増大しておるといふふうに見ておるのでございます。から、そのことは意図は別でございまして、私どもはソ連が現在日本を侵略しようとする意図があるというふうな判断をしていないわけでは、

○野田哲君 能力さえあればこれを潜在的脅威とみなすんですか。

○國務大臣(大村義治君) お答え申し上げます。潜在的脅威というものは、たびたびお答えしましたとおり、侵略し得る軍事能力に着目し、そのときどきの国際情勢等を背景として総合的に判断して使ってきた表現でございます。いずれにせよ、潜在的脅威であると判断したからといって、決してその国を敵視するということを意味するものではないでございます。

○野田哲君 能力さえあればそれは潜在的脅威だということであれば、軍事力を持っているところはみんなそういうことになるじゃないですか。それをなぜソ連だけを特定して潜在的脅威を強調しているんですか。その点ははっきりしてください。

○國務大臣(大村義治君) 繰り返し申し上げます。が、侵略し得る軍事能力に着目し、そのときどきの国際情勢等を背景として総合的に判断して使っているところでございます。ソ連につきましても、抜群の軍事能力を保有しておったわけでございます。最近におきましては、グローバルな点におきましても能力を大いに増加するものと、その相当部分、陸海空によりまして若干の相違はございますが、四分の一ないし三分の一のものを極東に配備している、そういう客観的な事実もございます。そういう点に着目し、また国際情勢を

背景として、私どもは潜在的脅威が増大しているというふうな受けとめているわけでございます。

○野田哲君 私の聞いたことにストリートに答えてもらいたいと思うんです。

ソ連については能力を持っている、こう言われるわけでしょう。その能力が潜在的脅威だ、こう言われるのであれば、つまり能力、軍事力、これを持っている国々はすべて脅威ということになるじゃないですか。それをなぜソ連だけを特定して潜在的脅威と、こういうふうな扱っているのか、その点をはつきりしてもらいたい、こう言っているんです。

○國務大臣(大村義治君) お答えいたします。

軍事能力の大きさという点につきましてはいろいろあるわけでございます。やはり現在のソ連の持つております軍事能力、陸海空を通じての大きな能力という点は着目せざるを得ない。そしてまた、先ほど申し上げましたように、わが国に最も近い固有の領土である北方領土に相当多数の兵力を配備し、また空母ミンスク等の新鋭艦を太平洋艦隊に回航してきている、そういうような事実、またSS20、バックファイアという中距離の足の長い新鋭戦術ミサイルを極東に相当数配備している、そういうような一連の情勢等も背景として総合的に判断して、潜在的脅威が増大しているというふうな受けとめているわけでございます。

○野田哲君 これは委員長もちゃんとやってもらいたいと思ひます。私が聞いたことに答えるように、大臣や政府委員にもはっきり指示してもらいたいと思ひます。

私が聞いているのは、意図は関係なしに能力があれば脅威と感ずるんだと、こういうふうな言われるから、それなら能力を持っている国はたくさんあるじゃないですか、なぜそれをソビエトだけをその中から特定して潜在的脅威、こういうふうな考えているのか、こういうふうな聞いています。

○政府委員(塩田章君) 能力があれば脅威であると申し上げているのじゃなくて、能力に着目して

潜在的脅威というふうに申し上げているわけですが、その場合に、なぜソビエトだけをそれでは潜在的脅威と見ておられるのかということでございますが、この点につきましては、いま大臣からもお答えしましたように、結局わが国の周辺の中でわが国に侵略し得る軍事的能力、こういう点で着目しました場合に、先ほどから大臣がお答えしておられますように、極東ソ連軍の最近の増強ぶりわが国にとって潜在的脅威の増大であると受けとめざるを得ないということをお申し上げしているわけであります。

○野田哲君 それでは、わが国を侵略し得る能力というのは、先ほど長官は能力について大きさがいろいろあると、こう言われたんですが、いま防衛局長は侵略し得る能力、こういう点からソ連を着目しているんだと、能力として着目しているんだと、こう言われるんですが、わが国を侵略し得る能力というのは、どれだけの能力をもってその線引きをしているわけですか。

○政府委員(塩田章君) 具体的にどういふものが何隻とかあるいは何機とかということによって、この線を超えればわが国に対して侵略し得る能力の線だということに申し上げることは大変むずかしいと思います。先ほどから長官がお答え申し上げておられますように、北方四島への配備でありましか、太平洋艦隊の増強でありますとか、SS20とかバックファイアの配備でありますとか、そういうようなことを総合的に判断をした場合に、潜在的脅威の増大であるというふうに受けとめておるといふことは申し上げておられますけれども、それじゃそのうちのどれがどれだけの力になったからどうだというふうな、そういうふうな意味でのもし具体的な基準を示せというお尋ねであれば、それはそういうふうにはちょっとお答えしにくいと思います。いま申し上げたようなことを総合的に判断をして申し上げると言わざるを得ないと思います。

○野田哲君 鈴木総理は十一月十日の衆議院の安保特別委員会で、ソ連の潜在的脅威が強調されて

いるが八〇年代に日本が侵略を受ける可能性があるか、こういう質問に対して、いまの状況から差し迫った事態は考えていない、考える必要もない、こういうふうにお答えしておられる。恐らく、総理の答えですから、長官や防衛局長も同席をされておられたと思うんですが、この鈴木総理の認識というのは、八〇年代にそういう脅威を受ける可能性はない、差し迫った状況はない、こういうふうな総理は答えているんだということが新聞に報道されております、速記録は私はまだ確かめておりませんが、そういう状況であれば、総理の認識と、防衛白書にいかにも差し迫ったような形で軍事力の比較などをやりながらソ連の脅威を強調されていることは、認識にかなり違いがあるんじゃないかと思うんです。あなたの方が少し総理よりもオーバーラインしているんじゃないかという印象を非常に強く受けるわけですが、もし総理が言われているように、八〇年代に日本は侵略を受けるような差し迫った事態は考えられないというところであれば、八〇年代というのはこれから十年もあるわけですから、この今年出された防衛白書での認識なりあるいはいろいろ防衛庁の皆さんがあちこちで講演したりなどしておられる、あるいはOBの人たちが講演をしておられる認識とはかなり違いがあるんじゃないか。少なくとも八〇年代はそういうことはないんだと、こういうことであれば、私はソ連を特定して潜在的脅威の国としてあげつらうことは改めるべきじゃないかと、こういうふうに思うんですが、この点は長官いかがですか。

○国務大臣(大村義治君) お答えします。

私も総理大臣と同席して委員会に出席しておりますので、御指摘の総理の発言につきまして耳を傾けておったわけでございます。ただ、総理はその場合、国際情勢につきまして、米ソ間の競争関係は依然として続いている、特にアフガニスタンへのソ連の軍事介入とこれに対する西側の対抗措置等により東西対立の様相を深くしていると考える、またわが国周辺の軍事情勢も極東ソ連

軍の顕著な増強によりわが国に対する潜在的脅威が増大しているなど厳しいものがあると考えられる、他面、米ソ関係も後退しているとはいえ関係改善の努力も行われており、いわゆるデータが崩壊してしまつたとは言えない、そういうふうな意味におきましては、わが国に対する差し迫った侵略の脅威が生ずるような情勢に変化したとは考えないという趣旨を述べられたように聞いています。それで、最後に総理は、このういったような情勢にかんがみ、節度のある質の高い防衛力を速やかに整備することに努力する必要があるというふうに結ばれたように私は聞いています。先ほど私の申し上げた点と違いはないものというふうに私は受け取っているわけでございます。

○野田哲君 具体的に、あなた方が脅威だということその理由づけをされているソ連の極東地域への軍事力について、少し私はこれは比較のやり方がおかしいし、誤った認識を総理や国民に持たせるような記述になっているんじゃないかという点について伺いたいと思うんです。

まず一番端的な比較は、防衛白書の中で比較されているんですが、ソ連の海軍力、艦艇を七百八十五隻と、こういうふうに記述をされております、そうしてトン数は百五十二万トン。これに対してアメリカの場合は第七艦隊六十隻で六十五万トン。こういうふうにして片や七百八十五隻百五十二万トン、片や六十隻六十五万トン。これだけ見れば、いかにもこれは大変なことにアメリカとの間で大きな力の不均衡があるような印象になっていきます。しかしこれは、ソ連については全太平洋に配備している艦隊を対象にして、片やアメリカについては第七艦隊だけを比較の対象にするというの、比較の仕方が違うんじゃないですか、いかがですか。

○国務大臣(大村義治君) ここの白書の「第一部世界の軍事情勢」におきましてアメリカ、ソ連等を初め各国の軍事情勢、中東情勢にも相当ベ

ジ数を充てて、私どもは入手し得る資料に基づいて努めて客観的に記載したつもりでございます。特別の偏った印象を与えるようなことを意図して編集したものではありません。御指摘のトン数なり隻数の点につきましては政府委員をして答弁させます。

○野田哲君 いや、それはいいんだ、違うんだよそれは。その後にして、それは。

長官、ソ連については太平洋へ配備されているものの全部を対象にするんだつたら、アメリカも太平洋に配備しているものの全部を対象にしなきゃいけないんじゃないですかと私は言っているんですよ。第三艦隊をそっくり抜いてあるでしょう。これはどういふ比較の仕方なんですかと尋ねます。

○国務大臣(大村義治君) お答えします。

先ほど申し上げましたとおり、各国の入手し得る資料に基づいて客観的に編集したものでございます。そこで、入手し得る資料にないものがありますと、それを推定で載せるといふことにつきましても問題がございますので、ここの白書に限って先生御指摘の点を外していると、こういうことでございませぬので、同じベースで比較しないと推移がよくわからぬと私は考えている次第でございます。

○野田哲君 いままでも比較の仕方が、こつとも同じようになっているんですが、その比較の仕方が私は違ふんじゃないですかと言っているんですよ。太平洋地域で比較するのであれば、どつちも太平洋に配備されている戦力で比較しなければ正しい比較にならぬでしょう。しかも、これはその入手し得る資料によつてと言われましたけれども、恐らく出所についても、この軍事力バランスあるいはこの出所もはつきりしているんですよ。両方が入手できるんですよ。だから当然、太平洋でどうだという比較になるのだったら第七艦隊と第三艦隊両方並べて比較をしなきゃいけないんじゃないですかと、こう言っているんですよ。ちょ

つとピント違うんですよ、長官の答えは。

○政府委員(岡崎久彦君) ただいま長官からも申し上げましたけれども、この従来の比較がよくないといとおっしゃるんでございますけれども、従来とも大体ソ連の太平洋艦隊と申しますのは、ごく一部東太平洋に出動するのを除きましては、ほとんど西太平洋及びインド洋を活動範囲としておりまして、それはまさに第七艦隊の活動範囲と大体一致します。その結果、従来両者の戦力を比較する場合は、ソ連の太平洋艦隊と第七艦隊を比較するというのが慣例になっておりまして、それで今回

は別に今回特にソ連の脅威を訴えるためにこう
したわけではございませんで、ただむしろ、これ
はかつてはもう第七艦隊と太平洋艦隊であつても
十年前百万トンずつぐらいいございました。比較し
やすかつたのでございますけれども、最近になり
ますとソ連の太平洋艦隊が急速に増加しておりま
して、これは確かに非常に大きな差がついたよう
な印象を与えております。したがしまして、第三
艦隊もそろそろ勘案すべき時期に來たのではない
かということをもむしろ防衛庁の方が、われわれ考
えたのでございますけれども、まさにいま長官が
御指摘のとおり、これはもう第三艦隊の数字とい
うものはないんでございます。これはいろいろ理
由はございますけれども、御質問があれば御説明
しますけれども、この数字はないんでございま
す。したがしまして、ただその主要戦艦艇でござ
いますね、これは大体数えればわかるというこ
とで、白書の十三ページに太平洋全体の米太平洋

艦隊とそれからソ連の太平洋艦隊と、これはトン数の数字はもう入手不可能でございますので、主要戦闘艦艇の数を比較してここに掲げてございます。こういう意味におきまして、われわれもこの問題意識をこしら初めて持ちまして、初めてむしろ十分の手当てをしている、国民に誤解を与えないように配慮いたしました白書でございます。

○野田哲君 いや、それは配慮をしているとは言えないわけで、私は太平洋地域で比較するのであ

れば、当然アメリカについても太平洋艦隊というのがあつたわけですから、その中で第七艦隊、第三艦隊と、こう二つあるわけですから、太平洋地域で比較するのであればトータルな形で両方とも比較しなきゃならないんじゃないですかと、こういう点を指摘しているのであつて、いままでもやはりこういう比較の仕方は、指摘を私にしたことはなかったけれども、いままで第七艦隊とだけ比較をしているから今回もそうやったんだということと、ただけでは、私は軍事力の比較としては問題があるんじゃないかと思うんです。

さらに、専門的なことでですからこれは政府委員で結構ですが、海軍力を比較をするときには、ただ七百八十五隻とか六十隻とか、こういう比較の仕方はないんじゃないですか。あるいは、片や百五十二万トン、片や六十五万トン、こういう比較の仕方はないんじゃないでしょうか。問題は内訳なんですよね、七百八十五隻というのが一体どういう艦艇なのか、どういう機能を持った艦艇なのか、その内訳と、その六十隻の中身、こういう形で比較をしていかなければ正しい比較にならないんじゃないかと思うので、この七百八十五隻というのは内訳どうなっているんでしょうか。

○政府委員(岡崎久彦君) 内訳については、詳しい御質問があれば御説明しますが、これも、これは先生が恐らくそうであろうとお思いのとおり、小型艦艇が非常に数多くございます。米国の場合は主要戦闘艦艇が非常に多い。細かい点、御質問でございますれば数字を申し上げますけれども。

○野田哲君 やってください。

○政府委員(岡崎久彦君) それでは、米国第七艦隊は現在空母三隻、ソ連は一隻でございます。巡洋艦が米国は約五隻、ソ連十二隻、うちミサイル搭載艦七隻。駆逐艦クラスは、これは、駆逐艦とフリゲート合計でございますけれども、米国約十五隻、ソ連は駆逐艦三十隻、うちミサイル十七隻、フリゲート三十隻ございます。それから、米国は潜水艦七隻、ソ連は潜水艦百三十隻、うち原子力潜水艦六十隻、その他米国は兩用艦艇など約

八隻ございまして、ソ連は哨戒艇など約三百三十五隻ございます。それから、その他米国は補助艦艇二十隻、ソ連は二百四十五隻でございます。

ただ海軍力の比較はもう数字のとおりじゃわからない、それはおもしろいとおりでございまして、それから海軍の統計も各国いろいろな比較の仕方ございまして、伝統もあるのでございますけれども、最近までは、特にこれは専門家が見ればソ連とアメリカと船の種類も戦力も違うことは明々白々でございまして、従来もそういう数字を挙げていたんでございますけれども、やはり数字を読むに当たりましてはある程度の基礎知識は要るわけでございまして、これは、やはり國民にこれだけ防衛問題に対して関心が強くなれば、だんだんと御理解いただくのが本当と思います。本文の内容をごらんいただければ、決して数字を反映するような戦力の比較になっていないことはもう明らかでございまして、これはむしろちょっとわずかの常識でもって、戦力が数字とおりでないことは明らかな話でございまして。

○野田哲君 性格が全然違いますよね、ソ連の太平洋艦隊の性格と第七艦隊とは。ソ連の場合には潜水艦中心、第七艦隊は航空母艦中心、こういう性格になっているわけですから、それをただこういうふうに図表で、まだほかにも図表があります、トン数と隻数だけで並べるとするのは、私はいかにもこれは国民に誤解を与えると思うんですよ。

2

ナ」の中で比較をされています。これは、防衛局の調査二課の名前で発表されている文章がありますね。この中で、三十六ページのところに「米第七艦隊とソ連太平洋艦隊との比較」、こういうことでずっと比較をした記述があるわけです。その中では「もともと米第七艦隊は、即応態勢をとって前方展開された部隊であり、その稼働率、部隊の練度、艦艇の戦闘機能において、またこれを支えるスピード、横須賀など優れた後方補給機能を備えている面でソ連太平洋艦隊に比べ優位にある

と考えられる。」と、はつきり第七艦隊の方が優位だと、こういうふうに防衛局は発表しているんです。ところが防衛白書でこの図表だけ見、あるいは記述を見ると、ソ連の脅威論ばかりが誇大に強調されている。明らかにこれは同じ防衛庁の中で、こういうふうな矛盾が出ているわけです。この点、いかがですか。

○政府委員(岡崎久彦君) 数字の問題でございすけれども、と言って数字は一つのこれ重要な指標でございまして、数字以外に何を挙げるかという、挙げるものはないわけでございまして、結局はまず数字が基本でございまして、あとは数字の読み方の問題ではないか。まさにこれ防衛庁の調査二課で出しました説明におきまして、「優位にある」と書いてございますけれども、これもいろいろ優位な点を挙げまして、これこれ、これこれの面において優位であるという表現になっておりますけれども、結局だんだんこういうふううに防衛問題について国民の関心が高まってきたと、ただ数字を出す、これは限られた紙面でございすからまず数字が大事でございすけれども、それから限られた説明をつける、その上に、ある程度国民に理解していただくような説明をだんだん付していく、これが防衛庁の姿勢でございす。これは、まさに調査二課の資料にもあらわれておるわけでございまして、今後ともこのように国民に説明していきたいと思っております。

○野田哲君　これは紙にはつきり活字で出して

るものですから、そういう言い方をされても困
 んです。第七艦隊の方が優位だと、こういうふ
 うにはつきり書いているでしょう。先ほど参事官
 は、戦力の比較は数字で示すよりほかにはないじ
 やないか、問題は読み方なんだと、こう言われる
 けれども、数字で確かにあらわす以外にあらわし
 ようはないんだけれども、しかし数字であらわす
 以上は、戦力の比較なんです。それぞれに能
 力があるわけですから、同じ艦艇でも航空母艦と
 潜水艦というのは全然能力が違ふんだし、それぞ
 れの能力もあるし、稼働率もあるし、それからソ

連の太平洋艦隊の中では、予備艦というような形でリタイアす前の潜水艦もずいぶんあるわけですから、数字だけ隻数とトン数だけの比較を並べておけばそれが評価だということにはならない、正しい表現じゃないと私は思うんです。

そこで、問題はソ連の太平洋艦隊の戦力分析なんですけれども、ことしの白書の中では、四十九ページから五十ページにかけてこのソ連の太平洋艦隊の戦力分析を、水陸両用戦力が向上しているんだ、それから局地紛争への介入手段、外洋における航空支援能力を保持し、対潜能力の一層の向上、こういうふうな点を挙げながら総合的な評価を五十五ページにわたってやっているわけですね。こういう評価を見ると、いかにもソ連太平洋艦隊の任務は水陸両用戦力が非常に向上をして局地紛争へ介入してくる、つまり外国に兵員を侵略のために上陸させることが大きな任務になっているんだと、さらには外洋におけるシーレーンへの脅威を与える、こういうふうな評価になっているんですけれども、私はこういう評価は一面のじゃないかと思うんです。なぜならば、ソ連の太平洋艦隊の戦力分析という場合には、ソ連が太平洋艦隊に与えている最大の任務は、アメリカの第七艦隊に対抗するというのが最大の目標になっているんじゃないでしょうか。この第七艦隊に対抗する措置として、第七艦隊の航空母艦機動部隊の攻撃を沿岸で阻止をする、こういう性格を持ったのがこのソ連の太平洋艦隊、こういうふうな評価するのが正しい評価じゃないでしょうか。第七艦隊の存在というものを全く抜きにしてソ連の太平洋艦隊の戦力分析あるいは任務というものをみていくということは、私はやはり見方が一面的過ぎやしないか、こういうふうに思うんですが、その点いかがですか。

○政府委員(岡崎久彦君) 御指摘のとおり、先ほど申しましたとおりソ連の太平洋艦隊とアメリカの第七艦隊は、主として西太平洋、インド洋を中心として守備範囲としておりまして、その意味で第七艦隊に対抗する勢力であると、これはもう

海軍の常識でございます。

ただ最近の、本年の白書として特筆すべきソ連の海軍力の増強の特質を申し上げますと、まさにイワン・ロゴフの到着、これは揚陸能力の増強でございます。それからミンスクの到着、配備、これは従来ございませんでした海洋におきます航空支援能力の出現でございます。その他遠隔地におきます勢力の投入能力の増大、これは航空ともに七〇年代以来ソ連の一つの目標になっておりまして、これは、アングラ紛争等に見られた航空力による投入あるいは海軍力によるキューバ兵の輸送等に見られて、一貫してソ連の一つの海軍力整備の目標になっておりまして、これはまた掲げないわけにはいかない。もちろん、いま御指摘ありましたとおり、第七艦隊とソ連の太平洋艦隊、これは対抗する勢力、それはもう御指摘のとおりでございます。ただその上に、ソ連が最近備えつつあります海軍の能力、着目すべき点を挙げますと、これはまたいま申し上げたとおりでございます。これを書かないことはまたこれバランスを失う問題でございます。

○野田哲君 これは長官、ソ連が太平洋艦隊をふやした、そのことを日本がストレートに脅威だや威だというふうにあげつらうというのは、私はやはり見方が間違っていると思うんですよ。やっぱりソ連が太平洋艦隊をあれだけ配備をしたというのは、むしろ逆に第七艦隊の脅威に対抗するためのガード、こういうことの方が私は正しい見方ではないかと思うんです。

見方を変えて、このソ連関係について外務省の関係の人に伺いたいと思うんですが、外務省の安全保障の企画委員会が出した「とりきめ骨子」、この中ではソ連のベトナムにおける問題に触れておられるわけですが、ソ連の「ヴィエトナムにおける海・空軍施設の常時使用が可能になった」とみられ、このソ連のヴィエトナムを中心とした動きは、わが国の安全保障へも影響力を及ぼしつつある。こうなっているわけですね。私が伺いたいのは、ベトナムにおける海空の施設の使用が可能に

なったということ、いわゆる使える状態になっているということ、つまりそれはソ連とベトナムとの取り決めによって使える状態になっているということだろうと思うんですが、そういうふうに理解していいわけですね。

○政府委員(秋山光路君) お答えいたします。

ソ連がベトナムの海空軍施設の使用が可能になったと見られるというのは、各般の情報を分析調査の結果、私もそういうふうに考えているわけでありまして。

○野田哲君 また防衛庁の方に返るわけですが、防衛白書の中では四十五ページの中で「ソ連は、ベトナムの支援を強化するとともに、今やベトナムにおける海・空軍基地を常時使用する状態に至っている」と、こういうふうに見えているわけですね。外務省が見ている見方は使用が可能になったんだと、こういうふうに見ておられるわけですね。防衛庁の方は常時使用しているんだと、こういう評価になっている。これはちょっと違うんですね。使えるんだというのと、いまいつも使っているんだと、これはどっちが本当なんでしょうか。

○政府委員(岡崎久彦君) 恐らくと申しますよりも、これは両方とも本当であると思います。これは、使用可能な基地でありますから、常時使用しているんだとございまして、防衛庁が常時と言っておりますのは、昨年のうちは随時というふうな表現を使っておりました、ソ連のプレゼンスもそう常時ではなかったんでございましてけれども、事態の問題といたしまして、もう常時——常時と言って間違いございません、事態の問題として常時使用しております。まさにソ連はベトナムの海空軍基地が使用可能になったから、常時使用しているものであると理解しております。

○野田哲君 それはちょっとあなたのこじつけじゃないですか。使用できるようになったということ、いつも使っているということとは同じじゃないですよ、これは。あなたの言ういつも使っているというのは、つまり嘉手納とか岩国のように

に、基地として継続して使用している状態を常時使用している、こう言うのであって、外務省の言っているのは使えることが可能になっている状態だということ、いつも使っているとは言っていないんですよ。同じじゃないですよ、これは。どうですか。

○政府委員(岡崎久彦君) 申し上げましたとおり、常時と申しますのは、艦船、航空機のプレゼンスの実態を把握いたしました、それで、もはや常時と言いつける状態になったと、これは実態の問題でございます。これはもちろん可能でなく使えないのでございまして、可能であるかどうかという法律的問題とは——法律と申しますよりも国家間の合意の問題とは別にいたしました。実態の問題として常時使用になっております。この判断は、事実関係でございますので間違いございません。

○野田哲君 あなたの方は自信を持って実態として常時使用だと、こう言われるんですね。そうすると、外務省の方のこの見方というのはいかにもこれは間違いだと、こういうふうな聞こえるわけですね。あなたの方がいつも引き合いに出すアメリカは、そう見えないということを発表しているわけですね。ちょうどこの防衛白書やそれから外務省の企画委員会が出したあのころと全く同じところに、アメリカの政府は、ソ連のベトナムの基地の使用状態について見解を発表しているんです。インドシナ情勢の分析に当たっているアメリカ政府筋は、ソ連海空軍のベトナムを足場に軍事活動は増大しているが、そのペースはゆっくりとしたもので、ソ連にベトナムを侵略的な基地にしようとの計画はなく、ベトナム側もこれを受け入れないだろう、こういう判断を明らかにしたということを発表しているわけですね。ベトナムの基地にソ連の艦艇や航空機がときどき寄っているのは、乗員の休養なり補給のために寄っているんだというところをここに説明をしているわけですね。アメリカがそういうふうに見ている。そして、外務省の方の見方は常時使用が可能だと、こういう状態

を言い、防衛庁の方はいつも使っているんだということを自信を持って申し上げますと、これはずいぶん評価が違いますが、それでもやっぱり防衛庁はいつもこれは常時継続して使用しているんだと、こういうふうに見えているわけですか。そうだとすれば、それは何に基づいているんですか。

○政府委員(岡崎久彦君) ただいまの御引用の書類も政府筋ということなんで、これは、果たして政府筋がはっきりしていることを言っているかどうか、むしろ米政府に確認しなければわからないことではないかと、ただいま伺った限りにおきまして、これは別に矛盾しないのでございまして、ソ連の基地化ということと、その点はこの白書をお読みいただくと非常に注意深く書いてございまして、ベトナムにおける海空軍基地を使用するということは、これは違うことなんです。ソ連がカムラン湾、ダナンを基地化しているかどうか、これはわれわれにとっても非常に重大な情勢判断の問題でございまして、われわれ自身も基地化しているという判断にはまだ到達していません。

それはどういふことかと申しますと、基地と言ってもどこから先が基地ということはないんでございまして、もちろん自由諸国のように協定をもって基地の供与を決める、そういうのはつきりした条約の根拠をつくる場合は明らかでございまして、けれども、ソ連の場合はそういう協定がたとえあっても決して公表していませんので、これはわからない。そういったしますと、いわゆるまず初めは薪水の補給から始まりまして、それからある程度の休養施設あるいは給油、それからだんだん通信施設の段階がだんだんと進んでいくわけでありまして、カムラン湾、ダナンがまさに米政府筋が言っているように基地化しているかどうか、どの程度基地化しているかというところはわれわれとしても非常にむずかしい判断で、それは差し控えておきます。ここに書いておきますのは、ベトナムにおける海空軍の基地をソ連が常時使用している

る、この点はどうアメリカの情報筋といえどもわが方との間に何ら意見の相違はないはずでございいます。

○野田哲君 新聞発表からアメリカ政府のあれというのはそのまようのみにできないという意味のことをあなたは言われたわけですが、あなたの方のそれじや出所、情報はどこから出たんですか。

○政府委員(岡崎久彦君) この情報の出所は、機微にわたる面がございしますので差し控えてさせていただきます。

○野田哲君 私の方がいろいろ資料を出して言え、それは新聞だから信用できないとか何とか言うが、じゃ、あなたの出所はどこなんだと聞いたら、それは機微に触れるからということで明らかにできない。これでは国会議論がみ合わないやないですか。これは委員長、注意してください。それだけのことを言うのであれば、出所も明らかにして答えてもらわなきゃ困るじゃないですか。

○政府委員(岡崎久彦君) この出所につきましては、わが国はもう平和国家といたしまして情報収集——いつも豊富な情報を備えていなければいけないわけがございまして、これを明らかにいたしますことが将来の情報収集機能を妨げる、そういう危険のある、可能性のある情報源でございまして、申し上げることは差し控えてさせていただきます。

○野田哲君 そうすると、あなたの言う常時使用というのは、基地化じゃないが、どういう形態で使っていることを言うわけですか。

○政府委員(岡崎久彦君) ただいまはつきり申し上げました、あるいは御意に沿わなかったかもしれないのでございまして、一般的に常時ということになりまして、いろいろな機微なソースにもわたるのでございまして、たとえば海上の船舶が見かけるとか、それからあるいは、これはもう東南アジアあたりの新聞にも何隻ぐらゐがカムラン湾あたりにいつもいるというよう

ことはいつも出ておりますし、そういう点からむしろ常識として総合的判断として申し上げてもいいかと思ひます。そういうような報道とか、そういう一般的なことから申しますと、カムラン湾、ダナンの湾内湾外に常時ソ連艦隊がプレゼンスしている、そういう状態であるというふうに考えられます。

○野田哲君 出所を明らかにしないでそういう判断をされるんですから、答弁されるんですから、これ以上これはかみ合わないから私はおきますがね。

この問題で最後に長官に見解を伺っておきたいと思うんですが、先ほど来、政府委員の方と私がいろいろやりとりをしておりますが、防衛白書に記述されている流れというのは、まず太平洋におけるソ連の艦隊、これを一つの潜在的脅威として大きく取り上げておられるわけですが、アメリカの第七艦隊との比較の仕方一つをとってみても、いろいろやはり問題点があるわけですね。あるいはベトナムの使用状態一つをとってみても、アメリカとそれから防衛庁と外務省、それぞれ違いがある。少しやれば防衛庁の方は事実を誇大に、脅威を強調しようとする余りに、取り上げ過ぎてい

るんじゃないか。しかもソ連の太平洋艦隊の主たる任務というのは、むしろアメリカの第七艦隊に対する対抗手段としてとっておることであって、日本がそれによって脅威を受けるといふようなことを第一の認識として持つことは、少し国民に対して無用の不安感をかき立てることになるんじゃないか、こういうふうに私も受けとめてい

先ほど来、この脅威論をやってきたわけですが、私はやはり鈴木総理が答えておられるような形で認識をされるのが正しい認識じゃないか。防衛庁の方は少し鈴木総理の認識とはかけ離れて先走り過ぎておる、こういう印象を受けるんですが、総括的にその点についての長官の認識を承っておきたいと思ひます。

○國務大臣(大村義治君) 先ほど来、防衛白書の

記載事項に関連していろいろ御指摘があったわけがございまして、防衛庁といたしましては、入手し得る資料に基づいてできるだけ正確な比較を試みたいということから従来から努めてきているところでもございまして、その点から申し上げますれば、第七艦隊だけで不十分だという御指摘でございますが、アメリカの方の第七艦隊を見ますと、ここ十年近くはほとんど横ばいであると、それに比べてましてソ連の太平洋艦隊は最近数もふえております。ここ一年で十数万トンふえてきておるといふことは客観的な事実でもございまして、またアフガニスタンへのソ連の侵攻以来、日本国民の大多数の方は北方領土になぜ一個師団近くのがれが駐屯しているのかという点についていろいろ疑問も持っておられるということも否めない事実ではないか、そのような点からいまして、意図がはっきりしませんが、決して敵視するわけにはまいらぬわけがございまして、そういう能力の増加という点はやはり着目して、そして、これまでの防衛計画で決めておりました計画を着実に実施していくことが、総理の言われた節度のある防衛力の増強につながるものと私どもは受けとめておるわけがございまして。

○野田哲君 外務省に、せっかく前に座っていたいておられますから、もう一つ、先ほど出た企画委員会のレポートの問題について一点だけ伺っておきたいと思ひます。

十六ページのところ、「いざという時にわが国の防衛のために米軍が来援しやすいような状況をつくっておくことも同様に必要である」と、こういうふうな記述があるわけですが、これはどういう意味ですか、いろいろ前後がずつとあるわけですが、わかっていると思うのが前後のことは省略いたしますが、この米軍が来援しやすいような状況をどうしっておくことが必要なんだと、これは何をどうしろということなんですか。

○政府委員(秋山光路君) お答えいたします。米軍が来援しやすい状態をつくるという意味は、私どもが考えておりますのは、米軍の日本に

おける基地の安定的使用、これを確保する、並びに日米安保体制を一層円滑かつ有効に運用するというために種々努力を払うということを意味しているわけであります。

○野田哲君 いまおっしゃった基地の安定的使用とかいうようなことは、これはほかのところへ書いてあるのであって、その前後のところを読んでみると、何か私は別の意味がこには含まれていないんじゃないかなあという感じがするんですが、そうじゃないんですか。つまり、米軍が来援してきたときに活動しやすいような国内的条件というものをつくっておくと、こういうような意味じゃないかというふうな前後を通じて読めるんですが、そういう意味がなければそれで結構なんですが、その点どうですか。

○政府委員(秋山光路君) そういう意味合いで使っているとは思っておりません。

外務大臣もかねがね御指摘申し上げているとおり、日本の防衛というものは日米安保の体制のもとにいわゆる自衛力によって補うという考え方でございまして、こういう基本的な枠組みを円滑にかつ有効に使用し得る状態をつくっておく、こういう意味であります。

○野田哲君 それ以上の意味がなければそれなりに受けとめておきたいと思うんです。

長官に中期業務見積りについて伺いたいと思います。

まず、この中期業務見積りというのはどういう趣旨でつくられたものですか。

○国務大臣(大村義治君) お答え申し上げます。

中期業務見積りとは、防衛庁が防衛計画の大綱に基づき毎年の防衛力整備計画を進めていく上でその基礎となる業務計画、予算概算要求等を作成するに当たり、その参考とすることを目的としたしまして、五十五年度から五十九年度までの間の主要な事業について見積りをいたしたものでございまして、

○野田哲君 そうすると、これは防衛庁の部内限りの資料ですね。

○国務大臣(大村義治君) そのとおりでございます。

○野田哲君 ある程度の資料は私もちょうだいしたんですが、私どもに公開できない資料というのはどの程度のものがあるんですか。

○政府委員(塩田章君) 昨年の七月にできましたときに「中期業務見積りについて」というものを公表いたしました、ことしの五月にさらに補足する説明資料を公表いたしました、これによりまして、中期業務見積りの内容としております項目についてはすべて載っております。それ以外に何かあるのかというお尋ねでございますが、項目としてはこれに全部網羅されておりますが、書類といたしましては、私ども、中期業務見積りとは能力見積りとは事業見積りから成っておりますわけでございますが、その書類そのものは秘蔵扱いにいたしております。したがって、そういう文書は別にございまして、内容的にはいま申し上げたものに項目的にはすべて網羅されておる、项目的にそれ以外のものがあるというわけではございません。

○野田哲君 能力見積りというものがわれわれに公開されていないものと、こういうことですね。

そこで、本年の五月の一日に大平・カーター会談が行われております。この会談で要請された日本政府の内部にある計画を予定より一年早く達成することという要請、この日本政府の内部にある計画というのは、これは外務省からお答えいただいたらうと思うんですが、これはつまり、いま説明のあった中期業務見積りということなんですか。

○政府委員(浅尾新一郎君) 故大平総理がワシントンに行かれましたカーター大統領と会われた際に、防衛問題については大統領の方から、日本が防衛力の増強に努力していることをアメリカ側として評価していると、日本の国内的制約は十分理解しているところであるけれども、さらにその政府部内にある計画を早目に達成されるならばアジ

アの平和と安定のために有益と考えるというのが大統領の発言でございまして、それに対して総理大臣の方から、われわれとしては従来から精いっぱい努力をしてきたところであるが、今後とも自主的にその努力を続けていくと、それから、アメリカ側が日本側の持っている制約について理解を示したことに付いて評価すると、さらに日本として今後防衛力の整備についてどの程度のことが出来るかについて真剣に検討していくと、さらに語を継ぎまして、安全保障の問題というものは軍事的な面だけでなく、アジアにおける政治的あるいは経済的な安定のために日本政府としては経済協力の面で援助していると、こういうことでございまして、アメリカ側がいま御指摘のありました政府部内にある計画と言ふことは、中業ということをおアメリカ側が具体的に言及しているわけではございませんし、また、そこでは一年前倒しという言葉は全然出ておりません。

○野田哲君 中業という言葉は出ていないし、一年前倒しという言葉も出ていないということですが、この対象になった政府の内部にある計画というのは、これはもう中業以外にはないですね。そのことでしょう。

○政府委員(浅尾新一郎君) これは、アメリカ側がどういうことを指して政府部内にある計画ということを言ったか、私たちとして類推する立場にございませぬけれども、ただ時系列的に申し上げれば、三月に大村外務大臣が渡米した際に、ブラウン国防長官が日本に対して言ったのは、日本側に対して顕著にして着実な防衛力の増強を期待すると。さらに語を継ぎまして、中期業務見積りもその早期達成を希望すると、こういうことでございまして、それに対して大村大臣の方から、中期業務見積りについては、これは防衛庁限りの計画であるので、帰国してから総理大臣あるいは防衛庁長官に報告するというのが経緯です。

○野田哲君 だから、端的に言えば、三月の大村外相が訪米をしてブラウン国防長官と会ったときの話からずっとつながっていく。これはもう中期業務計画、これが五月一日の大平・カーター会談での早期達成の要請、こういう形になった。これはそうですね、大村さん。大村長官、そうでしょう。

○国務大臣(大村義治君) そのように承っております。

○野田哲君 そこで長官、先ほど来の防衛庁部内の、防衛庁限りの五十五年度から五十九年にかけての予算概算要求等の踏み台にする内部資料なんだと。こういう防衛庁限りの内部資料が、どうして国防長官と外務大臣の外交交渉から、さらに引き続いて大平・カーター会談というトップ会談のところまで議題になったんでしょうか。

結局、これはアメリカ大統領の要請という形で、結果的に言えば九・七という枠をあなた方が大蔵省、政府部内で認めさせる、こういう政治状況をつくり上げていった。つまり、これは防衛庁が内政干渉の道をみずからつくっていったんじゃないか、こういうふうな理解するのは間違いないか。

○国務大臣(大村義治君) お答え申し上げます。中期業務見積りについては、日米首脳者会談で、具体的には名指しはございませんが、政府の部内に見積りなり計画を促進してほしいという要望があったことは私承っているわけでございます。

そこで、防衛庁としてはこの中期業務見積りについてどういう扱いをしていったかということをお話し申し上げます、これまでの日米両国の防衛問題に関する意見交換の場におきまして、防衛庁の考え方を述べる際に、必要に応じてそのアウトラインは説明しております。国会にも御説明し、一般にも公表しましたアウトラインを説明いたしておるわけでございます。しかし、これは中期業務見積りが外交交渉の対象になっていないことではございません。説明の内容は、一般に防衛庁が発表している範囲内のものでございまして、米側としましてはこの中期業務見積りが防衛庁限りのものであるということとは十分承知

しているはずでございます。

したが、この問題につきましては要望はございましたが、私もいたしましては、あくまでわが国の自主的判斷に基づいて、防衛計画の大綱に定める防衛力の水準をできるだけ速やかに達成するために自主的な努力をこれから私にしたいと考えている次第でございます。

○野田哲君 アメリカが中期業務見積もりを承知をし、非常に関心を持ち、そしてこの早期達成を強く望んでいる。アメリカは非常にこれに強く期待をしているわけですが、アメリカ側には、先ほどわれわれには明らかにされてない能力見積もりというものが渡されているから、非常に執着をするわけでしょう。その点どうですか。

○国務大臣(大村義治君) お答え申し上げます。

中期業務見積もり全体は秘密の文書でございます。そこで、この秘密の分を除くアウトラインを米側に説明したわけでございます。国会に御説明してないものを米側に説明するということは一切いたしておらないわけでありまして。

○野田哲君 そうすると、能力見積もりはアメリカ側にも説明してない。われわれに公開したと同一ものをアメリカに説明したと、こういうことですね。

それでは伺いますが、いま、一九七八年十一月に取り決められた日米共同作戦のガイドライン、あれに基づいた作業がずっと進められていますね。あの作業の中では、八〇年代の能力見積もりや中業の中へ含まれている能力見積もりはなしでこのガイドラインの共同作業をやっているんですか。そんなことはあり得ぬでしょう、作戦的に考えても、どうですか。

○政府委員(塩田章君) いま御指摘のガイドラインに基づく研究は、現在の自衛隊の能力を前提にしまして、現在日米共同対処するにはいかにするかという研究でございますから、いま先生御指摘のように八〇年代、先のことの自衛隊の姿を想定して研究しておるわけではございません。現在の

自衛隊の力を前提にして研究しておるわけでございます。

○野田哲君 中期業務見積もりというのは昭和五十五年から五十九年まででしょう。だから、五十五年度もすでにその中へ入っているわけですね。そういう状態の中でこの五年度、五十五年から五十九年までのごく近い期間のこの中業に入れられている能力見積もりを抜きにして日米共同作戦のあのガイドラインの共同研究がやられる。そんなことは通用するんですか、防衛局長、冗談じゃないですよ、これは。

○政府委員(塩田章君) 先ほど申し上げましたように、現在の自衛隊の持つ防衛力を前提にしておりまして、現在の防衛力に、たとえて言えば、護衛艦なんかで言えば中業よりはるか前の時期につくったものがいま就役してあるわけでございますから、そういうものを前提にして、それに対して米軍の来援があった場合にいかにか共同対処するか、こういうことでございますから、そういうことで研究しております。

先生のおっしゃいますように、この中業は五十九年までだから、ずっと変化していきます。それは当然自衛隊の防衛力も変化していきます。したがって、いまの私どものやっておりますガイドラインに基づく研究作業というのは、言うなれば研究をずっと続けていくわけですが、言うなればエンドレスに続くということを申し上げておきますが、それはその年その年で自衛隊の力そのものも変わりますし、国際情勢も変わりますから、そういうことで研究いたします。これは、ずっと続いていくということでございますから、いまの時点のいまの研究内容ということであれば、これは当然現在の自衛隊の力、それを前提にした研究をして、また来年は来年というふうにならざるやうに変化に応じて常に研究は続けていくと、こういう形になるわけでございます。

○野田哲君 私は、私ももたらした資料によつて表をつくつてみたわけですよ。防衛計画の大綱と現在の状態と、それから中期業務見積もり、こ

れを比較する表をつくつてみたわけです。能力見積もりがアメリカ側に渡されていないという状態で、公開されている資料だけで私も表をつくつてみましたけれども、こんなものであれだけアメリカが執着するはずはないんですよ。能力を期待をしているからで、これは何ら期待するような形のものはわからないですよ、あれだけ執着する内容というのは、あなたがあくまでも能力見積もりについてアメリカには絶対に渡してない、というふうに言われるんだとしたら、もうそれ以上私はいくつか次の問題に入っていきますが、そんなことはあり得るはずはないと思ふんですよ。もう一遍その点伺います。

○政府委員(塩田章君) 二つを分けてお考えいただきたいんですが、いま先生がおっしゃいましたアメリカが中業の内容なり今後の整備状況について執着をしておるというふうな表現をされたわけですが、それは、あくまでも中業についていまいかどうなっていくかということについてアメリカは、先ほど来お話が出ておりましたように、わが方に対して期待表明をしております。ですからそういう意味で、執着という言葉がいかどうか知りませんが、そういう期待表明をしていることは事実です。そのことと、いま先ほどお話ししたガイドラインに基づいて共同作戦の研究をして、その内容とは一応切り離してお考えをいただきたいというのを私は申し上げておるわけです。

○野田哲君 それで防衛庁長官、ことしの一月ブライラウ長官が来たり、大来さんが行ったり、五月には大平・カーター会談があったり、こういう中ですとことしの五月一日まで、中期業務見積もりを早くやろうという問題がアメリカとの外交交渉の大きな課題になってきたわけですが、結局長

官としてはどうなんですか、一年繰り上げてやろうというおつもりなんですか。

○国務大臣(大村義治君) お答え申し上げます。一年繰り上げという要望があったということは承っております。承っております。できるだけ早く実現してほしいという趣旨の要望があったというところは承っているわけでございます。しかし、これは先方の要望でございますので、防衛庁にいたしましては、わが国の内外の情勢にかんがみまして、現在実施中の防衛計画の大綱、その示す線を描きただけ早く実現する必要がある。それには大綱に基づいて防衛庁みずから策定しました中期業務見積もり、五十九年度までの見積もりでございますが、これをできるだけ早く実現に移したい。しかしながら一方におきまして、財政再建という財政上の強い制約もございまして、また国民の皆様の御理解を仰ぐという必要もございまして、五十六年度の概算要求を取りまとめ提出し、防衛庁としましてはこの要求の実現を期して、いまま努力しているという次第でございます。

一年繰り上げができるかどうかということのお尋ねに対しまして、直接のお答えにはならないかと思ひますが、防衛庁の考え方を率直に申し上げた次第でございます。

○野田哲君 これは長官、率直じゃないんじゃないんですか。五十九年までの五年間の計画をできるだけ早く進めていくということであれば、一年早めるのが一番早め方としては最小限の早め方でしょう。だから私は、端的に一年早めるんですかと聞いたんですが、端的にお答えいただきたいと思ふんです。

○国務大臣(大村義治君) 繰り返して申し上げますが、一年早めるということは具体的な念頭にはないわけでございます。できるだけ早く実現を図りたい。そのためには、財政力その他の制約もございまして、また五年間の見積もりでございますから、五十五年度にスタートして五十六年度は二年目、あと三年も残っている、そういう後のこ

ともございまして、五十六年度におきましては可能な限り前進を図りたいということございまして、一年短縮を頭に置いて五十六年度の概算要求をまとめたということではございません。

○野田哲君 どうもなまくら問答で、これわかりませんね、われわれみたいな単純な者には。

それは具体的に伺いますが、昭和五十五年四月三十日、ことしの四月三十日に、「昭和五十六年度業務計画の作成に際して指針とすべき事項に關する長官指示」こういうのが出ていますが、この中では、「中期業務見積り(昭和五十五、五十六年度)の見直し作業の成果」というふうに書いてあるわけですが、この「見直し作業の成果」というのはどういうことですか。

○政府委員(塩田章君) 中期業務見積りというのは、先生御承知のように毎年の予算要求の資料とするための見積りもございしますが、ということとは、毎年実際に予算要求するものとなる来年度の業務計画をつくる時に見直しをするわけですね。中期業務見積りというのは、そういう意味で毎年私どもは見直しをしております。そのことをいまの御指摘の「長官指示」の中で言っておるわけでございます。毎年見直しをして、そうして来年度の業務計画をつくり、その業務計画案に基づきまして概算要求案をつくと、こういう手順を踏んでおるわけでございます。そういう意味の見直しでございます。

○野田哲君 そうすると、この見直しという意味は早期達成という意味ではないと、こう言われるわけですか。

○政府委員(塩田章君) 先ほど長官から、五十九年度達成を一年繰り上げるわけじゃないとお答えをいたしました。そのとおりでございまして、五十六年度の見直しに当たりまして、したがってまたその見直した結果の概算要求の案の作成に当たりまして、私どもは早期達成について配慮をした概算要求案をいま提案をしております。それは先生の御指摘のように、五十九年度やめちやう五十八年度で終わるようなそういう意味

の繰り上げとか、そういうことじゃなくて、主要装備品につきましてできる限り早く達成できるようにという意味で、五十六年度の見直しのときにそういうことを配慮した見直し作業をいたしまして、現在概算要求に出しておるということでございます。

○野田哲君 四月二十三日ですか、防衛庁の自衛隊高級幹部会同というのがありましたね。その高級幹部会同の中で当時は細田長官であつたわけですが、防衛庁長官訓示というのをされて、この内容を見ると、この中業の問題がこの訓示の中に含まれておりますね。「二大綱」に示す防衛力の水準の可及的速やかな達成と中期業務見積りの見直し」と、こういうことで「現下の国際情勢の厳しさを考えるとき、日米安保体制を更に揺るぎないものとするための努力を続けるとともに、今後、従来以上に我が国の防衛努力を強め、大綱に示す水準を可及的速やかに達成する必要がある。中期業務見積りについても、かかる観点から見直し作業を促進し、その結果を踏まえて、逐次昭和五十六年度の概算要求の内容を固めていく所存である。」つまり早期達成ということ踏まえて中業についても見直しをやるんだと、これはいま局長が言われたように早期達成を配慮した形のもの、こういうことで長官のこの訓示の内容というのがいま防衛局長答えられた、こういうことなんですか。

○政府委員(塩田章君) そのとおりでございまして。

○野田哲君 そうすると、この中期業務見積りというのは総額で二兆七千億ないし二兆八千億、こうなっておりますね。これは五十四年度の価格で見積もって二兆七千億ないし二兆八千億、こういうことでありますから、もうその後の物価の上昇を考えると、延べに三兆円を超えはするかと私は思うんですが、延べに三兆円として単純に割って五年度だと、単年度で平均して六千億、こういうことになると、それをさらに短縮していこうとすれば、四年ということ割って

ば七千五百億と、こうなるわけですが、GNPのこの一割の枠内でおさまるんですか、この点端的に伺いたいと思つております。

○政府委員(塩田章君) 五十四年度価格で二兆七、八千億と申しますのは、御承知のように中期業務見積りでは主要装備品しか積み上げておりませんで、その金額でございます。それは、いま先生の御指摘のとおりで、もちろん物価によつて上がつてくるだらうとは思つて、全体的に防衛費の予算がGNPの一割を超えることになるかならないかという点につきましては、重要な要素が、不明な要素がございまして、GNPの推移もわかりませんし、私どもの方の積み上げもいまの主要装備品しかやっておりますので、そういう意味では不明な要素が多いんですけれども、一応見直しとしましては、私どもは五三中業が目指しております五十九年度までには一割に近づいて、従来から御説明を申し上げておるところでございます。

○野田哲君 一割に近づいて、こういふことですが、十一月十日に原次官が、大村長官も出られて、内外情勢調査会で講演をされております。その中では、この防衛計画の大綱とそれから一割を決めたのはちょっと時期がずれてるんだから、防衛計画の大綱と一割とは直接の関連性はないんだ、こういう意味のことを言っておられるわけですが、決めた日にちが一週間ばかりずれたからといって、私はそれが無関係という説明はいかにもこじつけのようには思ふんです。

それはそれとして、原次官は現在二兆二千萬の防衛費のうちで二〇%の四千億程度が装備だと、そこで〇・九%と一%のすき間に二千億あるから、四千億と二千億ということで五割アップになつても一割を超えることはないんだと、こういう意味のことを言っておられるわけですが、実際問題として価格が上昇して三兆円を超える状態になり、それをしかもできるだけ早期に達成をしていこうということになったときには、いまずき間が

二千億あるわけですが、それで数字の上で、いま防衛局長から説明があつたように一割で本當にこれはおさまるんですか、これ。おさまりますと言つておつたら、あなたがおさまらないようなものを後で出してきたときに大変なことになりますよ。おさまらないならおさまらないと、いまのうちに言つておく方がいいんですよ。

○国務大臣(大村義治君) お答え申し上げます。原次官の講演でありまして、これは内外情勢調査会、私も招かれておつたんですが、そのすぐ後衆議院の安全保障委員会がありまして、私は冒頭のごあいさつをして後は原次官にお話の方はお願いしたわけでございます。その後新聞報道等で御指摘のようなあれがございましたので、本人を呼んで様子を聞きましたところ、防衛計画の大綱の決定としまして防衛費のあり方についての対GNP一割以内に相当する額をめぐるとする、また閣議決定との間には若干の日の差もあるし、また事柄自体が相当長期を予定したものとそれほどでないものとのその点もある、その辺の背景説明をしたものであります。そして見直しとしては、いま先生御指摘のとおり相当の幅があるので、当分一割以内でいけるんじゃないかと、こういう趣旨の講演をしたものであるということでございます。たので、必ずしも一割をすぐ超えるんだといううなことを示唆したものではないというふうに私は受け取つておるわけでございます。

ところで、今後の見直しでございますが、なるほど先生御指摘のとおり物価も上がりますから、この正面事業に要する経費五年間で二兆七千億ないし二兆八千億もこれ若干上がることもございまして。また、GNP自身もどのぐらいいふえましか、これは先のことでございまして、具体的な判断はつけにくいわけでございますが、わが国の経済が極端な変化がない限り、やはり毎年分母に当たりますGNPもある程度の伸びはあるんじゃないか、そういうふうな点を彼此勘案いたしました場合には、現在の中業を進行させましても防衛局長答弁のとおり一割に近づいていくんではない

してもらえると、さまたまうわさが流れているわけ、防衛庁がまだどこにするかということを決めていないと、まだ全体的に物色中であると言ふにもかかわらず、なぜこの三田でこのような具体的な周辺整備にかかわるようなうわさが流れるのか、また、不動産会社がそのようなことでもって地域住民の説得に当たろうとするのか、その点はどうお考えですか。

○政府委員(多田欣二君) 先ほど来申し上げておりますように、私どもは現在事務的に候補地を物色中の段階でございまして、まだどの場所ということ具体的に決めたわけではございません。したがって、私どもは地元とそういう取得に関する折衝とか、あるいは関係の地方自治体と御協力をお願いかどうかという点についてのお話し合い、そういうことは一切始めておりません。

○本岡昭次君 その点はわかりました。

そこで、三田市を含む京阪神の西側に防衛上のすき間ができていくというんですが、私はまさにその京阪神の西側に住んでいます。その京阪神という概念ですが、私たち関西人が使う京阪神という概念と、防衛庁が使うおられる京阪神の概念が同じなのかどうかということをおたししたいんですが、この京阪神というのとは一体どこを指すんですか、京、阪、神という。

○政府委員(多田欣二君) ナイキの部隊でいわゆる京阪神地区を担当する部隊というのは、第四高射群という部隊がすでにできております。本部を岐阜に置きまして、岐阜、それから三重県の白山、滋賀県の饗庭野というところに発射台を置いておるわけでございますが、この部隊が防護をする対象地域というのは、まあ大体名古屋を中心とする——これは御承知のように、ナイキという部隊は主として要地防空でございます。いわゆる都市を守る、工場地帯を守る、あるいは人口密集地帯を守るということのために設置をする部隊でございますが、名古屋周辺、あるいは大阪、神戸、あるいは京都周辺、そういう守るべき対象があの地域にはたくさんあるわけでございます、そう

いうものをこの現在あります三個隊がカバーをしておる。ところが、ナイキの射程と申しますのは大体まあ百キロちょっとぐらいでございますが、そういうことで先ほど申し上げました三つの陣地でカバーする地域を見ました場合に、どうもいわゆる京阪神地区——われわれも先生がおっしゃっているような京阪神地区と常識的には同じ京阪神地区と言っておるわけでございますけれども、主として兵庫県寄りですね、そういう方面寄りの方がやや穴があく、こういうふうに見ておるわけでございます、それをカバーするためには、いわゆる京阪神地区の西側の方にもう一隊ナイキ部隊を設置すれば京阪神地区の防護はほぼ完全になるだろうと、こういう考えのもとに作業を進めておると、こういうことでございます。

○本岡昭次君 京阪神の、京というのは京都ですね。京都府ですか、京都市ですか。阪というのは、これは大阪の阪ですね。これは大阪府、大阪市……神というのは、これは神戸ということですね。そういう京阪神という概念もあるんですね。

まず、一つずつ尋ねていきます。京阪神の京は、京都府ですか、京都市ですか。

○政府委員(多田欣二君) 先ほど来申し上げておりますように、ナイキが防護をする対象は主として、たとえば都市、人口密集地、あるいは工場が密集している地域、あるいは重要な軍事施設と申しますか、そういうようなものでございまして、ですからまあ、京都市なのか京都府なのかと言われると大変困るわけでございますが、われわれは当然京都市——市街地だけではなくてその周辺も含めまして、あるいは京都市の中にも舞鶴というふうなものも含めまして防護対象にしているわけでございます。

○本岡昭次君 そうして一々聞いていきたいんですが、時間がありませんのでね。

それで、阪神と言ふ場合は通常私たちの住んでいる場合、大阪、神戸は外れるんですね、阪神間

というのは、あの間にはさまって都市がありますね、芦屋、宝塚、川西、伊丹、西宮、尼崎、あそこを指して阪神間と。それで、大阪と神戸があるわけですね。だからその、いま言っておられる京阪神の、京は別にして、阪神の西側に防衛上と。だから、そのときに神戸市もいまいちおっしゃるのに入るわけですね、神戸市。もう一遍言います。だから、京都、それから大阪はまあ大阪市を中心とする大阪、それからいまいち言いました、間にはさまって六都市、それから神戸市、これだけの都市が全部含まれると、こういうことですね。

○政府委員(多田欣二君) おっしゃるとおりでございます。さらに申し上げます、たとえば和歌山寄りに工業地帯もたくさんございます。あるいは播磨に工業地帯もございまして、そういうものも含めまして防護対象として考えております。

○本岡昭次君 だから、そういう全体の地域の中での三田という町だけが固有の名称として三月六日の衆議院の予算第一分科会で挙がったということなんです。たくさんありますね、いまおっしゃる中で十幾つあるんじゃないかと考えるんですね、なぜそれじゃ、それだけたくさんあるのに、三田という固有の名称だけが挙がったんですか。

○政府委員(多田欣二君) これは、三月の予算の分科会で堀先生から御質問いただいたわけですが、私の方から三田ということをおし上げたわけではないわけでございます。私どもは終始一貫して、いわゆる京阪神地区、特に阪神地区の西側において物色中と申し上げたわけでございますが、それに対して堀先生が、三田は入っていないだろうなという御質問がございました。それに答えます、いわゆる三田市は当然われわれが考えております阪神地区の西側の地域の最も神戸に近い場所でございますので、その地域はわれわれの検討対象の広い地域の中に入っておりますと、そこを抜いておるわけではございませんというのを答弁申し上げたわけでございます、こちらから三田という名前を挙げたわけではございません。

○本岡昭次君 そこで、防衛庁の方は、当然そういう

いうことですから三田に対して具体的に折衝、交渉、話し合い、そうしたたいのものは一切してないという先ほど御答弁ありました。地元の三田市でも市会があることにこの問題が取り上げられて、そこで市長がやっぱり答弁をしております。三月段階で市長の答弁はこう言っています。

「ナイキの問題でございますが、私はこの新しい三田の町づくりにいわゆる学園構想、あるいはまたニュータウン構想等を含めてですね。そういう方向で町づくりを考えておるわけでございます、その考え方には、ナイキの問題は入っていないし、また考えていないわけでございます、その点十分ご了承願いたい」と、こう言っています。それからまた、六月の市会では、「ナイキミサイル基地の問題につきましては、私のまちづくり構想の中には、このような計画は入っていないところでありまして、このように明確に言っているのにもかかわらず、いろんなうわさが流れてきて、そして三田市周辺の中に大変な混乱が生まれてきている」ということでございます。

そこで、三田市長が明確にこのように言っている、そういうことを踏まえて、防衛庁として、やはりこの種の問題については第一に考えなければならぬことは、こうした、たとえば三田なら三田という地元、そしていまおっしゃった京阪神全体の関係するそれぞれの自治体の意向というものをまず当然第一義的に尊重しなければならぬと私は考えるんですが、その点についてはいかがでございますか。

○政府委員(多田欣二君) 私どもが新たな基地を設置するというような場合には、当然これは基地を設置します場合にはいろいろ工事等が伴うわけですから、大きな土木工事をやりましたり、環境の変更にございまして、そういう場合には当然関係の地方自治体の御協力を受けなければならぬわけでございます。それから、基地がそこで安定的に使用できるということも、かかって地元の皆様の理解と御協力によるわけでございますので、私

どもが基地を設置します場合には、当然候補地を決めました場合に、まず関係の地方自治体に対しまして、こういう理由でこういう施設をこの場所につくりたい、ぜひ理解と御協力をいただきたいというのを申し入れると同時に、私どもがなぜそこを選んだか、なぜ必要かという点につきましまして、できるだけ詳細に御説明をするというのがしきたりでございます。今度考えておりますナイキの高射隊につきましても、当然そういう手順を踏みまして、関係の地元の皆様等の理解と御協力を得られるという見通しを得た上で設置をします、そういうことにしたいと考えております。

○本岡昭次君 最後に、ひとつこれは大臣にお答えをいただきたいと思ひます。それで私の質問は終わりますが、先ほど私が議事録を朗読いたしましたように、三田の市長は、三万六千のいまの三田市、そしてそこに北摂ニュータウンという大きな構想があつて、そこに人口十二万の町ができて、そしてそこに学園都市構想というのを持て進めているわけなんです。だから、その市長の新しい町づくりの中にそうしたナイキ基地というものを持っていくという構想は一切ありませんと、再々答弁をしております。この間もあつて、やっぱりそんな答弁をしたようですが、こうした市長の気持ち、意向、政治姿勢あるいは町づくりの構想、こうした市長に対してナイキ基地を持ち込んで困らせ、八〇％近くの三田市民がアンケートによればナイキ基地は三田に持つてきてほしくないと言っているこうした市民感情を考え、防衛庁長官としてこうした市長を困らしてよいのかどうかと。私は、あの市長の一つの考え方でやっぱ自立してやらすべきだと、困らすべきでない、こう思うんですが、防衛庁長官、この市長の気持ちに立つてのひとつ御答弁をお願いいたします。

○防衛庁長官(大村義治君) お答え申し上げます。防衛庁といたしましては、防衛計画の大綱ですきの必要最小限の防衛力を整備するという使命を担っているわけでございますので、いまお話

の出でおります地域が手薄であることは承知しているわけでございます。ただ、具体的な候補地を決めるということに当たりましては、やはり地元の公共団体なり地域住民の大多数の方の納得がでないと敷地自体決めるわけにもいきませんし、また無理をした場合には後がよくないということも重々承知しておりますので、あくまで地元の方の御納得を得られるような方式で進めさせていただきたいと考えているわけでございます。

○本岡昭次君 納得じゃなくて、私は市長のこういう気持ちを尊重をするという気持ちに立つてもうえないうこととを裏返して尋ねているんですよ。持つてくるなということですよ。

○国務大臣(大村義治君) 市長がそういう考えを持つていらつたというお話は、先生のお言葉によりまして承知したわけでございますので、そういったことも念頭に置いてなお対処してまいりたいと考えるわけでございます。

○政府委員(多田欣二君) 大臣のお答えにちょっと補足させていただきますが、基地を設置します場合に、当初からなかなか御理解をいただくというところは少のうございませう。ただ、先ほど来私申し上げておりますように、基地を設置します場合には、当然地方自治体とも十分な話し合いをします。話し合いの中で御理解をいただくという場合もたくさんございませうので、手続だけは踏みたいというふうに考えております。

○野田哲君 いまの大臣の答弁と、後で大臣の答弁を参事官が補足するといふのはおかしいんだ。筋の真つたなつた補足ならばいいんだけれども、あなたの補足は違ふんだ、これは。これもう一遍大臣答えてください。

○国務大臣(大村義治君) 重ねてのお尋ねでございますから、私といたしましては、具体的な候補地の決定に当たりましては、当該公共団体の市長を初め議会の御意向その他を十分念頭に置いて対処する。しかし手順もございませうから、正規の手順を通じて御相談するということとあり得ることというように御了承願ひたいと思つたわけでございます。

○野田哲君 いまのナイキの問題ですが、三田でなければ幸いですが、三田と目と鼻の先に御承知のように青野ヶ原というところがあつて、四、五年前にあそこへホークの基地をつくつたわけですが、そのときにも、私も現地へ行きましたが、ホークの基地をつくる時にも京阪神地区に少しき間があるからこれをつくらしてくれと、こう言つて、やつたんですよ。また、目と鼻の先へずき間があるからすき間を埋めると、こう言つていふんでね、初めの約束と大分筋書きが違ふんですよ。ホークの青野ヶ原のときにも同じ口上を述べているんですよ。

そこで伺いたいんですが、中期業務見積もりでは、ナイキの後継の機種を検討すると、こういうことになつてゐる。そして、ナイキの後継機種についてはホークも含めて検討すると、こう言つてゐるわけですね。だから、ナイキとホークも含めて検討するといふことであれば、具体的に言えば中期業務計画にはつきり書いてあるわけですよ、資料にパトリオットというのを書いてあるわけですよ。パトリオットというのとは低空、高空両方合せての性能を持つてゐるというところでしょ。そうすると、パトリオットならば、青野ヶ原と三田と二カ所につくらなくても、いまある基地で可能なわけですよ、一カ所です。後継機種については大体パトリオットといふことで理解していいんですよ。

○国務大臣(大村義治君) 現在防衛庁は、現有の地对空誘導弾ナイキ及び基本ホークについて、性能、補給整備性等の面でこれを長期にわたつて維持することは困難であるとの理由から、後継システムの整備について機種採用した場合の所属問題も含めて検討を行っている段階でございます。具体的な決定は行われておりません。したがいまして、パトリオットに決めたわけではございませう。

○野田哲君 決めたわけではございませんが、大体念頭に置く機種とすればパトリオットということになるんですか。ここに書いてあるから私聞いているんですが、どうですか。

○政府委員(塩田章君) 候補の一つであることは言えると思ひます。

○野田哲君 候補の一つだといふことですが、パトリオットといふことになる、ホークの性能もナイキの性能も両方兼ね備えているわけですね。だから、パトリオットだといふことになれば、京阪神地区で言えば現に青野ヶ原があるわけだから、そのホークをパトリオットにかえれば全部カバーできると、こういうことになるんじゃないんですか、機能上は。どうですか。

○政府委員(塩田章君) まだパトリオットに決めたわけではございませんので、そこまでの検討はいたしておらないわけでございますので、何となくちよつといふ段階で申し上げかねるわけでございますが、もし、パトリオットに限らず、次の機種が決まれば、そのときの配置はそのとき考えなきゃいけないといふことは言えるかと思ひますが、いずれにしても、いまちよつとまだお答えできぬ段階ではございませう。

○野田哲君 新機種が、このホークの性能それからナイキの性能、両方合わせたもので、パトリオットは両方の性能を兼ね備えたといふふうに説明を聞いてゐるんですが、そういう性能を持ったものであれば、新たにナイキの機種をつくらなくてもカバーできて、あなたの方の言うすき間というのはそれでなくなるわけでしょう。どうなんですか、それは。

○政府委員(塩田章君) いま申し上げましたように、ちよつと仮定の問題でございませうけれども、パトリオットになれば、両方の性能を持つてゐることは事実でございませう。

○野田哲君 ナイキとホークの両方の機種を新たに選定するといふことですが、その場合は所管はどつちになるんですか、陸自ですか、空自ですか。

○政府委員(塩田章君) そういうことも含めて検討中といふことでございます。

○野田哲君 私このホーク、ナイキの問題からパトリオットの問題を調べておいて、やっぱり制服にもかなり激しい縄張り争いがあるのだなというところを知ったわけなんです。結局これがなかなか決まらないというのは、航空自衛隊と陸上自衛隊の縄張りが決まらぬからなかなか決まらないということになるんじゃないですか、どうですか。

○政府委員(堀田章君) まだそこまでの段階でございまして、次の機種そのものが、いま申し上げたように、まだパトリオットに決まったわけでもございまして、検討中の段階でございまして、いまの段階で陸上か航空か——もちろんそれは当然一緒に検討すべき問題ではありますけれども、いまの段階で陸上であるとか、航空であるとかということではいろいろ先生の御指摘のような縄張り争いとか、そういうことではございまして、やはりまずいかなる性能に着目し、いかなる機種を求めるといことが先決であらうかと思っております。

○野田哲君 われわれがこういうふうな国会の場で質問をすると、もう新聞にも出ていますし、ここにはつきりもうパトリオットの性能諸元も書いてあるわけですね。それでもなかなか言わない。それから、実質的にはこういう形で進行しているのだからと思うんですが、防衛庁長官、この問題は機種の選定、民間の検討委員会をつくられますか、どうですか。

○国務大臣(大村義治君) このナイキ、ホークの後継システムにつきましては、防衛庁におきましては慎重に検討中とございまして、本年度中に調査団も派遣して検討したいと考えておるわけでございます。いまのところは民間人を含めてのあれは考えておりません。

○野田哲君 もう一遍聞きますが、短SAMは民間人六人に委嘱をしている。そうしてナイキ、ホークの後継機種はそういうものは必要ない。片一方は必要ある、片一方は必要ない、これはどういう理由なんですか。

○国務大臣(大村義治君) お答えいたします。短SAMにつきましては、本日の委員会で冒頭先生からお尋ねございましたので、るる御説明しましたような経緯でいけば例外的に検討の機関を設けたわけでございます。

後継システムにつきましては、これから検討を進めるわけでございますので、私の責任においてまずひとつ部内からしっかり検討を始めたといえておるわけでございます。

○野田哲君 このナイキ、ホークの後継を入れる年次は、大体いつごろを想定されているんですか。

○政府委員(堀田章君) まだその具体的な年次の計画まで立てておりません。

○野田哲君 いや、具体的に立っていないと言っても中業の中の計画なんでしょう。そうしたらあとはもう五十八年までか、九年までか、二、三年しかないんですよ。

○政府委員(堀田章君) いまの問題につきましては、中業ではナイキ、ホークの後継につきましては、整備方針を決めるとい内容でございまして、中業で具体的に整備するといようなところまでは考えておらないわけでありまして、

○野田哲君 有事立法に対する考え方について伺いたいと思うんです。

去る十一月十四日に安全保障特別委員会を開いたときに、前陸幕長の永野さんが参考人としてお見えになりました、私の質問に答えて、有事立法について部内で具体的な検討をしていると、こういうことで、どんな検討をやっているの、という事、さかといふことで伺ったわけですが、そのとき参考人ですら私は掘掘り掘掘りは聞かなかったわけですが、陣地構築用の土地の強制収用の手段とか、あるいは現在の自衛隊法に定めてあつて政令がないために実行できない問題についての医師や輸送機関の使用とか、あるいは電波の管理運用、あるいは部隊の移動とか、物資や火薬を移動させる場合の手続の特例とか、こういうような点を検討している課題として述べられたわけですか。

れども、現在有事立法の検討というのはどの範囲を対象にして、どの程度進められているわけですか。

○国務大臣(大村義治君) お答えいたします。有事法制研究の検討対象としては、防衛庁の所管法令に属する事項、他省庁等の所管法令に属する事項、所管が必ずしも確定していない事項などが考えられますが、これらのうち、まず防衛庁の所管する法令に属する事項について現在検討を進めているところでございます。

○野田哲君 どういう問題を検討されているのか、それを聞いています。

○国務大臣(大村義治君) 詳しい点は官房長から説明します。

○政府委員(夏目晴雄君) ただいま大臣から御説明があったとおり、私どもとしてはまず自衛隊の防衛庁所管にかかわる法令から手をつけようというところで始めておりますが、この具体的な法律の内容は、たとえて言えば自衛隊法でありあるいは防衛庁職員給与法というものがその内容に含まれると思ひます。

そこで、何をしているかということでございますが、自衛隊法の百三条に、たとえば土地の使用、物資の収用、あるいは従軍命令、あるいは施設の管理等現在いろいろ細かな規定がございまして、けれども、そういった規定のいわゆる下部規定といひますか、政令がまだ定まっておられません。たとえば都道府県知事への要請の手続、公用令書の発付の手続といふようなことにつきましては政令で定めることになっておりますが、何ら定められておらないという状況でございますので、こういった政令に何を盛り込むかといふようなことが第一に挙げられようかと思ひます。

それから第二点としては、たとえば予備自衛官の招集といふようなものが、現在は第七十六条の防衛出動の法令がないと招集できないわけですが、こういったものが待機命令の時点で一体招集できないだろうかといふようなことを含めまして、自衛隊法にかかわるものもろの問題について

検討を進めているという状況でございます。

○野田哲君 そうすると、先ほどの陸幕長の永野さんが幾つか項目を挙げられたこれらの点は、他省庁に属する事項だから防衛庁で独自にはやれないと、こういうことでは官房長の説明がなかったと、こういうことなんですか。

○政府委員(夏目晴雄君) 一般的には、検討の範囲といたしましては防衛庁所管にかかわる法令、それからいま第二点として他省庁の所管に属する法令、たとえば航空法であるとか船舶安全法であるとかいろいろな法律、電波法その他いろいろな法律がありますが、私どもとしては、まず自分たちの防衛庁所管にかかわる法令から手をつけていこうという段階でございまして、まだ他省庁所管の法令について具体的にどうであるといふふうな検討をする段階に至っていないこととございします。

○野田哲君 他省庁にかかわる問題については、しかし項目ぐらひは防衛庁が挙げなければ、これは他省庁が勝手にやってくれるわけじゃないんだらうと思ひます。その項目としては大体どんなことが挙げられているんですか。

○政府委員(夏目晴雄君) 具体的な中身についてはまだ検討を進めている段階ではございせんが、一般的にどういふ法令があるかといひますと、たとえば現在でも自衛隊法によりまして各省庁の所管にかかわる法令のうち、いわゆる適用除外であるとか特例を設けられているものがございします。そういうものを例示して挙げますと、火薬類取締法であるとか航空法あるいは船舶安全法、道路運送法、消防法といふようなものが挙げられようかといふふうに思ひます。

○野田哲君 所管の決まらない問題というのはどういふ問題があるんですか。

○政府委員(夏目晴雄君) たとえば、有事の際に国民の避難誘導にかかわる問題あるいは捕虜の問題といふようなものにつきましては、いずれの省庁が所管すべきかといふことは必ずしも定かでないと思ひます。そういったものを一般的に挙げる

と、例示せよと言われれば挙げられると思います
が、まだ私もそういった具体的な内容に手をつけ
ているようなものではございません。

○野田哲君 非常に漠然としているんですが、漠
として進んでいない方が私どもは結構だと思っ
たが、防衛庁長官、国会に対して中間報告をする
という約束がなされているんですが、これはいつ
ごろ中間報告をなさるおつもりなんですか。

○政府委員(夏目晴雄君) 本件につきましては、
かねがねある程度まとまったところで中間報告を
したいというふうなことを申し上げておりますけ
れども、いま申し上げたような、御指摘のとおり
全くまだ漠とした状況でございます、いまいつ
ごろなら御報告できるかというのを明確にお答
えし得る段階になっておりませんので、御了承を
いただきたいと思います。

○野田哲君 他省庁にかかわること、たとえば
治安の問題とかあるいは機密保護法の問題とかそ
れから大衆運動の規制とか報道の規制とか、そ
ういふものは説明の中にはないんですが、対象
になってない、対象外と、こういうふうに理解
をしておけばいいんですか。

○政府委員(夏目晴雄君) 現在、いま御指摘のあ
ったようなものは対象の範囲に入っておりませ
ん。

○野田哲君 防衛施設庁に別の問題で伺いたい
と思うんですが、防衛施設庁では、九月ごろだと思
うんですが、建設部長を団長にして韓国へ防衛施
設関係の調査に行かれたというふうに聞いている
んですが、防衛施設庁で韓国へ調査に行くとい
うのはどういふ問題、課題があるんですか。

○政府委員(渡邊伊助君) 本年九月の八日から十
一日までの間、建設部長ほか四名の者が韓国に出
張いたしました、この目的は、韓国にありま
す軍事施設それから在韓米軍の軍事施設の視察とい
うことでございます。

○野田哲君 その韓国の軍事施設というのは、情
報によりますと、戦車の阻止ラインとかあるのは
防空壕とかシェルターとかトーチカとか、そ

うものが対象だったんだと、こういう情報があり
ますが、大体そんなことですか。

○政府委員(渡邊伊助君) 今回出張いたしました
のは、主として技術と申しますか、技術屋さんで
ございまして、私どもの防衛施設庁では建設業務
というのをやっております。したがって、い
ろいろ技術関係につきましても、必要があればい
ろんな知識を吸収するということが業務遂行のため
に大変必要なことでございます。

そういう意味合いから、今回視察をいたしま
したのは、主として技術的な観点から視察をいた
したものでございまして、いま御指摘のものは主
目的ではございまして、強いて主たる目的と
言えはシェルターの問題をちょっと視察をして
みたいということで行ったものでございまして、
いま先生挙げられましたものは、私の報告を受け
ました限りでは、たまたま向こうの方で見せてく
れというところなので、後学のために見てきたとい
うような状況でございます。

○野田哲君 先日、安全保障特別委員会、これ
も私が聞いて答えたんですが、前の陸幕長の
永野さんですが、有事に当たって高速道路を戦
機の離着陸に使うことを検討しているということ
をおっしゃったわけです。これは具体的にどう
いうふうに検討されているんですか。

○政府委員(夏目晴雄君) 永野さんの発言の趣
旨、私詳細に存じておりませんが、一般的に高速
道路が滑走路として使用できるかどうか。韓国の
例、あるいは西ドイツの例等から見まして、私
どもとして白紙的、純粹に軍事的に見た場合に、道
路の整備に当たってそういうことができることは
望ましいとは言えるかもしれませんが、現在の高
速道路がそういうふうに使えものかどうか。私
ども一切そういう検討をしたことがございませ
ん、具体的なお答えをいたしかねるというのが
実情でございます。

○野田哲君 防衛施設庁で、韓国へ技術陣が団長
以下総勢五名で行かれた。この視察調査の中で中
心はシェルターであったと言われたんですが、こ

のときにも韓国において、戦機が離着陸をする
高速道路の構造についても調査の対象にされた
と、こういう情報があるんですが、その点はいか
がですか。

○政府委員(渡邊伊助君) 調査の対象ということ
は全く事実と反するわけでございまして、先ほど
申しましたように、五十五年予算で航空自衛隊
にシェルター予算が計上されております。い
ずれこの工事の執行は私どもの方の所管になるわけ
でございますから、そういう意味合いからしても
ルターについての勉強をしようというものが事
実でございまして、先生挙げられましたような
のは、私どもの目的にはまったく入っておらな
かったわけでございまして、たまたま見せてくれる
ということで見学をしてきたという程度でござ
います。

○野田哲君 たまたま見たと。たまたま見たら、
どういふ条件のもとで使っているんですか、構造
等。たとえば直線距離が幾らか、あるいは外側
のフェンスの構造とか、いろいろあつたんじゃない
かと思うんですが、どういふ条件が必要なん
ですか。それはわかっておりますか。

○政府委員(渡邊伊助君) どうも主たる目的は、
先ほど申しましたように、シェルターでござい
ますので、いま挙げられましたようなものは通り
すが、それはわかっております。

○野田哲君 その問題はそれで結構ですから。
昭和五十六年度の業務計画の作成に関する長官
指示、この中で中央指揮所のシステムのことが提
起をされているわけです。この中央指揮所の設
置については、当然自衛隊法の改正ということに
なるんだと思うんですが、これはいつごろ国会の方
へは提案をされることになるんですか。

○政府委員(塩田章君) 中央指揮所は、いまの私
どもの構想では、五十六年度、五十七年度を建設
に使用して、早ければ五十七年度末、遅くも五

十八年度半ばから運用を開始したいという考え
でいま予算をお願いしておりますが、これは施設
をつくることとございまして、おっしゃいますよ
うな自衛隊法の改正は要らないのではないかと
いうふうに考えております。まあ強いて言えば、こ
れができますことによる要員の増加はございま
すので、その意味の法律改正はございませ
ん、中央指揮所ということについての自衛隊法改
正は要らないのではないかとどういふに考えてお
ります。

○野田哲君 この施設の建設ということですが、
でも、ホットラインというのはどこどこへ設
けることになるんですか。

○政府委員(塩田章君) 具体的にホットラインと
おっしゃいますのがどういふことを想定してお
るかかわりませんが、一つは一つはとい
ますか、この中央指揮所の中に防衛庁長官の執務
場所が当然できるわけですが、そこが官邸とは
当然考えなければいけません、それ以外には結
局主要各部隊、陸海空通じて通信がそこに集
まるように、そういうふうな考えておるわけであ
ります。

○野田哲君 長官室から官邸とそれから陸海空の
各自衛隊の部隊、これにつくということですが、
米軍との間にも設ける計画になっているんじゃない
んですか。

○政府委員(塩田章君) いま一つ落としまし
たが、官邸へのみならず、関係の中央各省庁には考
えなやいけないうちと思っております。それ
から、米軍との関係につきましましてはどうい
ふにやるのか、やるといいますのは連絡をす
ね、どういふふうにするのかいま考えてお
りまして、まだこのいまの計画の中で具体的に決
めておりません。

○野田哲君 横田とハワイにホットラインをつ
けると、こういうことじゃないんですか。

○政府委員(塩田章君) 何らかの形で米軍との
連絡調整ができるような設備は要るだろうと思
っておりますが、具体的にどこでどういふか

うでというふうにはまだ考えておりません。
○野田哲君 その中央指揮所の果たす機能というのは、大体どういう機能を果たそうと考えているんですか。

○政府委員(塩田章君) 現在、たとえば海上自衛隊で言いますと、横須賀に自衛艦隊司令部がございまして全艦艇、全航空機の運航状況が一元的に把握できるようにしておりますし、航空自衛隊につきましても府中にそういう施設がございまして、現在長官が一つの部屋で全部の陸海空部隊の動きが見れるというふうなものがないわけです。そういう意味で端的に申しますと、そういう現在の自衛艦隊なり航空隊にありようなものが防衛庁の六本木の中にございまして、そこで長官がその長官の執務室におられることによってすべての陸海空の動きがわかるように、そういう設備を持ったものにしたいというふうに考えておるわけでありま

○野田哲君 一番懸念されるのは、防衛局長は言葉で濁して明確に言わないんですが、何らかの連絡がつくようにしたいと考えているという、ハワイなり横田とですね。結局この中央指揮所という形ができた、そして陸海空統合的に指揮をする、この機能と、私もが懸念をするのは、いま研究が進められているガイドラインに基づく共同作戦行動、つまりハワイや横田からストレートに指示、指令等が行く、そういう形の中でシビリアンコントロールというものが形骸化されてしまう、後回しにされてしまう、こういう形になるんじゃないかというのを一番懸念をしているわけなんです。

特に、私は長官にこれは答えてもらいたいと思うんですが、この二、三年來たといえば栗栖発言以降、有事立法への検討が指示されたとかあるいはもろもろのことしの夏の戦闘機へのミサイルの搭載とか艦艇への魚雷の搭載とか、非常に重要なことがすべて制敵が先に発言をして防衛庁長官はすべてこれを後から追認をする、こういう繰り返しが続いていく中で、いままでやってはいけ

なかったことの枠がだんだん可能に広げられていくと、こういう形の中のシビリアンコントロールの形骸化、これが中央指揮所という形のものが出てきたときにはさらに一層進むのじゃないか、こういう懸念を持つものなんです。防衛庁長官は、シビリアンコントロールというのは一体どういう機能を果たせばそれが果たされているとお考えになっているわけでしょうか。

○国務大臣(大村義治君) シビリアンコントロールについてお尋ねでございますので、私の考え方を申し上げてみたいと思います。

シビリアンコントロールというのは、一言で申し上げますれば政治の軍事に対する優先でございます。政治が軍事について責任を負うということに尽きると思うのでございます。これを行政面で申し上げますれば、内閣総理大臣が最高指揮官であり、それを補佐する取りまとめ役が防衛庁長官ではないかと思うわけでございます。この機能はあくまで確保してまいらなければいけない。国会との関係におきましては、国会が最高機関としてまた行政府に対してその役割を果たされるところ、その国会の機能に對しては、行政府としてましてはできる限りの御協力をしなければならぬと、さように考えている次第でございます。

そういう観点からいたしまして、現在の防衛庁なり自衛隊の体制につきまして、有事即応態勢が保たれていると申しますか、すき間があると申しますか、そういう点がかねてから指摘されておりましたので、その諸般の準備を進めながら、必要なものからこれを実行に移すということで、先ほど御指摘の航空機へのミサイルの搭載あるいは艦艇等への実装魚雷の搭載等を決定したのでございますが、これは防衛庁長官の責任において実施したものでございまして、決して制敵が先行したというものではございません。相当長い間準備を整えて、また各国の事情等も調査いたしまして、同様の場合には搭載しているのがむしろ普通通の姿であるということも突き詰めた上で私が判断したことでございます。

そこで、中央指揮所の建設なり運営に当たりまして、先生御指摘の点は十分念頭に置いて対処してまいりたいと思うわけでございます。むしろ総理大臣なり防衛庁長官に託せられている責任を全うするために、どちらかと言いますと、ばらばらと言つては語弊がございしますが、十分連絡をとるのに時間がかかるかと、そういった点をなくして、むしろ私どもの責任が全うできるように運営してまいりたい、さように考えておる次第でございます。

○野田哲君 シビリアンコントロールというのは、防衛庁長官が決裁したとかあるいは総理大臣が決裁したことがシビリアンコントロールが全うされているということではないと思うんですね。政治がやはり機能している、こういうことでなければならぬと思うし、やはり国会でコントロールしていく、こういう機能が果たされていかなければならぬと思うんです。そういう点からすると、いまの防衛庁の機密主義、たとえばきょうも私が言います中期業務見直しについても、能力見直しについては全然出されない、あるいは中期業務見直しも背景になっている計画についても全く出されない、こういうことで政治がコントロールの機能を発揮できるはずはないんです。こういう点について長官どう考えられますか。

○国務大臣(大村義治君) 政治があくまで責任を担っていかねばいかぬ、これは御指摘のとおりでございます。ただ国会と行政府の関係におきましては、また最高機関であるとともに立法府であり、また国会とまた行政府との関係で、おのずから分担もあるわけでございます。できる限りの資料を提出するというのは行政府に課せられている任務であると思うのでございます。

そこで、御指摘のありました業務見直しのうち、事業見直しあるいは能力見直し、こういった点につきましては、まあ言うなれば手のうちでございまして、どこもこれは公表しておらないというのが常識でございまして、そういう部分につきましては、やはり国会に對しまして

も提出は御勘弁させていただいたのが筋ではないかと私も考えているわけでございますが、しかしこれもあくまで実質的な問題でございまして、それに触れない限りにおきましては、できるかぎりの資料を提出して御判断を仰ぐというのが考え方でございます。

○野田哲君 兵器の性能とかあるいは防衛の行動について、私もこれは機密でなければならぬ分野があるが、いままのあなたの方のやり方というのは、あなたの方が勝手にマル秘という判をつけば全部これ出しちゃいけないと、こういうことになっていくわけですよ。出すべきものと出しちゃいけないものの区別がはいはきちとやってもらわなければ、あなたの方の一方的な判断でどんどんどんどんマル秘をついていく、こういうことでは国会審議が十分な機能を果たすことはできない。この点を私は指摘をしておきたいと思うんです。

そこで、いま触れられた有事即応態勢について伺いたいと思うんですが、八月から、航空自衛隊が迎撃戦闘機にミサイルの装備をする、それから海上自衛隊の艦艇あるいは対潜哨戒機が魚雷の装備をする、こういうことになったようですが、いろいろ準備を進めてきた結果がこうなったんだと、こういうことですが、そういう形になったということは、つまり奇襲の可能性が具体的に起こったと、こういうことなんですか。

○政府委員(塩田章君) 具体的に奇襲の可能性が起ったとかなんとか、そういう判断をしたわけではなくて、さきに大臣も答えられましたように、有事即応の態勢を整備したいという観点で実施したものでございます。

○野田哲君 この有事即応の態勢を整備しなければならぬという観点からこうやると、こういうことですが、自衛隊が発足して二十数年経過するわけですが、その間に、ミサイルを装備していなければ、あるいは艦艇や対潜哨戒機が魚雷を装備しておかなければ任務が果たせなくてしくじっ

たと、あるいは非常に危険な目に遭ったと、こういう場面があったんですか。

○政府委員(塩田章君) 具体的にそういう場面があったて今回の判断をしたというわけではございません。

○野田哲君 では、具体的にはどういう判断をしたんですか。八月からそういう態勢になったというところは、どう判断したんですか。

○政府委員(塩田章君) 先ほども申し上げましたように、何か具体的にそういう困った事例があったというところで検討して始めたということではななくて、一般的に自衛隊の現在の体制の中で有事即応態勢というものを考えました場合に、いま申し上げたようなミサイルの搭載でありますとか、魚雷の搭載でありますとか、そういうことを含めましていろいろ有事態勢というものを考え、できるものから逐次実行しておるわけでございますが、そのうちの一案としてこういうことも実行いたしました、こういうわけでございます。

○野田哲君 このミサイルなり魚雷の装備ですが、戦闘機についてはF4EJ百二十機、F104百五十八機、それからF86五十五機、F1三十九機と、こうありますね。それから艦艇については護衛艦が四十八隻、潜水艦が十四隻、機雷艦艇四十隻、哨戒艦艇二十五隻、輸送艦が六隻、特務艦艇二十四隻。それから対潜哨戒機についてはP2Vが五、P2J八十、PS1が十九、S2F1十二、HSS六十三、これだけありますね。この中のどれに何機ミサイル、魚雷を装着しているんですか。

○政府委員(塩田章君) まず要撃機のミサイル搭載でございますが、現在七つの基地につきまして四機、つまりアラートハンガーで待機しております飛行機四機につきましてミサイルを搭載をいたしております。それから、海上自衛隊の方でございますが、まず海上自衛隊の航空機には魚雷は搭載いたしません。搭載をしないで、搭載し得る魚雷を一部基地に用意しておくということでございます、平素海上自衛隊の飛行機が搭載をする

ということとは考えておりません。それから艦艇につきましては、いま何隻かいろいろお挙げになりましたが、この八月から搭載を始めたばかりでございます。また多くの段階まで至っておりません。ちょっと私その具体的な数字をいま承知いたしておりますが、いづれにしましても、各艦艇の搭載すべき魚雷の定数というのがございますのすが、その二分の一程度まで将来積むようにしたいと考えております。

○野田哲君 このミサイルの四機というのは、この基地に在る戦闘機ですか。

○政府委員(塩田章君) ス克蘭ブルを実施いたしております七つの基地でございます。千歳、三沢、百里、小松、築城、新田原、那覇でございます。

いま七つ挙げましたが、新田原につきましては現在工事中でございますので、現在は待機いたしております。

○野田哲君 そうすると、これは四機というのは一基地で四機、こういうことですね。だから二十八機、新田原を除いて二十四機と、こういうことですか。

○政府委員(塩田章君) そういうことでございませう。

○野田哲君 この引き金を引くのは、どういう状況のときに、どういう指揮命令系統によって引き金を引くんですか。

○政府委員(塩田章君) 先ほど申し上げましたように有事即応態勢として搭載をしております、いわゆる八十四条の対領空侵犯に上ったときにこれを発射するという前提で搭載したというよりも、航空自衛隊の有事即応態勢の整備という観点から搭載をしておるわけでございますが、搭載をして上りまして要撃に、対領空侵犯措置で上りまして、もし相手方から発砲されるというようなことがございましたときの、お尋ねかと思っておりますが、相手方から発砲されましてわが方の任務が遂行ができないという場合に、一般的には航空方面隊司令官あるいは航空総隊司令官、そういった指揮を

受けて必要な場合に発砲するということになりませんが、同時に、そういういともないという場合には、パイロットの判断で発砲することもあり得るということでございます。しかし、これは先ほども申し上げましたように、現在までの機関砲を積んでいる場合の武器使用のときと同じこととございまして、ミサイルを積んだからどうというわけではなくて、一般の対領空侵犯措置の規定によるものでございませう。

○野田哲君 一般の方と同じと言っても、威力が違いますよね。結局八十四条ですか、引き金を引く場合の行動というのは。

○政府委員(塩田章君) 私の先ほどから申し上げております有事即応態勢というのは、七十六条の事態のことを考えて言っておるわけでございます。八十四条の方は有事でなくて、いまの対領空侵犯措置をした場合のこととございまして、一般的に有事即応というものはあくまでも七十六条の防衛出動の場合のことを考えた措置であるというふうに御理解いただきたいと思っております。

○野田哲君 そうすると、これは下令の先取りということになるわけですね。二年前に、あなたの先輩の伊藤防衛局長がこの委員会、奇襲の問題とかあるいは有事即応態勢とかいうような問題の、ちょうど栗栖さんの発言があった直後だったと思いますが、いろいろここで議論をやっているんですね。そのときに、こういうふうに出ておられるわけですね。警察行動というのはいくまで平時の行動である。自衛力を行使するという部隊の行動というものは、つまり七十六条ですね、やはり慎重にしなければならぬ面があると、こういうふうな非常に慎重なお答えをされているんですが、同じポストにあって、二年たてばなぜこうも変わるんですか。

○政府委員(塩田章君) いまの伊藤局長の答えと全然私変わっておりません、同じ考え方であります。

○野田哲君 変わっていないことはない。変わっているんじゃないですか。第一に、ミサイルを積んだ、魚雷を積んだ。そして、間に合わないときにはパイロットの独自の判断で引き金を引くこともあり得るんだと、こういうことであれば、これはもう大変な変わりようじゃないですか。変わっていないですか。

○政府委員(塩田章君) 先ほどもお答えいたしましたように、八十四条の規定によって対領空侵犯措置機がやむを得ず武器を使用する場合の規定あるいはその考え方、解釈、すべて全く同じでございます。伊藤局長が答えましたように、私どもも非常に厳格に考えております。ただ、変わった点は、いままでは機関砲であったものがミサイルも積むようになったということは変わっておりますけれども、いまの厳格な警察の、自衛の原則でありまして、そういうような解釈の考え方というものは全然変わっておりません。

○野田哲君 機関砲がミサイルになったということは、これは大変な変わりようですよ。同じ引き金を引く形態は変わってなくても、機関砲がミサイルかということじゃもう大変な変わりようですよ。

そこで大村長官、あなたは就任間もなくこれを決裁をされた。後で鈴木総理からかなり苦情があったらしいが、あなたは一体こういうことがどういう理由で必要だと判断をして決裁をされたんですか。その判断の根拠を私は聞きたいです。

○国務大臣(大村義治君) お尋ねでございますので経緯を申し上げますと、海上の護衛艦等の魚雷搭載の件は、前長官の時代に春ごろ決定しております。その実施が八月になったということでございます。それから、航空機のミサイル搭載の点は、八月の下旬、私が決裁したものでございませう。

理由は、有事即応態勢の強化ということでございまして、魚雷なりあるいはミサイルの装備について保管所とか調整所とか、そういうものの整備に何年かかかって、ようやくその点が保管上も間違いないという情勢に達したので、航空機につきましてもミサイルを搭載することが適当で

ある、また各国の情勢を見ましても、同様の場合にミサイルを搭載している方が通常の姿になってきたと、こういった点を総合判断して私は決定したわけでございます。

○野田哲君 結局それが、長官、ユニホームの考え方を追認したということなんですよ。

この武器の使用について部内でそれぞれ規定があると思うのですが、それはどういふふうになっておりますか。

○政府委員(堀田章君) 先ほどから申し上げております八十四条に基づく対領空侵犯措置の行動要領につきまして内訓がございまして、それによりまして、先ほど申し上げましたようなやむを得ず使う場合の指導をしておるわけでございまして、この具体的な内訓そのものの中身につきましては従来から公表を差し控えていただいておりますが、要点は、いま申し上げたように、その内訓によりましてやむを得ない場合の武器使用についての指導をしておると、こういうことでございまして。

○野田哲君 長官、あなたが決裁をしたことなんです、私がどうしても制服先行であなたが後から追っかけて追認したという気持ちを持たざるを得ないというのは、いまの御説明にもあったように、結局武器を使用する内訓というのは説明してもらえないんですよ、われわれには。

あなたは蘆溝橋事件というのを御承知だろうと思うのです。やはり北京の郊外で、当時現地に駐留していた日本の陸軍の心ない一発の銃声があれから大きな戦争の引き金になったという。それから二十数機のスクランブルに飛び立つ戦闘機の若いパイロットが、絶対に引き金の引き方について国際的な紛争に巻き込まれるようなことがないような冷静沈着な注意でもってやるという保証はないわけですよ、これは。そういう武器の使用の非常な慎重さを求められている、その部内の内訓さえ私どもには示されないという状態の中でミサイルが装着をされる、こういうことになっていくわけですよ。これを私どもが政治の場で見過して黙っているということは、これはシビリアンコントロールが機能していないことになるんじゃないでしょうか、いかがですか。

○国務大臣(大村義治君) お答えいたします。私も決定を下すに当たりまして、いま御指摘の武器使用の規定につきましても詳細な検討をしたわけでございまして。どちらかというと厳し過ぎるぐらいな規定になっておるわけでございまして、これを絶対に励行する、守るという前提で決断を下したわけでございまして。また保管につきましても、従来以上に厳重な配慮をこらすというものを関係方面に同時に指示いたしまして、本件によりまして不測な事態が発生しないように十分配慮して実行に移したというふうに考えています。

○野田哲君 結局、いままで大村防衛庁長官それから防衛庁の各幹部の政府委員の皆さん方と私は四時間ここでいろいろな問題点についてやりとりをしたわけですが、長官もお聞きのように、あなた自身の答弁も含めて、私どもが伺わなければならぬ点、核心に触れる部分については、四時間のやりとりの中でほとんど答えられていないんですよ。機密扱いになっておるわけでありまして。

こういう状態の中で、いたずらにソ連の極東における脅威、これを強調している。そういう状態の中でミサイルの配備あるいは魚雷の装着、こういう状態が進められ、そしてこの中期業務計画によってさらにそれが拡大をされていく、こういう状況にある。今度の防衛関係の法案について、その一環をなすものであります。このように国会審議の場で肝心の部分が一つ具体的に答えられない、こういう審議の状況の中で、私どもは提案をされている法案をそのまま認めることはできない、こういう印象をますます深くするわけでありまして。私どもとしては強くその点を指摘をし、反対の意見を述べて、私の質問を終わりたいと思います。

○堀江正夫君 私は最初に、野田議員も取り上げられました、短SAMの検討会、この問題につきましてお尋ねしようと思っております。

野田議員は、私聞いていまして、大変穏やかにこの問題を質問されたと思っております。国民の理解を深めるためと、こういう名目でこの検討会をつくられた。本来、装備品の決定は防衛庁が責任を持つてやるべきことである。この基本的なルールを崩される、大変な問題だと、実はそう思っておるわけでありまして。申し上げますのは、けさの一部の新聞にも出ておりましたけれども、防衛庁自身が性能等の正当性を判断し切れなくなったことを示すことになるんじゃないか、このことは防衛庁に対する国民の信頼感を失わせることになるんじゃないか、こういうことであります。本場にそうだと思っております、私は。特に検討会のメンバー、先ほどもお話をしましたが、それぞれの権威もありませんけれども、基礎的な軍事知識を持っており、しかも秘密の事項は示さない、いま公表されている程度。こういう検討会の意味が本場に私にはわかりませんですね、あるいは防衛庁にもわかっておられないんじゃないかと思っておりますけれども。

もう一つ私は、この検討会につきまして、もちろん装備品のいろんな購入問題について疑惑がある。従来からもやられていますが、それに対して政治がいろいろとこの問題を取り上げられた。しかし、こういった知識のない政治家がくちばしを入れたら、これは、おのずから限度があつてしかるべし、節度があつてしかるべしと。こういうようなことをやつたならば、はっきり言いますと、国民の政治に対する不信任感をも生ずるおそれがある、私はそう思います。それで、どうしても検討会をやらなかなければならぬときに、国防会議でやるというような発想はなかつたんだらうか。まあ、国防会議でやるほどの大きな問題じゃないということかどうか知りません。しかし、少なくとも国防会議であるならば、秘密の事項その他も全部展開をして、そして守秘義務を持った人たちが検討でき

るわけですよ。ところが今度、素人の人たちはそうじゃないですよ。もうできたものをこれ以上言いませんけれども、私はまさかこれが前例になるとは思いません。政治家の良識がこれをやつたんだから、今後ともやうことをいふような問題提起するなんというのをやるとは思えません。けれども、防衛庁がやはりこんなことはもう二度と繰り返さないんだという固い決心で、しかも総理なんかとよく調整をしていただく必要があると。どうも総理との、こんなこと言つたら悪いですけども、調整が十分じゃなかったんじゃないかというふうな気さくも私はするんです。与党の発言としてははなはだ穏当を欠くかもしれないけれども、私は本場のことを言っているつもりなんです。真から私は国のことを憂えて言っている。防衛庁のことを憂えて言っている。ひとつ長官、いかがでございませうか。

○国務大臣(大村義治君) 堀江先生からミサイル検討会のことにつきまして御意見を伺した次第でございます。先ほど申し上げましたとおり、機種の選定は防衛庁の責任で決定すべき事項でございまして、私といたしましては、ほかの方にその責任をゆだねるとか転嫁するとかいうことは毛頭持つておられないわけでございまして。ただ今回の場合、概算要求の際に決定いたしました、そういう論点についてさらに念には念を入れて進めるという、いわば例外的必要に基づきまして今回の部外識者に御意見を聞く機会を持つという事に相なつた次第でございまして。しかし、本筋は絶対に踏み外すことのないようにいたしたいと考えております。また、今後ともこれを先例にいたしたくないと考えている次第でございまして。

また、総理との連絡方法につきましても、本問題を含めまして重要問題は十分御連絡をした上で進めているわけでございしますが、重ねて御注意もございました。今後は一層緊密な連絡を図っていきなさいと、さように考えている次第でござい

野田議員は、私聞いていまして、大変穏やかにこの問題を質問されたと思っております。国民の理解を深めるためと、こういう名目でこの検討会をつくられた。本来、装備品の決定は防衛庁が責任を持つてやるべきことである。この基本的なルールを崩される、大変な問題だと、実はそう思っておるわけでありまして。申し上げますのは、けさの一部の新聞にも出ておりましたけれども、防衛庁自身が性能等の正当性を判断し切れなくなったことを示すことになるんじゃないか、このことは防衛庁に対する国民の信頼感を失わせることになるんじゃないか、こういうことであります。本場にそうだと思っております、私は。特に検討会のメンバー、先ほどもお話をしましたが、それぞれの権威もありませんけれども、基礎的な軍事知識を持っており、しかも秘密の事項は示さない、いま公表されている程度。こういう検討会の意味が本場に私にはわかりませんですね、あるいは防衛庁にもわかっておられないんじゃないかと思っておりますけれども。

もう一つ私は、この検討会につきまして、もちろん装備品のいろんな購入問題について疑惑がある。従来からもやられていますが、それに対して政治がいろいろとこの問題を取り上げられた。しかし、こういった知識のない政治家がくちばしを入れたら、これは、おのずから限度があつてしかるべし、節度があつてしかるべしと。こういうようなことをやつたならば、はっきり言いますと、国民の政治に対する不信任感をも生ずるおそれがある、私はそう思います。それで、どうしても検討会をやらなかなければならぬときに、国防会議でやるというような発想はなかつたんだらうか。まあ、国防会議でやるほどの大きな問題じゃないということかどうか知りません。しかし、少なくとも国防会議であるならば、秘密の事項その他も全部展開をして、そして守秘義務を持った人たちが検討でき

るわけですよ。ところが今度、素人の人たちはそうじゃないですよ。もうできたものをこれ以上言いませんけれども、私はまさかこれが前例になるとは思いません。政治家の良識がこれをやつたんだから、今後ともやうことをいふような問題提起するなんというのをやるとは思えません。けれども、防衛庁がやはりこんなことはもう二度と繰り返さないんだという固い決心で、しかも総理なんかとよく調整をしていただく必要があると。どうも総理との、こんなこと言つたら悪いですけども、調整が十分じゃなかったんじゃないかというふうな気さくも私はするんです。与党の発言としてははなはだ穏当を欠くかもしれないけれども、私は本場のことを言っているつもりなんです。真から私は国のことを憂えて言っている。防衛庁のことを憂えて言っている。ひとつ長官、いかがでございませうか。

○国務大臣(大村義治君) 堀江先生からミサイル検討会のことにつきまして御意見を伺した次第でございます。先ほど申し上げましたとおり、機種の選定は防衛庁の責任で決定すべき事項でございまして、私といたしましては、ほかの方にその責任をゆだねるとか転嫁するとかいうことは毛頭持つておられないわけでございまして。ただ今回の場合、概算要求の際に決定いたしました、そういう論点についてさらに念には念を入れて進めるという、いわば例外的必要に基づきまして今回の部外識者に御意見を聞く機会を持つという事に相なつた次第でございまして。しかし、本筋は絶対に踏み外すことのないようにいたしたいと考えております。また、今後ともこれを先例にいたしたくないと考えている次第でございまして。

また、総理との連絡方法につきましても、本問題を含めまして重要問題は十分御連絡をした上で進めているわけでございしますが、重ねて御注意もございました。今後は一層緊密な連絡を図っていきなさいと、さように考えている次第でござい

野田議員は、私聞いていまして、大変穏やかにこの問題を質問されたと思っております。国民の理解を深めるためと、こういう名目でこの検討会をつくられた。本来、装備品の決定は防衛庁が責任を持つてやるべきことである。この基本的なルールを崩される、大変な問題だと、実はそう思っておるわけでありまして。申し上げますのは、けさの一部の新聞にも出ておりましたけれども、防衛庁自身が性能等の正当性を判断し切れなくなったことを示すことになるんじゃないか、このことは防衛庁に対する国民の信頼感を失わせることになるんじゃないか、こういうことであります。本場にそうだと思っております、私は。特に検討会のメンバー、先ほどもお話をしましたが、それぞれの権威もありませんけれども、基礎的な軍事知識を持っており、しかも秘密の事項は示さない、いま公表されている程度。こういう検討会の意味が本場に私にはわかりませんですね、あるいは防衛庁にもわかっておられないんじゃないかと思っておりますけれども。

もう一つ私は、この検討会につきまして、もちろん装備品のいろんな購入問題について疑惑がある。従来からもやられていますが、それに対して政治がいろいろとこの問題を取り上げられた。しかし、こういった知識のない政治家がくちばしを入れたら、これは、おのずから限度があつてしかるべし、節度があつてしかるべしと。こういうようなことをやつたならば、はっきり言いますと、国民の政治に対する不信任感をも生ずるおそれがある、私はそう思います。それで、どうしても検討会をやらなかなければならぬときに、国防会議でやるというような発想はなかつたんだらうか。まあ、国防会議でやるほどの大きな問題じゃないということかどうか知りません。しかし、少なくとも国防会議であるならば、秘密の事項その他も全部展開をして、そして守秘義務を持った人たちが検討でき

るわけですよ。ところが今度、素人の人たちはそうじゃないですよ。もうできたものをこれ以上言いませんけれども、私はまさかこれが前例になるとは思いません。政治家の良識がこれをやつたんだから、今後ともやうことをいふような問題提起するなんというのをやるとは思えません。けれども、防衛庁がやはりこんなことはもう二度と繰り返さないんだという固い決心で、しかも総理なんかとよく調整をしていただく必要があると。どうも総理との、こんなこと言つたら悪いですけども、調整が十分じゃなかったんじゃないかというふうな気さくも私はするんです。与党の発言としてははなはだ穏当を欠くかもしれないけれども、私は本場のことを言っているつもりなんです。真から私は国のことを憂えて言っている。防衛庁のことを憂えて言っている。ひとつ長官、いかがでございませうか。

す。

○堀江正夫君 いまの長官のお話を私自身は了といたしますけれども、ひとつ、この短SAMの決定はあくまでも防衛庁が決定するんですよ。その趣旨はもう断じて譲ってもらっては困る、私はそう思いますね、その姿勢は。今後もうそういうことがない、しないようにするとおっしゃいましたけれども、これはやっぱり努力をしてやっていたたかなきゃいけないんでして、ひとつこれ以上は言いません、いろんな関係もありますから、次の問題を質問いたします。

十三日に安保委員会、総理においでいただきましていろいろ質問いたしました。あの後、大要失礼なことを聞きますが、長官は総理とあのときに問題になった事項についてお話しになっておられるでしょうか。

○国務大臣(大村義治君) そのことについては特別にお話をしておりません。

○堀江正夫君 もう一つ大要失礼なことを伺います。

特に御入院になっておられました。退院されてから防衛の基本的な問題について総理と何時間ぐらい話しておられますか。

大要失礼な質問かもしれません。と申しますのは、私はどうもやっぱり若干認識の差があるような気がしてならないんです。これは、総理も忙しいですから、なかなかそういう時間とれないのかもしれません。何といたしても政治の最高責任者でございまして、自衛隊の最高指揮官ですから、私は防衛庁の考え方と総理の考え方との間にいろいろな点で少しでもそこ、疎隔があったんでは、これは国民の不幸だと思わなければならない、大げさでも何でもなく。そのために私は本当に御努力いただいていると思います。御努力いただいていると思えますけれども、いまの情勢をずっとながめてみますと、それが一番一つ大きいキーポイントになっているんじゃないかと、このように思わけて、あえて申し上げたわけです。

【委員長退席、理事蔵内修治君着席】

○国務大臣(大村義治君) お答えいたします。

御指摘を待つまでもなく、総理大臣は防衛の問題に対する最高責任者でございまして。実情を知っていただき、また重要問題についてしっかりと方針を打ち立てていただかなければならない最も大切な方々でございまして、私といたしましては、閣議のほか、重要問題につきまして数回にわたり御相談を申し上げているわけでございます。延べ何時間になりますか、ちょっと計算したことはございせんが、そのようにいたしているわけでございます。さらにその他の方法を通じて総理のところへいろいろ重要資料をお届けするとか、努力しているところでございます。ただ、いま御指摘ございましたが、一層この問題につきまして注意を払って努力してまいりたいと、さように考えている次第でございます。

○堀江正夫君 この問題は、与党であります私どもの責任かなあというのを私も自身が痛感をしております。私も努力しなきゃなりませんが、その点もろろん御努力いただいておりますと思いたい、心からの私の願いでございます。

もう一つ、これも失礼な質問になるかもしれませんが、私は十月二十四日に安保委員会、軍事大国内外に對してつまらない疑惑やあるいは誤解を招くことになりかねない。これはやはりこういう言葉は使われない方がいい、もしも使われるとするならば、はっきりとどういふ内容だという意思統一をして使われないと、悪いんじゃないかというのを申し上げました。私もその後いろいろんな辞書を引き張ってみましたが、どの辞書にも軍事大国内というようなことはありません。最後に私は法制局に聞きました。軍事大国内というのはどういふ概念規定しているんだと、法制局も、そんな概念規定は何もありませんというのでした。私はそういう種類の言葉をやはり余り使われない方がいいような気がします。この前、長官おっしゃいました、他國に脅威を与えないという防

衛力なんだというならば、そのようにおっしゃっていただければよい。軍事大国内という言葉から受けるイメージは人さまさまですけれども、決してまともには国内的にも國際的にも受け取れないんじゃないかという気がしてならないわけですが、重ねて、少なくとも政府の統一につきましてお願いをしておく次第であります。

次は、十一月三日から五日間にわたりまして、サンケイ新聞に防衛研究所の宮内所員との対談が載っております。この対談の中では、米ソの軍事バランス問題が中心でございまして、宮内所員が御自分の意見をいろいろと述べておられます。防衛庁はこのサンケイ新聞、これに宮内所員が対談に出たということ、またその内容、御存じでございませうか。

○政府委員(夏目晴雄君) 承知しております。

○堀江正夫君 それで、この内容を見ますと、宮内所員個人の自分の長い間の勉強の成果からする私見だと思えますね。ところが、たとえば三日目の記事の中で、「八〇年代半ばが危機という説の根拠は、私の知る限りでは、それをすぎてもうと、ソ連は永遠にアメリカに追いつけなくなるから、というこのようですね。こういう言葉が一つあります。あるいはその後で、「アメリカ側の試算では、八五年をすぎれば西側が軍事的に有利になる」ということなんですね。云々と、こういうような言葉があります。どうも私は、これは防衛庁が従来言っておられる見解と必ずしも合っていないんじゃないかという気がいたしますが、いかがでございませうか。

○政府委員(岡崎久彦君) 八〇年代の米ソの軍事バランスの問題でございまして、いろいろな、これはむしろ防衛庁といたしましては、八〇年代半ばに最も危機が来るというふうなことを防衛庁として責任を持って申し上げたことはございせん。ただ、アメリカで発表されております諸般の統計であるとか、現在アメリカが計画しております軍事予算が今後いかに使われていくか、そういうものを計算いたしますと、八〇年代の半ば

から後半にかけて米ソの軍事バランスというものも最も危険な状態になるというところは数字の上で出てまいりますし、一般に言われております。ただ、それまでは、それを過ぎればまたこれ、いま御指摘のインタビューによりますと、永遠にまたアメリカが勝ってしまうというふうに言ったように書いてございまして、これまたインタビューでございまして、果たして宮内所員がそのとおり言っているかどうか、これは専門家でございまして、恐らく専門家というものは永遠というふうな言葉は使わないだろと思いたすので、これは恐らくむしろ文責は新聞の方にあるんだろと思いたすんですけれども、事実といたしまして、ベトナム戦争時代にアメリカが軍事投資、特に開発投資をかなり低いレベルに抑えてしまった、その結果が現在出ておまして、それが危機になっているんでございまして、現在、これまた軍事開発投資を非常に大きくするということがもたらした差をつくらうというのがアメリカの計画でございまして、計画どおりにいけば恐らくまた差がつくんだろと思いたすけれども、この間におきますソ連の軍事投資というのは莫大なものでございまして、昨年の軍事報告でもソ連の方が八五%くらいに使用しているという数字も出ておまして、その結果がいかなる新兵器に出でますか、俗に言うビーム兵器のようなものに出でますか、これは新兵器というのはお互いの競争でございまして、アメリカの現在の計画が成功したから、これで離れる、われわれもそう希望しておりますし、またそうなる可能性もございまして、これは永遠にか、必ずそうなるのか、そういう性質のものではございせん。で、防衛庁といたしましてはおささ急りなく将来のことを注視していきたい、そういうふうに考えています。

○堀江正夫君 もう一つ、いろいろあるんですけども、五日目の記事の中で、ソ連の極東正面への軍事力増強は基本的には日本を攻めるためとは思われない、主な対象は中国である、こういう言い

方をしています。先ほども防衛白書の内容が取り上げられておりましたけれども、もちろんソ連の極東における軍事力の増大は、防衛庁は、日本にとつては潜在的脅威を増大しているんだ、また中国だけじゃなくて太平洋方面も念頭に置いているんだと、こういうことを言われていますね。

これは私の私見でございますけれども、七六年ごろまではどちらかというと中国を主に対象にしてソ連の極東における軍事力の強化は行われてきた。しかし、その後の増強の内容なりそういうものを見ますと、明瞭に太平洋方面、これはもう大陸の内部じゃなくて、大陸の外側の方にソ連の軍事力の強化の方向は向いておる、こう思っております。やはりこういう見方に対して防衛庁がどう見ておられるのか、念のために伺います。

○政府委員(岡崎久彦君) 宮内所員はもうソ連関係の専門家でございまして、ソ連におきまして公表された戦略思想をあらわす文書その他を分析いたしました。それでまた、過去の長い経緯に従ひまして分析した結果を言っているのだと思えます。

そういたしますと、従来公表されております文書、これはもちろん時間のおくれがございますので——等から察しますと、まさに先生が御指摘なさいましたように、七〇年代前半の増強というのは、これはもう中ソ国境が主と申しますよりも、ほとんど中ソ国境であろうというところは推定にかたくないところでございます。ダマンスキー島事件以来、三年ぐらゐのうちに師団の数だけで中ソ国境へは二十一個師団ふえておりまして、これまた極東だけでも十二個師団ぐらゐふえております。これが中ソ国境中心であろうということは宮内所員の分析どおりだろと思ひます。

それから、実は中ソ国境は増強をしばらく停滞しておりました、ついこゝ二、三年にまた極東ソ連軍の増強が始まっております、これ自身は実は推測のしかたはないんでございまして。

【理事蔵内修治君退席、委員長着席】

これを分析するに必要な十分な証拠になるような公表されておる文書はございませんので、これは必ずしも宮内所員のところがめには当たらないのでございましてけれども、ただ、最近ふえました約四個師団五万人、これは少なくともザバイカル軍管区以東の増強であると思ひます。その中には択捉、国後の一個師団が含まれている。択捉、国後の一個師団近くの軍隊というものは中国向けでないことは明らかでございます、その点が防衛庁の最も関心を抱いている点でございます。

○堀江正夫君 私、宮内所員からはいろいろとやはりお話を聞いたことが何回かあります。宮内所員が大変よく勉強しておられることもよく承知しております。

また、サンケイ新聞がこういう企画をやられたというところについては私は高く評価しているわけですが、ただ、いまも岡崎参事官から御説明ありましたように、見方が、それは人ですら違つてもいいわけですが、天下の公器にこういうふうに全く違った見解が現職の所員から出るということについては、やはり必ずしも好ましいことではないと、私はそのように思ひます。その辺、これ以上は申しませんけれども、やはり御留意いただきたいものだ、このように思うわけでございます。もうそれも御返事はよろしゅうございまして。

それで次は、私は防衛計画の大綱の見直しの問題につきましてお伺いをしようと思つてわけでございます。

これは、やはり前の安保委員会の審議の席で黒柳委員から質問がありました、防衛計画大綱の見直しの原則はどうかと。それに対して、塩田局長の方から三原則、これを説明されたわけでありまして。その一つは周辺の国際情勢の変化の具体的なものが国周辺の国際情勢が大きく変化した場合、二番目は大綱で定められた防衛力水準に到達したとき、三番目は国民世論の動向など国内情勢、この三原則を示されまして。

さらに、黒柳委員のソ連の潜在的脅威の増大は

大綱見直しの材料となるかという質問に対して、極東情勢の変化は注視しておる、一つの要因と思つけれども、それだけでは見直す理由にならない、いまの時点でどういふ変化があれば見直すかは決めておらない、こういう御返事でございまして。

それで、私の質問の第一は、見直しの対象になるところのわが国の周辺の国際情勢の変化の具体的な内容とは何なのだ。こゝではまだどういふ変化があれば見直すかは決めておらないとの前言しておられますけれども、私はそれは少しのんびりし過ぎていないかと思ひます。これだけ防衛計画大綱見直し、中期業務見積もりの問題が論議されているときに、防衛庁としては、当然その三原則を言われる以上は、具体的内容について検討をされておるだろうと私自身は確信しているわけですが、いかがでございますか。

○政府委員(塩田章君) いま御指摘の国会での私の答弁のことでございまして、私がお答えいたしましたのは、五十二年の防衛白書に五つばかり国際情勢の項目を挙げて、こういうものについて変化があった場合には防衛計画の大綱を見直すという言葉があるがというところに書いてあります。そのお尋ねのときに、私から、ここに書いてある五つの項目につきましては、これはここにございまして、ように例示としてこういうふうなことにございまして、変化があれば考え直すであろうという意味のことを申し上げたわけでありまして、そのときに私が言いましたのは、その五つよりほかにもこういう条件がある、こういう条件があるというふうに申し上げたんじゃないかと、この五つの条件というのはいふまでもなく、この五つの条件とございまして、いふまでもなく御承知のとおりでございますが、いふまでもなく御承知のとおりでございますが、国にとつての大きな事項でございまして、これは五つの、こういうふうな掲げてあります項目のようによつて、これはあくまでも例示でございますから、ここに掲げてあります項目のようによつて、わが国の周辺をめぐる大きな変化があればそれは考察の対象になりますということをお答えしたわけで、そ

れ以外に別な、言うなれば第六項目をお答えしたというつもりではございません。これは五つの項目、例示でございまして、この例示のようによつてわが国の周辺につきまして大きな事情の変化があれば考えなきやいけないだろうという趣旨のことを申し上げたつもりでございます。

○堀江正夫君 私は、五十二年に出された防衛白書、それから五十五年、ことし出された防衛白書、いろいろと情勢を対照してみました。ずいぶん違つていますね。どういふ点が違つていのか、ひとつ主な点を御説明いただきたいと思つてます。

○政府委員(岡崎久彦君) 必ずしも白書に沿う御説明になるかどうかわかりませんが、さういふ一番大きいのは米ソの戦略バランスでございまして、ちょうど七五年ごろからSS17、18、19という新しい種類が配備されました。当初わからなかったのがございましてけれども、ついこの二、三年になってみましますと、これはかなり大変な兵器である。命中精度がアメリカのミニットマンに近い兵器であります上に、弾頭のいわゆるスローウエーターが十倍以上という大変な兵器である。これがいわゆるアメリカの核ミサイルの残存性に相当な影響を与えるに至つた。これがこゝ二、三年に配備されたのは七五年ごろからそろそろでございまして、大量配備はここ数年間。特にその戦略的意義というものが指摘され出しまして、アメリカでもついに国防長官もそれを認めるようになつたのは本年でございまして、それが一番の基本でございまして。

それから、もちろん極東のソ連軍の増強につきましても申し上げるまでもございまして、ソ連軍は増強しております。アメリカの方は、それに比しまして増強は別に増減は特にないのでございましてけれども、一つの問題は、ちょうど七六年から第七艦隊の管轄地域が西の方に広がりました。西インド洋を含むようになりまして。その後、ちょうど西インド洋、東アフリカの地域が世界の焦点となつておりました、アメリカの海軍力が西の

方に広く薄く広がっていくような状況がございまして。特にアメリカの空母機動部隊の西太平洋におけるプレゼンスというものが、常時二個機動部隊であったのが最近は一機動部隊だというのが通常兵力の配備につきましては大きな変化でございます。

それにつけ加えますと、中ソ国境も、先ほど申し上げましたように、当時は、ソ連の増強というのは中ソ国境が中心であるというふうに判断をしてこれは決して間違いない判断ではないのでありまして、最近になりますと、必ずしも全部そうであるとも言えないというふうなことになる。情勢というものは刻々変わりますものでございまして、米ソ関係、中ソ関係、アメリカの配備の問題も、項目としてはそれぞれ同じようなことになるのでございまして、内容が少しづつ変わっていくと、これは情勢、前後の流れの問題でございまして、やはり相当情勢は厳しくなっているというふうに申し上げられるかと思ひます。

○堀江正夫君 いま、岡崎参事官が主要な問題について御説明をされたわけですが、たとえば米ソの軍事バランスの問題を言われました。当時と比べれば七艦隊の西太平洋地域におけるところのプレゼンスというものが全くさま変わりしている。七艦隊空母の行動はずっと公表されている。それなんかを見ても、特にことしに入ってから、マラッカ海峡から東に配置され行動しておる空母機動部隊というのは非常に限定されておる。

ある時期は相当期間にわたって全く空白の時期さえもあつた。従来全く考えられなかったような事態ですね。ずいぶん私は変わつていっていると思ひますね、それは。これは中東情勢がそうさしておるのではありません。これがさしたた改訂できるというめど、これはもう当然あり得ない。

さらに、去年の夏ですか、北方領土に対して地上軍が配置を始めた。去年の一月の末に、防衛庁は一個大隊ないし一個旅団規模のものが配置されたという発表をされました。その際には、慎重に

その推移を見守る、いまずく防衛計画の大綱を見直すというふうなことは考えてないということございまして。その後、一個師団規模に近づきつつある、あるいはその後の発言の時期によつては一個師団になった、こういうふうなことも言われたこともあつたように記憶しますが、それでも全く新たな状況。一個師団といふと、自衛隊の現在の戦力から言つて三、四倍の戦力を持つておる。それでも対応を考えないでいいと、私には理解できないのでございまして、あつた五本の大きな枠組みが変わらなければ変えないでいいというんじやなくて、やっぱり枠組みの中が問題なんです。

たとえば朝鮮半島についても、五十二年のこれをたつた直後のときには、朝鮮半島には当面大規模な模範が生ずることは考えにくいというふうな表現が現れた。ところが、ことしでは大規模な武力紛争が生ずる可能性は当面少ないが予断を許さないといふような、中身が、それぞれがずいぶん変わつていっているわけですね。そういうふうなことを考えました場合に、私は、少なくとも周辺の国際情勢の変化というのについて具体的に一つの物差しというわけじゃない、総合的な見地から考えなければならぬけれども、そういうものを保持しておられなければ大綱を変更しようといふたつて時期を失してしまふじやないか、ずるずるべつたりになつてしまふじやないかというふうな気がしてならないんですが、いかがでございませうか。

○政府委員(堀田章君) 五つの挙げられておる項目の変化とかあるいはそれ以外のどれかの項目の変化とかというふうな私どもも固定的に考えないで、あつた五つの項目もあくまでもわが国の周辺をめぐる国際情勢の大きな項目であります。それらを含めて、またそれ以外にもいろいろお話ししたようなことも含めて、わが国周辺の国際情勢の変化といふことについては常に注目していかなくてはならないといふことは全く同感でござい

ます。そういうことを含めて先ほどから三つの原則といふことの第一にお答えを申し上げておるわけ

でございますが、それを含めまして、いまの岡崎参事官の説明、あるいは先生のいまのいろいろな御指摘、私も日本をめぐる国際情勢が厳しくなつたといふことは、これは十分受けとめておるつもりでございませう。

ただ、それでもつていまの防衛計画の大綱にいまの時点で進むかどうか、こういう判断でございませう。この点につきましてはいままでの、今国会でしばしばお答え申し上げておりますように、防衛計画の大綱の線に早く到達したいといふことは申し上げておりますが、直ちに防衛計画の大綱そのものを直直す段階ではないというふうに申し上げておるわけですね。そのこと、いまいろいろな御指摘の情勢を厳しく受けとめておるといふことは、私も、あくまでも厳しく受けとめておることは間違いないでございませう。ただ、それを直ちに大綱の見直しに結びつけてはいないといひますか、その段階だとはまだ思っていない、こういうことでございませう。

○堀江正夫君 私は防衛計画の大綱とは何だと。たとへばございませうけれども、地震国日本なんですけれども、最近は大い地震も起きていない、見通し得る将来においてそういう地震が起きる気配もない、その上に予算もおのずから限定されていまして、とりあえず家を建てるんだけれども、木造の家族構成に應ずる五間の家づくり建てよう、これが防衛計画の大綱だと思ふ。いよいよ地震があるといふことになれば、またいろいろ補強工作その他を講ずるし、家族構成がふえればまたそれは増築すればいい。ところが、中期業務見積もりは、その中であつて細部の見積もりをしてみたら、GNPの百分の一というその予算で限定して五十九年、やつてみたら、言つてみれば木造の三間ぐらいの家しか建つていないといふことになつていふと思ふんです、実際は、ところが、もちろん、全く地震に耐えられないとは言いませんよ、木造なりの対応能力はある。ところがその後、最近になって、三、四年内にマグニチュード八か九の地震、しかも直下地震が起きるかもしれないと

権威のある学者が言い出したわけですね、いろいろ。そのときに、中見見積もりというものは、木造の三間の家を五十九年の完成を五十八年に一年繰り上げてやろうという性質のものだと私は思つていふ。防衛計画の大綱をまずやれといふのは、三、四年内にマグニチュード七か八の地震が起きるかもしれないというのに、いまのスピードでいくと六十年越してまあ木造の五間の家をまずつくろんだと。そして、それから対策を、いろいろ強化策をやつていけばいいんだと、私のような気がしてならないんですよ。

だから、防衛計画の大綱あるいは中期業務見積もりの内容を考えてみますと、本当にいま直面しておる事態には対応できないものだ、なかなか対応をし得るとは言い切れないものだ。その辺を私はやはり考えて、この問題についてはただ防衛計画の大綱をやるのが先だと、まだできてないといふことでは済まない。私はそう思つていませう。まあいいですよ、これ以上言つてみても、ここであつたがそれは変えましようなんて言ひっこないんだから。

そこで、大綱見直しの三原則の三番目です。「国民世論の動向など国内情勢」とありますね。「など」といふのは何ですか。

○政府委員(堀田章君) 具体的なことを想定してといふよりも、国内情勢一般という意味で申し上げたつもりでございませうが、ここにありますように、国民世論ももちろんその一つでございませうし、その時点における国の財政状況等も当然その一つの要因であらうと思ひます。そういういろいろな意味を含めまして、国内世論の動向などと申し上げたわけでございます。

○堀江正夫君 少しみみちく聞きますけれども、国民世論の動向をどういう物差しで判定されるんですか。

○政府委員(堀田章君) この問題に限らず、一般に国民世論の動向といふのは何だと言われますと、なかなか具体的にこれが世論の動向だといふのはお答えしにくいと思ひますけれども、まあ

やはり一般的には、たとえばこういう国会での御議論なんかもその典型的なものではないかと思ひますし、新聞の動向というのをごさいますし、それから世論調査といったようなものもごさいますし、そういうことをいろいろ、何といひますか、それこそ総合的に判断して考えるより、いまい具体的にこれがこうなったら世論の動向がこうだというふうにはちょっとお答えしにくいんじゃないかと思ひます。

○堀江正夫君 いま世論調査の問題を出されましてけれども、防衛庁あるいは内閣が防衛の問題について世論調査をやったのは最近はいつてございましょうか。

○政府委員(夏目晴雄君) 突然のお尋ねでございまして、私、正確な時期は心得ておりませんが、多分五十三年度の暮れだったと思ひます。

○堀江正夫君 五十三年度の秋だったと思ひますね。その後やってないわけですね。

それで、近くこういう状況になって世論調査をやられる計画等はございしますか。計画しておられるとするならばいつやられますか。

○政府委員(夏目晴雄君) いま具体的にいつという計画はございせんが、折を見て実施すべきものはしたいというふうに考えております。

○堀江正夫君 その辺がどうも私は、そう言われたけれども、その場限りを言っておられるんじゃないかという気がしてならないんです。率直に言ひましてね。本当にこの三原則というものを直しの材料だと言ふならば、もちろん防衛計画大綱見直しに反対をする方もたくさんいる。それはもうそのとおり。しかし、すべきであるという声もある。全般情勢の流れを見ると大変厳しくなつておる。言うならば、もつとこの世論調査にしても私は具体的な計画を据えてやられる必要あるんじゃないかと。そして、国民の本当の意向というものを十分に把握しながらやっていくということでの動向ということになると、つい最近衆参同時選挙がありました。結果はもう言うまでもござい

せん。はつきりしています。しかもあの選挙のときには、自民党は防衛政策についてきわめて具体的な公約を国民にしました。これはもう内容は申しません。

防衛力整備の問題でも、ただ自民党は「大綱が示す防衛力の整備を可及的速やかに達成する」とだけ言つていません。「国際情勢の変化に対処するため、現計画では不十分な面は、機を失せず改善補完をする」と、こういうことを言つています。私は、こういったような世論の反映というものはどう受けとめておられるのだろうか、このようないふこともするんです。

この問題につきましてはそれ以上は言ひませんが、やはり私が申し上げるのは、よく言ひますけれども、責任官庁としての防衛庁は、この防衛力の大綱の見直しなんかの問題については具体的なものとやっていただかないと、国民の信頼はなかなか得られないぞという気がしてならないわけですね。単に国民の信頼が得られないだけじゃない。もう国にとつても大変な問題だという気がしてならないわけですね。

そのことを私申し上げましたが、長官、いかがでございしますか。

○国務大臣(大村義治君) お答えいたします。国際情勢また国内の事情等について種々傾聴すべき点を御指摘くださいましたわけでございますが、私もどなたもいたしまして、防衛計画の大綱のあり方につきましては、引き続き勉強をしてまいりたいと考えておるわけでございします。ただ、現在の大綱の示す線にもまだ相当隔たりがある。先生は、先ほど現在の計画は木造家屋ではないかというところをお述べになりましたわけでございますが、果たして木造計画かあるいは鉄筋か、その点いろいろお考え方もあらうかと思ひわけでございますが、いずれにいたしましても、限定的かつ小規模の侵略に対して原則として独力で守るといふことを中心にできています点は間違ひないわけでございますから、その考え方に基づく別表の線がいまだに実現されておらない。そういった点も考慮

いたしまして、ただいまのところは防衛計画の大綱をひとつ達成していく、そしてすきのない防衛力を一日も早く整備していきたい。特に質の改善にかかつていきたいと、そういうことに考えておるわけでございまして、先生御指摘の点、引き続きひとつ勉強させていただきます、こう思ひわけでございます。

○堀江正夫君 この問題は、まあ少なくとも長官のいまのお考えと私は認識の差があり過ぎるわけですが、これ以上はここではもう論議は差し控えさせていただきます。

先ほど即応態勢の強化の問題が出ておりました。私は、即応態勢を軍事力、あるいは日本では防衛力、これを常に高める。これはもうその本来の使命から見ても当然だし、東西を問わず、世界の私は常識だと思つておられます。そのためにはやはり年々防衛力も努力しておられる、これはもう私も承知しております。その即応態勢の強化、いろいろ問題ありますけれども、一つは、やはり訓練の練度をできるだけ高めておく、その必要については言うまでもございせん。ところが、私あつちこち歩いてみますと、こゝし燃料がないために訓練が相当セーブされておるといふような実態をいろいろ聞かれています。全般的な省エネの中で、防衛庁といえどももちろん協力すべきものは協力するのはあたりまえだと思ひます。けれども、それ以外には、訓練の練度を落とすというやうなことがあつたのではとんでもないアバチ取らずじゃないか。私は、防衛庁の節約率等についてはいろいろ配慮もなされておるといふことも承知しておりますけれども、現実問題としては、その上に予算単価よりも油が値上がりした。実際部隊へ行つてみますと、後はどうなるんだらうか、ランニングストックがあるからことしは何とかやっていけそうだが、来年四月からどうなるんだらうか、大変首をかしげておられるわけですね。そういう問題につきまして、その実態、またそれに対する対応、こういうことをひとつ聞かしていただきたいと思います。

○政府委員(和田裕君) お答え申し上げます。いま先生からお話あつたとおり、第二次石油ショック以降非常に値上がりいたしましたので、そのために当初予定しておりました油の購入量、これが必ずしも確保できないということ、私どもとしましては一番安い時期に買う等いろいろ努力をしまつたわけでございますけれども、確かに

おっしゃるとおり相当不足を生じているというのが実態でございます。七月段階におきましては三十数%当初の予定よりも購入数量が少なくなるというやうな状況もあつたわけでございますが、その後、調達上の努力それから油種間のいろいろの調整とか、最も効率的な使用方法、そういったやうな工夫をいたしまして、片や石油の価格の方も若干鎮静化になってきたということでございます。いまして、現在の段階では不足分は大体二、三%ぐらいではないかと思つておりますけれども、いづれにいたしましても、平時の自衛隊におきましては、先生御指摘のとおり、教育訓練というものは最も大事なことでございします。自衛隊といひましたけれども、最も効率的な油の使い方をすること、自己努力を重ねるとともに、関係当局に対しましても執拗なお願ひをいたしまして、それによりまして教育訓練等に悪い影響が起きないように最大限の努力をいたしたい、そういうふうに考えています。

○堀江正夫君 これは長官御承知かどうか知りませんが、たとへば航空自衛隊のパイロットでございしますね、これの訓練のためには一定の年間の飛行時間の基準がある、それが大体昭和四十年ごろまでは、その基準に対して一〇%減ぐらいの時間で訓練をやつておつた。その後だんだんだん減りました。それがすでに四十七年ごろになりましたと、一五%減ぐらいになった。さらに四十九年以降は二〇%減になつておる。さらに、それが五十一年以降はまた減つておる。こういう実態でございします。さらにその間に、四十六年でございしますか、あの雲石の事件が起きましたのは、あれで訓練空域が非常に遠くつた。恐らくあれ

で平均しますと往復に費す油、二五%ぐらい多くなっているらうと思ひますね。それだけ訓練時間が減つて、それだけ練度が結果的には落ちる結果になる。あるいはこれは何年ですか、五十二年ですか、射撃場が三つが二つになった。それでまた訓練時間がそれによって減る要素が出てくる。もちろんシミュレーターを整備することによってプラス要素もあります。しかし、実際私は航空自衛隊のパイロットがただジェット機に乗って飛行すればいいなんて、そんなばかげたことはないで、本当の練度の高いパイロットにならなければいけないということになると、どうやったら油が要るんだ、これは。油だけじゃ足りないですけれども、もちろん。飛行時間を確保しなければならぬ。そういうような意味において、私は航空自衛隊だけの例を申し上げましたが、もっとこの問題については、もちろん努力しておられますけれども、やってもならぬ限りやれない、こういう気がしてなりません。

それでいま、ことは何か支障ないようになるんだと、こう言われましたが、もう一つ、今度は訓練ではなくて管理用の油ですね、これももちろんできるだけ詰めるのはあたりまえです。あたりまえですけれども、やっぱり限度があると思ひますね。ある部隊へ行きますと、結局一週間の入浴の回数を普通一回は全部休浴日をつけています。ひどいところの駐屯地になりますと、三日間で、一週間の中の。休浴日を設けている。あるいは三日もやらぬでも、入浴時間を非常に短縮する、あるいは浴槽の中の半分ぐらひはもう湯を沸かさないわけですね。そんなことまでさしていいんだらうかというふうな気がしますですね。そういうようなことを含めて、実は私は来年度の燃料の要求の基礎はどうなつておるかということをお聞きしたいわけですね。もう長官でなくていいですよ、どうぞ。局長で結構です。

○政府委員(和田裕君) 基本的には先生のおっしゃるとおりでございます、ある意味で各自衛隊涙ぐましい努力、工夫をしておりまして、朝食を

パン食にするとか、それから確かにふろの入浴回数を週二日は休むとか、暖房日数を大幅に切るとかその他いろいろやっていることはそのとおりでございますが、これは先生も御承知のとおり、省エネルギーという非常に大きな政府全体の方針もございまして、その一環といたしましていろいろ努力はしているわけでございまして、何とか何とかしてしましても教育訓練に非常に悪い影響を与えたいということにはなってはいけませんために、来年度におきましても十分所要の量が確保できるように、本年度より十一万キロリットル、七十八万一千を八十九万一千だと思ひましたけれども、五十六年度において八十九万一千キロリットルを要求するというところで、その所要経費として七百七十九億円を概算要求しているところでござい

○堀江正夫君 私が申し上げるのは、ことし節約率がかつていますね、来年度の要求にそのかつた量を基準とした要求をしておるんじゃないかなという気がしてならないわけですね、これは。たとえば警察の警備車あるいは消防庁の消防車、救急車、こんなものはもう当然節約率なんて掛けるしものじゃないと思ひますね。防衛の訓練用——少なくとも訓練用ですよ、同じじゃないかと思ひますよ、私は、これは。したがって、もしもことしと同じような節約のかかつておる基準であるならば、これは当然防衛庁としてはもとへ戻して要求をされる必要があるんじゃないかなと思ひわけですが、その辺どうなつてゐるか、もう一度はつきりお聞きしたいわけですね。

○政府委員(和田裕君) お答え申し上げます。節約につぎましては、これまでの節約率と同じ節約率で来年度要求しておるということでございますが、先生御存じのとおり、余り他をあげつらうのはいかかと思ひますけれども、いろいろ厳しい状況でございますので、私どもとしては精いっぱいやらしていただいておりますというふうに考えておる次第でございます。

○堀江正夫君 即応態勢の問題で、まあ燃料ばかり

り言っておれませんから、ほかの幾つかの問題を私申し上げてみようと思ひます。

たとえば陸上自衛隊の人員の充足率のアップの問題ですね。去年、五十五年度は〇・六%のアップの要求をした、それでゼロだ。それで、いろいろ実行で努力をされて、北海道の充足率アップをある程度図られた、このことは私はよく承知しております。敬意を表します。で、ことしは〇・四%の要求である、それによって充足を向上するのは二師団正面だけだと、そのごく一部である、このように聞いております。去年、実行でやられたのは二師団だけじゃなくて、五師団正面の第一線の部隊も同じようにやられた。なぜ五師団正面も同じようにやられませんか。

○政府委員(堀田章君) 〇・四%の増をもしお認めいただければ二百二十人ばかりになります、これを第二師団の正面部隊の充足率アップに充てたいというところは、そのとおりの考え方でございます。しかし同時に、いまも御指摘ございましたように例年いろいろな実行上の苦慮はしておるわけでございます、来年は特に各級司令部の人員の余剰といひますか、要するに再検討して浮かせた人員はないかと、各学校等でそういった人員はないかと、いま全部再検討しております、そういう方面から可能な限りの人員を第一線部隊の方に回したいというふうに考えております。そういうこともあわせて、全体の人員の配置を考えたというふうに思っております、決して〇・四%上がることによつて第二師団正面だけというふうに考えておるわけではございません。

○堀江正夫君 ことしの場合、アップできた総数というものはもう非常に少なくなつておるわけですね。来年度、ないですよ。私は一番よく知つていますよ。本当、ないですよ。私はそう思ひますね、総数はもうほとんどない。それをやったら大変隊務運営やいろんなことに影響を及ぼすと思ひますね、私は、そういうふうな意味において、恐らくやはり予算の要求の枠の關係でいろいろやつて、道東方面もやられたけれどもそこ

まで手が及ばなかったということじゃないかという気がしてならないわけですね。しかし私は、やはり北にやるならば東だつてやらなければならぬのは当然じゃないか、そんな気がしてなりません。

それからもう一つ、陸上自衛隊の装備の乙類の問題です。これは長官よく御承知になつておられると思ひますけれども、お聞きになつてくださいます。これは訓練所要ということで、定数に対してどこも平均して六〇%ぐらいということでは全部やられていきます、これは六〇%。たとえば一例を言いますと、特科の中隊でございましてそういうことでやりましたのでどういふ結果になつてゐるか。F〇——第一線の中隊に派遣される観測と連絡の幹部のグループですね。F〇、これなんかは乗る四分の一のトンのジープは定数に対して二五%しかない。これが持つてゐる携帯無線も五〇%しかない。今度は一個中隊、火砲四門です。この牽引のトラックが充足が五〇%です。弾薬車どうなつてゐるか、大型トラックが四三%ぐらいです。トレーラーはゼロです。整備用トラックもゼロ、こういうことになつてゐる。来年度少なくとも充足を上げない、装備はもう火砲なんか四門あるわけですから、その部隊については、これらが全部行動できるように乙類も充足をされるようになつてゐるかどうか、それをちょっとお聞きします、小さい問題ですけどもね。

○政府委員(堀田章君) 先生御承知のように、来年度の概算要求に当たりましては、いろいろ財政的な面もございまして、正面装備に力点を置いた要求になつておることはよく御承知いただいております。と思ひますが、その中でも、いまの御指摘の乙類につきましてもできる限りの配慮はいたしたいわけでございますけれども、実際問題といたしましては新改編に伴う部隊用のもの、あるいは損耗更新用のものといった程度に重点を置かざるを得ない、いまの充足更新の方でなかなか手が回らないというのが実態でございます。

○堀江正夫君 いや、まさに防衛庁の予算要求は

そうなっております。私は承知しておるんです。それでしかも、ほかから回そうとて、訓練所要をやっておりますから、ほかから回したらほかの部隊は訓練できないんですから、どうにもならない。私は即応態勢ということになれば、やはりその辺をちゃんとしなければ、見かけの即応態勢じゃないかという気がしてなりません。

さらに即応態勢のことで申し上げますと、もう従来から、先ほども話出ておりました航空機のシエルター、これは抗たん性を増すためには非常に重要な施設だというふうに、これは新防衛計画の大綱、中葉見積もり等においてもうたわれておる、年度の計画でもうたわれておる。ところが、ことしは予算要求を見ますと六個ですね。本当にもう、どうなんですかね。これも予算の關係でしょう。私そう思います。本当は防衛庁としては、もう少しやらなければ対応できないということだと思います。

そこで、長官、概算要求をされるときに大蔵大臣との了解事項がございましたね。何か口頭だったそうですが、それはどういう内容でございましたか、ここでもう一度確認をしたいと思えます。

○国務大臣(大村善治君) 来年度の概算要求枠の決定に先立ちまして、大蔵大臣と私と会談したのでございますが、それは最近の厳しい情勢のもとで防衛力を可及的速やかに整備していくことが当面する緊急の政策課題であると考えて、財政再建問題との関連について大蔵大臣と率直な意見交換を行ったものでございます。

その際に、私は、防衛予算問題をめぐる内外の諸環境をきわめて流動的であると考えており、そのような観点から、大蔵大臣に対して、今後情勢の変化により追加要求の必要が生じた場合には相談に乗ってほしいと要望したのであります。それに對しまして大蔵大臣から、そのときはそのときでまた相談すると、こういう返答を得たのでございまして、これは事実でございます。

○堀江正夫君 私は、内外の情勢それから政治情勢、いろんな情勢を含めまして、まさにいま私は即応態勢ということではほんの一部のことを具体的に指摘したわけでありまして、いま私が指摘しました燃料の問題あるいは人員の充足率の問題あるいは乙類の問題あるいはシエルターの問題、さらに備蓄弾薬の問題、こういう問題を含めて私は当然追加要求をされる要件が整つてきていると、このような気がしてならないわけですよ。ここで御返事はもう求めません。十分に御検討をいたして今後の推移の中で私は前向きで取り組んでいただく必要が大いにある、こう思っておりますわけでございます。まして、きょうはちょうど私自身が予定をいたしました時間が来まして、一時間半もらっていましたが、もう一時間でやめるつもりでございましたが、これで終わらせていただきます。

○委員長(林道君) 本案に対する本日の質疑はこの程度にとどめます。
本日はこれにて散会いたします。
午後五時三十一分散会

十一月十四日予備審査のため、本委員会に左の案件が付託された。

一、臨時行政調査会設置法案

臨時行政調査会設置法案
臨時行政調査会設置法
(目的及び設置)

第一条 社会経済情勢の変化に対応した適正かつ合理的な行政の実現に資するため、総理府に、附屬機関として、臨時行政調査会(以下「調査会」という。)を置く。

(所掌事務)
第二条 調査会は、行政の実態に全般的な検討を加え、行政制度及び行政運営の改善に関する基本的事項を調査審議する。
2 調査会は、前項に規定する事項に関して、内閣総理大臣に意見を述べ、又は内閣総理大臣の諮問に答申する。

3 調査会は、前項の意見又は答申を、内閣総理大臣から国会に報告するように、内閣総理大臣に申し出ることができる。

(意見等の尊重)
第三条 内閣総理大臣は、前条第二項の意見若しくは答申又は同条第三項の申出を受けたときは、これを尊重しなければならない。

(組織)
第四条 調査会は、委員九人をもつて組織する。

(委員)
第五条 委員は、行政の改善問題に関して優れた識見を有する者のうちから、両議院の同意を得て、内閣総理大臣が任命する。

2 前項の場合において、国会の閉会又は衆議院の解散のために両議院の同意を得ることができないときは、内閣総理大臣は、同項の規定にかかわらず、同項に定める資格を有する者のうちから、委員を任命することができる。

3 前項の場合においては、任命後最初の国会で両議院の事後の承認を得なければならない。この場合において、両議院の事後の承認を得られないときは、内閣総理大臣は、直ちにその委員を罷免しなければならない。

4 内閣総理大臣は、委員が心身の故障のため職務の執行ができないと認める場合又は委員に職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると認める場合においては、両議院の同意を得て、これを罷免することができる。

5 委員は、職務上知ることのできた秘密を漏らすてはならない。その職を退いた後も同様とする。

6 委員は、非常勤とする。

(会長)
第六条 調査会に、会長を置き、委員のうちから、内閣総理大臣が指名する。

2 会長は、会務を総理し、調査会を代表する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(専門委員)
第七条 調査会に、専門の事項を調査審議させるため、専門委員を置く。

2 専門委員は、学識経験のある者のうちから、会長の推薦により、内閣総理大臣が任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

4 専門委員は、非常勤とする。

(資料提出その他の協力等)
第八条 調査会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、行政機関及び地方公共団体の長並びに行政管理局設置法(昭和二十三年法律第七十七号)第二条第四号の二に規定する法人(次項において「特殊法人」という。)の代表者に対して、資料の提出、意見の開陳、説明その他の必要な協力を求めることができる。

2 調査会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、行政機関及び特殊法人の運営状況を調査し、又は委員若しくは専門委員にこれを調査させることができる。

3 調査会は、その所掌事務を遂行するため特に必要があると認めるときは、第一項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(事務局)
第九条 調査会の調査事務その他の事務を処理させるため、調査会に、事務局を置く。

2 事務局に、事務局長のほか、所要の職員を置く。

3 事務局長は、行政管理事務次官をもつて充てる。

4 事務局長は、会長の命を受けて、局務を掌理する。

(政令への委任)
第十条 この法律に定めるもののほか、調査会に關し必要な事項は、政令で定める。

附則

三三三(第一四三三三三)

一、旧満州棉花協会等を恩給法による外国特殊機関指定に関する請願(第一四三四号)

一、国家公務員の諸制度改悪反対等に関する請願(第一四三三三三)

一、北九州財務局廃止に関する法案に反対し、財務局の福岡市存置に関する請願(第一四三三六号)

一、国家公務員の諸制度改悪反対等に関する請願(第一四四三三三)

第二二〇八号 昭和五十五年十月三十一日受理
国家公務員等の定年制・退職手当法改正反対に関する請願

請願者 兵庫県尼崎市長町一ノ五二ノ二
阿多宏外三十名

紹介議員 穂山 篤君

この請願の趣旨は、第二五五号と同じである。

第二二〇九号 昭和五十五年十月三十一日受理
退職手当法改正反対に関する請願

請願者 島根県松江市西津田町八二六 山崎康司外百二十九名

紹介議員 片岡 勝治君

この請願の趣旨は、第四一二号と同じである。

第二二一〇号 昭和五十五年十月三十一日受理
退職手当法改正反対に関する請願

請願者 神奈川県平塚市平塚一、九七一
及川加代子外五十五名

紹介議員 穂山 篤君

この請願の趣旨は、第四一二号と同じである。

第二二二四号 昭和五十五年十月三十一日受理
国家公務員等の定年制・退職手当法改正反対に関する請願

請願者 山口市平井六一五ノ三 岩井清陸
外二百十九名

紹介議員 戸叶 武君

この請願の趣旨は、第二五五号と同じである。

第二二二五号 昭和五十五年十月三十一日受理
北九州財務局廃止に関する法案に反対し、財務局の福岡市存置に関する請願

請願者 福岡県田川郡香原町鏡山 南野秋生外四千九百九十九名

紹介議員 勝又 武一君

この請願の趣旨は、第五一二号と同じである。

第二二二六号 昭和五十五年十月三十一日受理
退職手当法改正反対に関する請願

請願者 神奈川県中郡二宮町山西六二五ノ四 井上雅幸外二百十九名

紹介議員 戸叶 武君

この請願の趣旨は、第四一二号と同じである。

第二二二七号 昭和五十五年十月三十一日受理
旧満州棉花協会等を恩給法による外国特殊機関指定に関する請願

請願者 山形市宮町五ノ一二ノ三四 見立龍太

紹介議員 安孫子藤吉君

この請願の趣旨は、第一〇九一号と同じである。

第二二二八号 昭和五十五年十月三十一日受理
退職手当法改正反対に関する請願(一通)

請願者 広島市東区安芸町温品一、二五〇 馬野裕外三百八十一名

紹介議員 加瀬 完君

この請願の趣旨は、第四一二号と同じである。

第二二三二号 昭和五十五年十月三十一日受理
国家公務員等の定年制・退職手当法改正反対に関する請願(一通)

請願者 広島県安芸郡海田町つくも町二ノ八ノ三〇五 内部茂外二百八十六

名
紹介議員 大木 正吾君

この請願の趣旨は、第二五五号と同じである。

第二二三三三号 昭和五十五年十一月一日受理
新潟海運局廃止反対に関する請願(一通)

請願者 東京都東村山市富士見町二ノ九都営三ノ二〇四 佐藤由雄外三千九百九十九名

紹介議員 矢田部 理君

この請願の趣旨は、第七六五号と同じである。

第二二三三七号 昭和五十五年十一月一日受理
国家公務員等の定年制・退職手当法改正反対に関する請願(一通)

請願者 宮城県名取市増田七ノ四ノ二五 清水義一外二百十名

紹介議員 村沢 牧君

この請願の趣旨は、第二五五号と同じである。

第二二三三八号 昭和五十五年十一月一日受理
退職手当法改正反対に関する請願(四通)

請願者 茨城県笠間市福原三、五八三 宮崎弘外六百二十四名

紹介議員 村沢 牧君

この請願の趣旨は、第四一二号と同じである。

第二二五五号 昭和五十五年十一月四日受理
退職手当法改正反対に関する請願

請願者 群馬県高崎市高松町三五 諏訪富男外九十六名

紹介議員 本岡 昭次君

この請願の趣旨は、第四一二号と同じである。

第二二五六号 昭和五十五年十一月四日受理
退職手当法改正反対に関する請願

請願者 山形市小白川町一ノ一二ノ七 吉田マサ子外百三十九名

紹介議員 松前 達郎君

この請願の趣旨は、第四一二号と同じである。

第二二五七号 昭和五十五年十一月四日受理
退職手当法改正反対に関する請願(一通)

請願者 熊本市大江二ノ一ノ七一 前間孝外九十五名

紹介議員 穂山 篤君

この請願の趣旨は、第四一二号と同じである。

第二二六〇号 昭和五十五年十一月四日受理
国家公務員等の定年制・退職手当法改正反対に関する請願

請願者 静岡県三島市文教町一ノ四ノ六 〇 杉村勝外百六十九名

紹介議員 大木 正吾君

この請願の趣旨は、第二五五号と同じである。

第二二六一号 昭和五十五年十一月四日受理
国家公務員等の定年制・退職手当法改正反対に関する請願

請願者 兵庫県伊丹市森本六ノ一七五 石山三四郎外四百一名

紹介議員 松本 英一君

この請願の趣旨は、第二五五号と同じである。

第二二六二号 昭和五十五年十一月四日受理
退職手当法改正反対に関する請願

請願者 静岡県池田一、三〇四ノ一 杉山ミツ子外百三十九名

紹介議員 大木 正吾君

この請願の趣旨は、第四一二号と同じである。

第二二六三三三号 昭和五十五年十一月四日受理
退職手当法改正反対に関する請願

請願者 東京都足立区扇一ノ二五 古山満里子外三百五十四名

紹介議員 松本 英一君

この請願の趣旨は、第四一二号と同じである。

第二二七号 昭和五十五年十一月四日受理
旧満州棉花協会等を恩給法による外国特殊機関指定に関する請願

請願者 東京都世田谷区下馬二ノ二八ノ三
九ノ四〇四 南島忠一

紹介議員 秦 豊君
この請願の趣旨は、第一〇九一号と同じである。

第二二七四号 昭和五十五年十一月四日受理
新潟海運局廃止反対に関する請願

請願者 北九州市戸畑区天神一ノ七ノ三二
福岡美智子外二百七十九名

紹介議員 高杉 勉忠君
この請願の趣旨は、第七六五号と同じである。

第二二七五号 昭和五十五年十一月四日受理
同和对策事業特別措置法の強化改正に関する請願

請願者 福岡県田川郡川崎町三井 岡田早苗外九百三十九名

紹介議員 松本 英一君

同和对策事業特別措置法の強化改正を図られた
い。

第二二七六号 昭和五十五年十一月四日受理
外地派遣旧軍属の処遇改善に関する請願

請願者 鹿児島市武三ノ二ノ二 西原幸
紹介議員 坂元 親男君

この請願の趣旨は、第七二八号と同じである。

第二二七七号 昭和五十五年十一月四日受理
旧満州棉花協会等を恩給法による外国特殊機関指定に関する請願

請願者 東京都日野市西平山一ノ二ノ五
田中勇

紹介議員 板垣 正君

この請願の趣旨は、第一〇九一号と同じである。

第二二七八号 昭和五十五年十一月四日受理
旧満州棉花協会等を恩給法による外国特殊機関指定に関する請願

請願者 長野県伊那市東春近三、六六一
飯島則雄

紹介議員 夏目 忠雄君
この請願の趣旨は、第一〇九一号と同じである。

第二二八三号 昭和五十五年十一月四日受理
退職手当法改正反対に関する請願

請願者 静岡県浜松市中郡町一、二五七ノ
二 高岸昭平外四百六十五名

紹介議員 鈴木 和美君
この請願の趣旨は、第四一二号と同じである。

第二二八四号 昭和五十五年十一月四日受理
国家公務員等の定年制・退職手当法改正反対に関する請願

請願者 宮城県仙台市水の森一ノ九ノ六
梅原隆文外三百八十五名

紹介議員 坂倉 藤吾君

この請願の趣旨は、第二五五号と同じである。

第二二八五号 昭和五十五年十一月四日受理
国家公務員等の定年制・退職手当法改正反対に関する請願

請願者 広島県三次市三次町一、二八八ノ
一九 広林登外六百六十八名

紹介議員 鈴木 和美君

この請願の趣旨は、第二五五号と同じである。

第二二八六号 昭和五十五年十一月四日受理
北九州財務局廃止に関する法案に反対し、財務局の福岡市存置に関する請願(一通)

請願者 埼玉県浦和市根岸五六四 清水卯一外九百九十九名

紹介議員 鈴木 和美君
この請願の趣旨は、第五一二号と同じである。

第二二八九号 昭和五十五年十一月五日受理
徴兵制復活反対等に関する請願

請願者 大阪府北区堂島浜二ノ一ノ二九古
河内内北区母親連絡会内 船井喜美代外二十一名

紹介議員 沓脱タケ子君

一、徴兵制を実施しないこと。
二、軍備費を増額しないこと。
三、自衛隊の増強をやめ、日米合同演習への参加や海外派兵を行わないこと。
四、アメリカ合衆国に対し、安全保障条約終了の意志を通告すること。

理由
最近の徴兵制復活、軍備拡張、防衛費増強などの動きは、正に戦時体制の実現をみる思いである。そのために国民の不安は今までに広がっている。我々は、戦争を引き起こすことも、戦争に巻き込まれることも、許すわけにはいかない。生命を生み、育て、守る母の名において、要望するものである。

第二二九〇号 昭和五十五年十一月五日受理
国家公務員の労働条件等に関する請願

請願者 北海道旭川市永山五条二四丁目
佐藤三郎外三百九十九名

紹介議員 山崎 昇君

公務員労働者と、その家族の生活と労働条件を守るため、次の事項の実現を図りたい。

一、人事院勧告に基づく給与法を早期に成立させること。
二、国家公務員の週休二日制法案の早期成立を図ること。
三、退職手当法案・定年制法案を廃案にすること。

理由
先に行われた人事院勧告は、我々の要求や、最近の物価上昇などに照らしてみると、公務員労働者の生活改善はおろか実質賃金の低下さえもたらす、極めて不満な勧告といわざるを得ないにもかかわらず、政府が、この不十分な勧告さえも値切ろうとしたり、勧告すらされていない定年制導入や退職金の削減と一方的な行政機関の統廃合を行おうとすることは、断じて許されない。

第二二九一号 昭和五十五年十一月五日受理
国家公務員の労働条件等に関する請願

請願者 北海道稚内市恵比須一ノ二ノ三二
成田昭雄外百三名

紹介議員 川村 清一君
この請願の趣旨は、第二二九〇号と同じである。

第二二九二号 昭和五十五年十一月五日受理
退職手当法改正反対に関する請願

請願者 香川県三豊郡豊中町笠田五〇七ノ
一 曾根智得外九十九名

紹介議員 大森 昭君

この請願の趣旨は、第四一二号と同じである。

第二二九三号 昭和五十五年十一月五日受理
退職手当法改正反対に関する請願

請願者 和歌山県伊都郡高野口町大野一〇
一 堀江佳史外三十七名

紹介議員 稲山 篤君

この請願の趣旨は、第四一二号と同じである。

第二二九四号 昭和五十五年十一月五日受理
退職手当法改正反対に関する請願

請願者 福岡市西区別府四ノ一二 中島静男外百八名

紹介議員 松前 達郎君

この請願の趣旨は、第四一二号と同じである。

第二二九五号 昭和五十五年十一月五日受理

旧満州棉花協会等を恩給法による外国特殊機関指定に関する請願

請願者 東京都府中市多磨町一ノ五ノ四三

紹介議員 藤井 恒男君

この請願の趣旨は、第一〇九一号と同じである。

第二三〇二号 昭和五十五年十一月五日受理

旧勲章叙賜者の名誉回復に関する請願

請願者 岐阜県安八郡神戸町瀬古二〇

宇野一義

紹介議員 浅野 拓君

この請願の趣旨は、第三号と同じである。

第二三〇三号 昭和五十五年十一月五日受理

旧勲章叙賜者の名誉回復に関する請願

請願者 愛媛県松山市枝松町六ノ八六 中

山綱雄

紹介議員 仲川 幸男君

この請願の趣旨は、第三号と同じである。

第二三〇四号 昭和五十五年十一月五日受理

旧勲章叙賜者の名誉回復に関する請願

請願者 岐阜県加茂郡川辺町下吉田六一六

ノ一ノ二 馬場克己

紹介議員 藤井 丙午君

この請願の趣旨は、第三号と同じである。

第二三〇五号 昭和五十五年十一月五日受理

旧満州棉花協会等を恩給法による外国特殊機関指定に関する請願

請願者 神戸市垂水区舞子台二ノ八ノAノ

一〇四 山田悦

紹介議員 林 寛子君

この請願の趣旨は、第一〇九一号と同じである。

第二三〇六号 昭和五十五年十一月五日受理

同和对策事業特別措置法の一部改正に伴う附帯決議の即時具体化に関する請願

請願者 滋賀県大津市京町四ノ一ノ一 滋賀

県議会議員 小島幸雄

紹介議員 河本嘉久蔵君

同和問題の早期解決を図るため、国及び地方公共団体においては、同和对策事業特別措置法施行以来総力を挙げて同和对策事業の総合的かつ計画的な推進に積極的な努力してきた結果、生活環境の改善整備を中心として相当の成果を収めてきたところである。しかしながら、現在なお多くの物的事業が残されており、また同和問題解決の中心的課題である産業、職業対策及び教育対策の推進、更には地方公共団体の財政負担の軽減等、早急に解決されなければならない諸問題が山積している現状にある。よって、このような状況にかんがみ、第八十五回国会における同法延長の際の衆参両院内閣委員会の附帯決議三項目を即時具体化するよう強く要望する。

第一三〇八号 昭和五十五年十一月五日受理

国家公務員の諸制度改悪反対等に関する請願

請願者 愛知県刈谷市住吉町三ノ一八 神

谷尚身外二百二十九名

紹介議員 宮本 顯治君

この請願の趣旨は、第二六三三号と同じである。

第一三〇九号 昭和五十五年十一月六日受理

国家公務員の労働条件等に関する請願

請願者 熊本県天草郡大矢野町亀造 山口

只一外二百十九名

紹介議員 青島 幸男君

この請願の趣旨は、第二二九〇号と同じである。

第一三一〇号 昭和五十五年十一月六日受理

国家公務員の労働条件等に関する請願

請願者 札幌市豊平区月寒東三条八丁目

星不二雄外三百三十名

紹介議員 丸谷 金保君

この請願の趣旨は、第二二九〇号と同じである。

第二三一一号 昭和五十五年十一月六日受理

国家公務員の労働条件等に関する請願

請願者 長野県上田市緑が丘一ノ二七ノ二

一全医労東信支部内 会田信之

百九十九名

紹介議員 近藤 忠孝君

この請願の趣旨は、第二二九〇号と同じである。

第二三一二号 昭和五十五年十一月六日受理

国家公務員の諸制度改悪反対等に関する請願

請願者 和歌山県西牟婁郡日置川町安宅一

三八 山本けい外五百名

紹介議員 近藤 忠孝君

この請願の趣旨は、第二六三三号と同じである。

第一三一五号 昭和五十五年十一月六日受理

旧勲章叙賜者の名誉回復に関する請願

請願者 鹿児島県出水市武本八、二三四

堅野勇吉

この請願の趣旨は、第三号と同じである。

第一三一六号 昭和五十五年十一月六日受理

旧勲章叙賜者の名誉回復に関する請願

請願者 千葉県印旛郡四街道町 村上茂

紹介議員 井上 裕君

この請願の趣旨は、第三号と同じである。

第一三一七号 昭和五十五年十一月六日受理

旧勲章叙賜者の名誉回復に関する請願

請願者 岩手県盛岡市西下台町一一ノ一

九 渡辺昌男

紹介議員 岩動 道行君

この請願の趣旨は、第三号と同じである。

第一三三八号 昭和五十五年十一月六日受理

旧勲章叙賜者の名誉回復に関する請願

請願者 石川県小松市三谷町ホノ二一岸

野外最

紹介議員 石本 茂君

この請願の趣旨は、第三号と同じである。

第一三一九号 昭和五十五年十一月六日受理

旧勲章叙賜者の名誉回復に関する請願

請願者 東京都杉並区西荻北五ノ一三ノ二

山崎重三郎

紹介議員 板垣 正君

この請願の趣旨は、第三号と同じである。

第一三二〇号 昭和五十五年十一月六日受理

旧勲章叙賜者の名誉回復に関する請願

請願者 栃木県芳賀郡二宮町高田一、四九

九 本田庄

紹介議員 岩崎 純三君

この請願の趣旨は、第三号と同じである。

第一三二一号 昭和五十五年十一月六日受理

旧勲章叙賜者の名誉回復に関する請願

請願者 京都市東山区新門前通大和大路東

入三丁目梅本町二四九 浦場外治

紹介議員 上田 稔君

この請願の趣旨は、第三号と同じである。

第一三二二号 昭和五十五年十一月六日受理

旧勲章叙賜者の名誉回復に関する請願

請願者 京都市左京区田中上玄京町三五

狩野勲

紹介議員 植木 光教君

この請願の趣旨は、第三号と同じである。

—

旧勲章叙賜者の名譽回復に関する請願

請願者 東京都新宿区若松町四〇 山本公嗣

紹介議員 志村 愛子君

この請願の趣旨は、第三号と同じである。

第一三四六号 昭和五十五年十一月六日受理

旧勲章叙賜者の名譽回復に関する請願

請願者 長野県松本市筑摩 吉沢今朝十

紹介議員 下条進一郎君

この請願の趣旨は、第三号と同じである。

第一三四七号 昭和五十五年十一月六日受理

旧勲章叙賜者の名譽回復に関する請願

請願者 和歌山市豊原丁三ノ二 梅本亀之助

紹介議員 世耕 政隆君

この請願の趣旨は、第三号と同じである。

第一三四八号 昭和五十五年十一月六日受理

旧勲章叙賜者の名譽回復に関する請願

請願者 埼玉県秩父郡神村小森三九〇

柳井戸好男

紹介議員 関口 恵造君

この請願の趣旨は、第三号と同じである。

第一三四九号 昭和五十五年十一月六日受理

旧勲章叙賜者の名譽回復に関する請願

請願者 熊本県下益城郡豊野村糸石三、六

七二 後藤敏雄

紹介議員 園田 清光君

この請願の趣旨は、第三号と同じである。

第一三五〇号 昭和五十五年十一月六日受理

旧勲章叙賜者の名譽回復に関する請願

請願者 北海道函館市高丘町一六三ノ八

二 畑山号手

紹介議員 田中 正巳君

この請願の趣旨は、第三号と同じである。

第一三五一号 昭和五十五年十一月六日受理

旧勲章叙賜者の名譽回復に関する請願

請願者 札幌市中央区北一条東一丁目

鈴木巖

紹介議員 高木 正明君

この請願の趣旨は、第三号と同じである。

第一三五二号 昭和五十五年十一月六日受理

旧勲章叙賜者の名譽回復に関する請願

請願者 岩手県花巻市吹張町三ノ一 小原

栄喜

紹介議員 高橋 圭三君

この請願の趣旨は、第三号と同じである。

第一三五三号 昭和五十五年十一月六日受理

旧勲章叙賜者の名譽回復に関する請願

請願者 富山県中新川郡舟橋村竹鼻七六

古田勝晴

紹介議員 高平 公友君

この請願の趣旨は、第三号と同じである。

第一三五四号 昭和五十五年十一月六日受理

旧勲章叙賜者の名譽回復に関する請願

請願者 秋田県北秋田郡比内町谷地中九〇

ノ二 高橋榮二郎

紹介議員 竹内 潔君

この請願の趣旨は、第三号と同じである。

第一三五五号 昭和五十五年十一月六日受理

旧勲章叙賜者の名譽回復に関する請願

請願者 高知県吾川郡伊野町枝川四六五高

知果金鶏会内 田上均

紹介議員 谷川 寛三君

この請願の趣旨は、第三号と同じである。

第一三五六号 昭和五十五年十一月六日受理

旧勲章叙賜者の名譽回復に関する請願

請願者 埼玉県北葛飾郡栗橋町伊坂一、一

二四 染谷正

紹介議員 土屋 義彦君

この請願の趣旨は、第三号と同じである。

第一三六五号 昭和五十五年十一月六日受理

国家公務員の諸制度改悪反対等に関する請願

請願者 名古屋市中川区豊成町一ノ三ノ四

一〇 青島伸江外百五十二名

紹介議員 立木 洋君

この請願の趣旨は、第二六三号と同じである。

第一三六六号 昭和五十五年十一月六日受理

国家公務員の労働条件等に関する請願

請願者 鹿児島県国分市敷根二、七八六

川原田節子外二百二十三名

紹介議員 龜山 篤君

この請願の趣旨は、第二二九〇号と同じである。

第一三六七号 昭和五十五年十一月六日受理

国家公務員の労働条件等に関する請願

請願者 群馬県渋川市金井二、八五四 寺

阿佳子外百八十八名

紹介議員 福岡 知之君

この請願の趣旨は、第二二九〇号と同じである。

第一三六八号 昭和五十五年十一月六日受理

退職手当改正反対に関する請願

請願者 熊本県本荘五ノ九ノ二四 竹浜テ

ル子外八十五名

紹介議員 龜山 篤君

この請願の趣旨は、第四一二号と同じである。

第一三七二号 昭和五十五年十一月六日受理

旧勲章叙賜者の名譽回復に関する請願

請願者 静岡県掛川市上西郷一、六一六ノ

一 天野貞雄

この請願の趣旨は、第三号と同じである。

第一三七三号 昭和五十五年十一月六日受理

旧勲章叙賜者の名譽回復に関する請願

請願者 埼玉県大宮市高鼻町一ノ三三五埼

玉泉金鶏会内 大高義賢

紹介議員 名尾 良孝君

この請願の趣旨は、第三号と同じである。

第一三七四号 昭和五十五年十一月六日受理

旧勲章叙賜者の名譽回復に関する請願

請願者 徳島県名東郡河内村仁井田 石本

燕

紹介議員 内藤 健君

この請願の趣旨は、第三号と同じである。

第一三七五号 昭和五十五年十一月六日受理

旧勲章叙賜者の名譽回復に関する請願

請願者 神奈川県秦野市今泉二〇九 小泉

陽明

紹介議員 内藤三郎君

この請願の趣旨は、第三号と同じである。

第一三七六号 昭和五十五年十一月六日受理

旧勲章叙賜者の名譽回復に関する請願

請願者 兵庫県三木市大村八四二ノ四 小

阪仁一

紹介議員 中西 一郎君

この請願の趣旨は、第三号と同じである。

第一三七七号 昭和五十五年十一月六日受理

旧勲章叙賜者の名譽回復に関する請願

請願者 札幌市中央区北六条西二六丁目

笹村寛一郎

紹介議員 中村 啓一君

この請願の趣旨は、第三号と同じである。

第三七八号 昭和五十五年十一月六日受理
旧勲章叙賜者の名譽回復に関する請願

請願者 山梨市七日市場三三九 保坂昌訓
紹介議員 中村 太郎君
この請願の趣旨は、第三号と同じである。

第三七九号 昭和五十五年十一月六日受理
旧勲章叙賜者の名譽回復に関する請願

請願者 長崎県西彼杵郡長与町高田郷四、
〇一八 松田耕作
紹介議員 中村 慎二君
この請願の趣旨は、第三号と同じである。

第三八〇号 昭和五十五年十一月六日受理
旧勲章叙賜者の名譽回復に関する請願

請願者 広島市中区舟入川口町九ノ一九
佐々木忠義
紹介議員 永野 殿雄君
この請願の趣旨は、第三号と同じである。

第三八一号 昭和五十五年十一月六日受理
旧勲章叙賜者の名譽回復に関する請願

請願者 長野市稲里町中氷鉤五〇七長野県
金鶏会長野市支部内 青木茂人
紹介議員 夏目 忠雄君
この請願の趣旨は、第三号と同じである。

第三八二号 昭和五十五年十一月六日受理
旧勲章叙賜者の名譽回復に関する請願

請願者 島根県出雲市今市町 亀谷隆一
紹介議員 成相 善十君
この請願の趣旨は、第三号と同じである。

第三八三号 昭和五十五年十一月六日受理
旧勲章叙賜者の名譽回復に関する請願

請願者 秋田県能代市栄町一ノ一二 雄鹿
謙一郎
紹介議員 野呂田芳成君

この請願の趣旨は、第三号と同じである。

第三八四号 昭和五十五年十一月六日受理
旧勲章叙賜者の名譽回復に関する請願

請願者 新潟県長岡市千歳一ノ二二二
下田栄七
紹介議員 長谷川 信君
この請願の趣旨は、第三号と同じである。

第三八五号 昭和五十五年十一月六日受理
旧勲章叙賜者の名譽回復に関する請願

請願者 神奈川県鎌倉市大町二ノ三ノ二六
高橋俊郎
紹介議員 秦野 章君
この請願の趣旨は、第三号と同じである。

第三八六号 昭和五十五年十一月六日受理
旧勲章叙賜者の名譽回復に関する請願

請願者 東京都中央区新富一ノ九ノ一〇
有賀菊雄
紹介議員 鳩山威一郎君
この請願の趣旨は、第三号と同じである。

第三八七号 昭和五十五年十一月六日受理
旧勲章叙賜者の名譽回復に関する請願

請願者 長崎県西彼杵郡長与町岡郷二、七
〇四 田中周市
紹介議員 初村滝一郎君
この請願の趣旨は、第三号と同じである。

第三八八号 昭和五十五年十一月六日受理
旧勲章叙賜者の名譽回復に関する請願

請願者 兵庫県加古川市加古川町大野二五
六宮下信一
紹介議員 林 寛子君
この請願の趣旨は、第三号と同じである。

第三八九号 昭和五十五年十一月六日受理
旧勲章叙賜者の名譽回復に関する請願

請願者 兵庫県加古川市加古川町大野二五
六宮下信一
紹介議員 林 寛子君
この請願の趣旨は、第三号と同じである。

旧勲章叙賜者の名譽回復に関する請願

請願者 東京都千代田区神田神保町一ノ五
七 小林幹知
紹介議員 原 文兵衛君
この請願の趣旨は、第三号と同じである。

第三九〇号 昭和五十五年十一月六日受理
旧勲章叙賜者の名譽回復に関する請願

請願者 群馬県群馬郡箕郷町松之沢三五ノ
一 清水作次
紹介議員 福田 宏一君
この請願の趣旨は、第三号と同じである。

第三九一号 昭和五十五年十一月六日受理
旧勲章叙賜者の名譽回復に関する請願

請願者 山形市五日町三ノ五六 新関栄作
紹介議員 降矢 敬義君
この請願の趣旨は、第三号と同じである。

第三九二号 昭和五十五年十一月六日受理
旧勲章叙賜者の名譽回復に関する請願

請願者 山梨県大月市 杉本行孝
紹介議員 降矢 敬義君
この請願の趣旨は、第三号と同じである。

第三九三号 昭和五十五年十一月六日受理
旧勲章叙賜者の名譽回復に関する請願

請願者 熊本県池田一ノ一六ノ四一 高島
慶二郎
紹介議員 細川 護熙君
この請願の趣旨は、第三号と同じである。

第三九四号 昭和五十五年十一月六日受理
旧勲章叙賜者の名譽回復に関する請願

請願者 東京都大田区鶴の木一ノ七ノ一
原田福二
紹介議員 町村 金五君

この請願の趣旨は、第三号と同じである。

第三九五号 昭和五十五年十一月六日受理
旧勲章叙賜者の名譽回復に関する請願

請願者 青森県三戸郡福地村福田間ノ原四
三 田中慶之助
紹介議員 松尾 官平君
この請願の趣旨は、第三号と同じである。

第三九六号 昭和五十五年十一月六日受理
旧勲章叙賜者の名譽回復に関する請願

請願者 群馬県高崎市岩押町二ノ三 笹反
藤太郎
紹介議員 丸茂 重貞君
この請願の趣旨は、第三号と同じである。

第三九七号 昭和五十五年十一月六日受理
旧勲章叙賜者の名譽回復に関する請願

請願者 熊本県山鹿市南島七七 神崎生
次郎
紹介議員 三浦 八水君
この請願の趣旨は、第三号と同じである。

第三九八号 昭和五十五年十一月六日受理
旧勲章叙賜者の名譽回復に関する請願

請願者 栃木県那須郡烏山町初音六ノ二
吉永正治
紹介議員 森山 眞弓君
この請願の趣旨は、第三号と同じである。

第三九九号 昭和五十五年十一月六日受理
旧勲章叙賜者の名譽回復に関する請願

請願者 大阪府住吉区帝塚山東五ノ一七
西尾周三
紹介議員 森下 泰君
この請願の趣旨は、第三号と同じである。

第四〇〇号 昭和五十五年十一月六日受理
旧勲章叙賜者の名譽回復に関する請願

請願者 大阪府住吉区帝塚山東五ノ一七
西尾周三
紹介議員 森下 泰君
この請願の趣旨は、第三号と同じである。

旧勲章叙賜者の名譽回復に関する請願

請願者 愛知県豊橋市多米町北脇五二尾 崎要一

紹介議員 八木 一郎君
この請願の趣旨は、第三号と同じである。

第一四〇一号 昭和五十五年十一月六日受理

旧勲章叙賜者の名譽回復に関する請願

請願者 青森市本町三ノ七ノ一二 八島芳蔵

紹介議員 山崎 竜男君

この請願の趣旨は、第三号と同じである。

第一四〇二号 昭和五十五年十一月六日受理

旧勲章叙賜者の名譽回復に関する請願

請願者 群馬県高崎市本町一二三 水村周作

紹介議員 山本 富雄君

この請願の趣旨は、第三号と同じである。

第一四〇三号 昭和五十五年十一月六日受理

旧勲章叙賜者の名譽回復に関する請願

請願者 富山県射水郡大門町布目沢五三 三森田健次

紹介議員 吉田 実君

この請願の趣旨は、第三号と同じである。

第一四〇四号 昭和五十五年十一月六日受理

退職手当改正反対に関する請願

請願者 東京都東大和市奈良橋一、一七〇ノ一五四 上田勇外百二十二名

紹介議員 大木 正吾君

この請願の趣旨は、第四一二号と同じである。

第一四〇五号 昭和五十五年十一月六日受理

退職手当改正反対に関する請願

請願者 静岡県浜松市常光町五七四 磯部正實外百名

紹介議員 小山 一平君
この請願の趣旨は、第四一二号と同じである。

第一四〇六号 昭和五十五年十一月六日受理

国家公務員の労働条件等に関する請願

請願者 長野県上田市御所三三三 内山儀一 外百九十四名

紹介議員 大木 正吾君

この請願の趣旨は、第一二九〇号と同じである。

第一四二二号 昭和五十五年十一月六日受理

国家公務員の労働条件等に関する請願

請願者 千葉市幕張一ノ七、七〇四 斉藤春枝外三百十五名

紹介議員 市川 正一君

この請願の趣旨は、第一二九〇号と同じである。

第一四二三号 昭和五十五年十一月六日受理

国家公務員の労働条件等に関する請願

請願者 千葉県習志野市津田沼二ノ九ノ四ノ四〇四 岩佐榮子外三百十五名

紹介議員 上田耕一郎君

この請願の趣旨は、第一二九〇号と同じである。

第一四二四号 昭和五十五年十一月六日受理

国家公務員の労働条件等に関する請願

請願者 千葉県市川市鬼高一ノ七ノ二川 名宏外三百十五名

紹介議員 小笠原貞子君

この請願の趣旨は、第一二九〇号と同じである。

第一四二五号 昭和五十五年十一月六日受理

国家公務員の労働条件等に関する請願

請願者 千葉県茂原市早野五一五ノ二 遠藤榮二外三百十五名

紹介議員 神谷信之助君

この請願の趣旨は、第一二九〇号と同じである。

第一四二六号 昭和五十五年十一月六日受理

国家公務員の労働条件等に関する請願

請願者 東京都府中市本宿町一ノ三二ノ一 荒川良外三百十五名

紹介議員 香取タケ子君

この請願の趣旨は、第一二九〇号と同じである。

第一四二七号 昭和五十五年十一月六日受理

国家公務員の労働条件等に関する請願

請願者 千葉県館山市相浜一五四 石井ふじえ外三百十二名

紹介議員 佐藤 昭夫君

この請願の趣旨は、第一二九〇号と同じである。

第一四二八号 昭和五十五年十一月六日受理

国家公務員の労働条件等に関する請願

請願者 千葉県船橋市栗台五ノ二六 板倉幸男外三百十五名

紹介議員 下田 京子君

この請願の趣旨は、第一二九〇号と同じである。

第一四二九号 昭和五十五年十一月六日受理

国家公務員の労働条件等に関する請願

請願者 千葉県館山市大戸二二四 地引秀夫外三百十五名

紹介議員 立木 洋君

この請願の趣旨は、第一二九〇号と同じである。

第一四三〇号 昭和五十五年十一月六日受理

国家公務員の労働条件等に関する請願

請願者 千葉県君津市久保三ノ三ノ一〇 青木みゆき外三百十五名

紹介議員 宮本 顯治君

この請願の趣旨は、第一二九〇号と同じである。

第一四三一号 昭和五十五年十一月六日受理

国家公務員の労働条件等に関する請願

請願者 千葉県柏市光ヶ丘三ノ六ノ五 安

紹介議員 部輝行外三百十五名

この請願の趣旨は、第一二九〇号と同じである。

第一四三二号 昭和五十五年十一月六日受理

国家公務員の労働条件等に関する請願

請願者 千葉県東葛飾郡浦安町猫美五七 九 石川美豊外三百十五名

紹介議員 山中 郁子君

この請願の趣旨は、第一二九〇号と同じである。

第一四三三号 昭和五十五年十一月六日受理

国家公務員の労働条件等に関する請願

請願者 北海道帯広市西十六条南六丁目 鈴木健三外百九十九名

紹介議員 鈴木 和美君

この請願の趣旨は、第一二九〇号と同じである。

第一四三四号 昭和五十五年十一月六日受理

旧満州棉花協会等を恩給法による外国特殊機関指定に関する請願

請願者 鳥取市湖山町北六ノ六一七 大脇実

紹介議員 広田 幸一君

この請願の趣旨は、第一〇九一号と同じである。

第一四三五号 昭和五十五年十一月六日受理

国家公務員の諸制度改悪反対等に関する請願

請願者 青森県弘前市富野町一全日本国立医療労働組合弘前支部内 平田隆治外二百名

紹介議員 鈴木 和美君

この請願の趣旨は、第二六三三号と同じである。

第一四三六号 昭和五十五年十一月六日受理

北九州財務局廃止に関する法案に反対し、財務局の福岡市存置に関する請願(二通)

請願者 佐賀県唐津市元旗町六〇三 浦津

第一四六号 昭和五十五年十一月七日受理
国家公務員の労働条件等に関する請願
請願者 千葉市高田町三ノ四三 大塚正春
外三百十五名

紹介議員 近藤 忠孝君

この請願の趣旨は、第二二九〇号と同じである。

第一四七号 昭和五十五年十一月七日受理
国家公務員の労働条件等に関する請願
請願者 東京都中野区江古田二ノ一七ノ四
作田ふさ外百五十九名

紹介議員 大森 昭君

この請願の趣旨は、第二二九〇号と同じである。

第一四八号 昭和五十五年十一月七日受理
国家公務員の労働条件等に関する請願
請願者 東京都中野区江古田三ノ一四ノ二
二 大槻美代子外八十六名

紹介議員 阿具根 登君

この請願の趣旨は、第二二九〇号と同じである。

第一四九号 昭和五十五年十一月七日受理
国家公務員の労働条件等に関する請願
請願者 鳥取市大槌三〇五ノ一〇 建部希
之子外五十二名

紹介議員 田中寿美子君

この請願の趣旨は、第二二九〇号と同じである。

第一四七八号 昭和五十五年十一月七日受理
国家公務員の労働条件等に関する請願
請願者 鳥取県八頭郡河原町小畑四七ノ一
中原義行外五十四名

紹介議員 小野 明君

この請願の趣旨は、第二二九〇号と同じである。

第一四九二号 昭和五十五年十一月七日受理
旧勲章叙賜者の名誉回復に関する請願
請願者 東京都文京区千駄木四ノ二〇ノ一

四 松本豊
紹介議員 木島 則夫君
この請願の趣旨は、第三号と同じである。

第一四九三号 昭和五十五年十一月七日受理
国家公務員の労働条件等に関する請願
請願者 広島県佐伯郡廿日町榎尾三ノ四
ノ一六 岡田典子外七十五名

紹介議員 志苦 裕君

この請願の趣旨は、第二二九〇号と同じである。

第一四九四号 昭和五十五年十一月七日受理
国家公務員の労働条件等に関する請願
請願者 東京都練馬区羽沢二ノ一九 吉田
文人外九十一名

紹介議員 安恒 良一君

この請願の趣旨は、第二二九〇号と同じである。

第一五〇七号 昭和五十五年十一月七日受理
鉱山保安行政の縮小反対等に関する請願
請願者 東京都千代田区霞が関一ノ三ノ一
全商工労働組合内 川島威外一万
四百三十五名

紹介議員 安武 洋子君

国民と鉱山労働者の生命と健康を守る保安行政の
強化のため、次の事項の実現を図りたい。

一、通商産業省の四国及び大阪鉱山保安監督部の
廃止及び他部への統合を行わないこと。

二、鉱務監督官の増員など鉱山保安行政の拡充を
図ること。

理由

通産省の鉱山保安監督局・部は、住民を鉱害から
守り、鉱山・製錬所で働く労働者の生命を守る鉱
山保安行政を担っている。ところが、政府は去る
三月二十八日の閣議決定「地方支分部局の整理再
編成について」において、行政における減量経営
の一環として、大阪・四国の鉱山保安監督部を廃
止し、それぞれ名古屋・広島鉱山保安監督部に統

合することにより、全体として鉱山保安監督行政
を縮小する方向を打ち出した。経済や社会の発展
に際しては、国民の行政需要に対応し、国民
の期待する行政機能を発揮させるために、行政を
見直し、国民本位の行政改革を行うことは必要だ
が、鉱山保安行政のように、地域住民と鉱山労働
者の生命・安全を守る行政領域を一省一ブロック
機関削減という基準で整理合理化することは、国
民の不安を招き、かえって行政改革そのものに對
する国民の不信につながるものになりかねない。

近年、鉱山災害は災害件数だけではなく、災害率
も減少傾向を示している。これは、昭和二十四年
に鉱山保安法が制定され、鉱山保安監督部が設置
されて以来、保安行政が著しく強化整備されてき
たこと、及びそれに伴って各企業の自主保安の
努力も強まったことによるものである。しかし、
鉱業は極めて危険性の高い産業であり、災害率や
死亡事故は他産業に比較して依然として高水準と
なっており、新たな災害発生率の要因も増大してい
る。更に、通産省はこれからの資源・エネルギー
政策の柱の一つとして、自給率向上のために国内
炭その他の鉱物資源の開発を積極的に推進すること
を打ち出しているが、そのほとんどは海面下や
深部開発と予想され、保安確保は不可欠の前提で
ある。また、鉱山保安行政のもう一つの大きな柱
である鉱害防止については、稼働鉱山、製錬所は
もちろん、休廃止鉱山を含めて地表沈下、水質汚
濁、大気汚染、ばた山流出など各種の鉱害防止対
策の強化がますます強く求められている。とりわ
け、カドミウム・ヒ素などの微量金属による従業
員や地域住民の健康被害が深刻な問題になってお
り、この面での監督指導、検査体制の強化が重要
となっている。また、国民が求めている行政改
革は、なによりも、まず行政の不正、腐敗にメ
スを入れることにあるにもかかわらず、それには
全く手を触れることなく一省一ブロック機関削減な
どの一律機械的な「行政改革」を行うことは、国
民の要求を逆手にとった不当極まりないやり方と
いうべきである。もし、このような「行政改革」

の結果、鉱山災害が発生するならば重大問題であ
る。我々は、行政改革の名の下に国民にとつて重
要な鉱山保安行政を後退させることには絶対反対
である。

第一五〇八号 昭和五十五年十一月七日受理
徴兵制復活反対等に関する請願
請願者 大阪府泉大津市下条二ノ三五泉
大津市立図書館内泉大津市教職員
組合内 富阪実外十九名

紹介議員 市川 正一君

この請願の趣旨は、第二二八九号と同じである。

第一五〇九号 昭和五十五年十一月七日受理
北九州財務局廃止に関する法案に反対し、財務局
の福岡市存置に関する請願(十一通)
請願者 群馬県高崎市飯玉町一、四二三
嶋田年男外五千四百九十九名

紹介議員 安武 洋子君

この請願の趣旨は、第五二二号と同じである。

第一五一〇号 昭和五十五年十一月七日受理
国家公務員の労働条件等に関する請願
請願者 鳥取市行徳はノ三二四 宮部麗子
外八十五名

紹介議員 対馬 孝且君

この請願の趣旨は、第二二九〇号と同じである。

第一五一一号 昭和五十五年十一月七日受理
国家公務員の労働条件等に関する請願
請願者 鳥取市材木町三〇九 井手口玲子
外五十三名

紹介議員 藤田 進君

この請願の趣旨は、第二二九〇号と同じである。

第一五一一号 昭和五十五年十一月七日受理
国家公務員の労働条件等に関する請願
請願者 広島市南区旭二ノ五ノ一三 行本

紹介議員 粕谷 照美君
この請願の趣旨は、第二二九〇号と同じである。

第一七一九号 昭和五十五年十一月十日受理
旧勲章叙賜者の名譽回復に関する請願
請願者 名古屋市中千種区春岡通二ノ二〇
村瀬敏太郎

紹介議員 井上 計君
この請願の趣旨は、第三号と同じである。

第一七二〇号 昭和五十五年十一月十日受理
旧勲章叙賜者の名譽回復に関する請願
請願者 兵庫県加古川市平岡町一色七七七
ノ一三四 洲本義夫

紹介議員 柄谷 道一君
この請願の趣旨は、第三号と同じである。

第一七二二号 昭和五十五年十一月十日受理
旧勲章叙賜者の名譽回復に関する請願
請願者 広島県三原市沼田町九九九 児玉
正

紹介議員 小西 博行君
この請願の趣旨は、第三号と同じである。

第一七二三号 昭和五十五年十一月十日受理
旧勲章叙賜者の名譽回復に関する請願
請願者 名古屋市中区新栄二ノ三二ノ
八 千崎三郎

紹介議員 三治 重信君
この請願の趣旨は、第三号と同じである。

第一七九二号 昭和五十五年十一月十日受理
外地派遣旧軍属の処遇改善に関する請願
請願者 京都府福知山市上天津一、九八七
須藤忠

紹介議員 矢田部 理君
この請願の趣旨は、第七二八号と同じである。

第一七九三号 昭和五十五年十一月十日受理
国家公務員の労働条件等に関する請願
請願者 東京都北区滝野川三ノ五二ノ六
南坂満外八十二名

紹介議員 矢田部 理君
この請願の趣旨は、第二二九〇号と同じである。

第一七九四号 昭和五十五年十一月十日受理
国家公務員の労働条件等に関する請願
請願者 鳥取市田園町四ノ一五六田島住宅
八ノ三 山根敏秀外六十九名

紹介議員 高杉 勉忠君
この請願の趣旨は、第二二九〇号と同じである。

第一七九五号 昭和五十五年十一月十日受理
国家公務員の労働条件等に関する請願
請願者 岩手県一関市山目泥田山下四八
相澤慶寿外百九十八名

紹介議員 市川 正一君
この請願の趣旨は、第二二九〇号と同じである。

第一七九六号 昭和五十五年十一月十日受理
国家公務員の労働条件等に関する請願
請願者 鳥取県米子市西町六二 田原夏樹
外三十九名

紹介議員 竹田 四郎君
この請願の趣旨は、第二二九〇号と同じである。

第一七九七号 昭和五十五年十一月十日受理
旧満州棉花協会等を恩給法による外国特殊機関指
定に関する請願
請願者 茨城県下妻市大宝五四一 横瀬二
郎

紹介議員 矢田部 理君
この請願の趣旨は、第一〇九二号と同じである。

第一八二〇号 昭和五十五年十一月十一日受理
退職手当法改正反対に関する請願

請願者 北海道厚岸郡浜中町姉別 対馬誠
外七十九名
紹介議員 龜山 篤君
この請願の趣旨は、第四二二二号と同じである。

第一八二二号 昭和五十五年十一月十一日受理
退職手当法改正反対に関する請願(四通)
請願者 静岡市池田一、六九六ノ一 寺田
愛子外四百五十一名

紹介議員 青木 新次君
この請願の趣旨は、第四二二二号と同じである。

第一八二二二号 昭和五十五年十一月十一日受理
国家公務員の労働条件等に関する請願
請願者 鳥取市立川町六ノ二二四第二緑町
住宅内 川西義昭外百十九名

紹介議員 小谷 守君
この請願の趣旨は、第二二九〇号と同じである。

第一八二三号 昭和五十五年十一月十一日受理
国家公務員の労働条件等に関する請願
請願者 千葉県船橋市菜園台四ノ二四ノ二
ノ二〇五 伊藤義隆外九十六名

紹介議員 村田 秀三君
この請願の趣旨は、第二二九〇号と同じである。

第一八二四号 昭和五十五年十一月十一日受理
国家公務員の労働条件等に関する請願
請願者 鳥取市湯所町一ノ八〇七 塩見桂
子外九十二名

紹介議員 青木 新次君
この請願の趣旨は、第二二九〇号と同じである。

第一八二五号 昭和五十五年十一月十一日受理
国家公務員等の定年制・退職手当法改正反対に関
する請願(二通)
請願者 和歌山県那賀郡粉河町粉河一、八
〇六 中谷行宏外二百三十名

紹介議員 青木 新次君
この請願の趣旨は、第二二五五号と同じである。

第一八二六号 昭和五十五年十一月十一日受理
旧満州棉花協会等を恩給法による外国特殊機関指
定に関する請願
請願者 福島県会津若松市神指町黒川橋本
甲一、三五四 大竹富次

紹介議員 村田 秀三君
この請願の趣旨は、第一〇九二号と同じである。

第一八二七号 昭和五十五年十一月十一日受理
旧勲章叙賜者の名譽回復に関する請願
請願者 埼玉県浦和市文蔵三ノ四一〇 川
井源七

紹介議員 森田 重郎君
この請願の趣旨は、第三号と同じである。

第一八七四号 昭和五十五年十一月十一日受理
退職手当法改正反対に関する請願
請願者 静岡県清水市秋吉町一ノ三二二
渡辺勝外二百二十九名

紹介議員 赤桐 操君
この請願の趣旨は、第四二二二号と同じである。

第一八七五号 昭和五十五年十一月十一日受理
国家公務員の労働条件等に関する請願
請願者 千葉県船橋市藤原町三ノ四六五ノ
二〇三 渡辺良三外八十六名

紹介議員 山田 讓君
この請願の趣旨は、第二二九〇号と同じである。

第一八七六号 昭和五十五年十一月十一日受理
国家公務員の労働条件等に関する請願
請願者 鳥取市田園町四ノ三五四 田原明
子外八十二名

紹介議員 戸叶 武君

この請願の趣旨は、第二二九〇号と同じである。

第一九〇八号 昭和五十五年十一月十一日受理

国家公務員の諸制度改悪反対等に関する請願

請願者 東京都世田谷区太子堂三ノ三三ノ

三二 伊豆倉真理子外百十六名

紹介議員 宮之原貞光君

この請願の趣旨は、第二六三三号と同じである。

第一九二二号 昭和五十五年十一月十一日受理

外地派遣旧軍属の処遇改善に関する請願

請願者 三重県鈴鹿市神戸河町二三〇 橋

本茂

紹介議員 石本 茂君

この請願の趣旨は、第七二八号と同じである。

第一九二三号 昭和五十五年十一月十一日受理

外地派遣旧軍属の処遇改善に関する請願

請願者 三重県龜山市西町四一一 加藤茂

紹介議員 西村 尚治君

この請願の趣旨は、第七二八号と同じである。

第一九五〇号 昭和五十五年十一月十一日受理

国家公務員の労働条件等に関する請願

請願者 長野市篠ノ井塩崎六、九二〇 柳

原義正外百三十名

紹介議員 片山 基市君

この請願の趣旨は、第二二九〇号と同じである。

第一九八六号 昭和五十五年十一月十一日受理

軍事費の大幅削減に関する請願

請願者 栃木県宇都宮市峯町二四一ノ一三

斉藤隆浩外二百九十一名

紹介議員 市川 正一君

防衛庁は、昨年七月十七日に中期業務見直しを決

め、防衛力を大幅に強化しようとしている。防衛

費を特別に増やせば、増税か他の分野で予算を切

り詰められるのは当然のことである。よって、国

民の暮らしと平和を守るため軍事費を大幅に削減
されたい。

第一九八七号 昭和五十五年十一月十一日受理

軍事費の大幅削減に関する請願

請願者 山形市小白川町五ノ一〇ノ三〇

植木謙外二百九十一名

紹介議員 上田耕一郎君

この請願の趣旨は、第一九八六号と同じである。

第一九八八号 昭和五十五年十一月十一日受理

軍事費の大幅削減に関する請願

請願者 埼玉県浦和市辻町一ノ三三ノ二

喜嶋昭博外二百九十一名

紹介議員 小笠原貞子君

この請願の趣旨は、第一九八六号と同じである。

第一九八九号 昭和五十五年十一月十一日受理

軍事費の大幅削減に関する請願

請願者 山形市深町一三〇一 高垣政雄外

二百九十一名

紹介議員 神谷信之助君

この請願の趣旨は、第一九八六号と同じである。

第一九九〇号 昭和五十五年十一月十一日受理

軍事費の大幅削減に関する請願

請願者 山形県天童市高木七七八 高橋郁

子外二百九十一名

紹介議員 杏脱タケ子君

この請願の趣旨は、第一九八六号と同じである。

第一九九一号 昭和五十五年十一月十一日受理

軍事費の大幅削減に関する請願

請願者 山形市平清水九九 中川滋人外二

百九十一名

紹介議員 近藤 忠孝君

この請願の趣旨は、第一九八六号と同じである。

第一九九二号 昭和五十五年十一月十一日受理

軍事費の大幅削減に関する請願

請願者 山形市和合町二ノ四ノ二五 工藤

孝行外二百九十一名

紹介議員 佐藤 昭夫君

この請願の趣旨は、第一九八六号と同じである。

第一九九三三号 昭和五十五年十一月十一日受理

軍事費の大幅削減に関する請願

請願者 栃木県宇都宮市峯町三九一 中山

正人外二百九十一名

紹介議員 下田 京子君

この請願の趣旨は、第一九八六号と同じである。

第一九九四号 昭和五十五年十一月十一日受理

軍事費の大幅削減に関する請願

請願者 栃木県宇都宮市峯町二四一ノ三三

豊田方 中尾哲也外二百九十一名

紹介議員 立木 洋君

この請願の趣旨は、第一九八六号と同じである。

第一九九五号 昭和五十五年十一月十一日受理

軍事費の大幅削減に関する請願

請願者 栃木県小山市小山七九九ノ八 青

木良夫外二百九十一名

紹介議員 宮本 順治君

この請願の趣旨は、第一九八六号と同じである。

第一九九六号 昭和五十五年十一月十一日受理

軍事費の大幅削減に関する請願

請願者 山形市緑町四ノ一五ノ二二 高橋

ちづる外二百九十一名

紹介議員 安武 洋子君

この請願の趣旨は、第一九八六号と同じである。

第一九九七号 昭和五十五年十一月十一日受理

軍事費の大幅削減に関する請願

請願者 山形市緑町三ノ三ノ三二 広井誠

外二百九十一名
紹介議員 山中 郁子君
この請願の趣旨は、第一九八六号と同じである。

第二〇六二二号 昭和五十五年十一月十二日受理

国家公務員の労働条件等に関する請願

請願者 広島市中区江波二本松一ノ二二ノ

五 山田友恵外八十五名

紹介議員 川村 清一君

この請願の趣旨は、第二二九〇号と同じである。

第二〇六三三号 昭和五十五年十一月十二日受理

国家公務員の労働条件等に関する請願

請願者 鹿児島市野尻町三四四 森田次子

外百七十四名

紹介議員 山中 郁子君

この請願の趣旨は、第二二九〇号と同じである。

第二〇六四四号 昭和五十五年十一月十二日受理

国家公務員の労働条件等に関する請願

請願者 札幌市西区西野十一九条九丁目 和

田真一外六十名

紹介議員 茜ヶ久保重光君

この請願の趣旨は、第二二九〇号と同じである。

第二〇六五五号 昭和五十五年十一月十二日受理

国家公務員の労働条件等に関する請願

請願者 鳥取県米子市彦名町大高砂四、四

七三 谷口安正外六十五名

紹介議員 丸谷 金保君

この請願の趣旨は、第二二九〇号と同じである。

第二〇六六六号 昭和五十五年十一月十二日受理

国家公務員等の定年制・退職手当法改正反対に關

する請願

請願者 東京都品川区豊町六ノ一八ノ二

熊谷哲雄外二千九百九十一名

紹介議員 山中 郁子君

この請願の趣旨は、第二五五号と同じである。

第二〇六七号 昭和五十五年十一月十二日受理
旧満州棉花協会等を恩給法による外国特殊機関指定に関する請願
請願者 長野県駒ヶ根市赤穂小町屋 気賀 沢文巧

紹介議員 山中 郁子君
この請願の趣旨は、第一〇九一号と同じである。

第二〇六八号 昭和五十五年十一月十二日受理
国家公務員等の退職手当法改正反対等に関する請願
請願者 大阪市東区大手前之町一国税大阪 職員労働組合内 炭崎耕三外三千九百九十九名

紹介議員 福岡 知之君
一、一方的な退職金の削減をしないこと。
二、六十歳定年制を実施しないこと。

三、「国家公務員等退職手当法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案」及び「国家公務員法の一部を改正する法律案」を廃案とし、改めて、政・労・公の三者により退職金を調査し、そのうえで所定の処置をとること。

理由

「国家公務員等退職手当法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案」及び「国家公務員法の一部を改正する法律案」は我々の処遇を大幅に変更するものであり、実生活に対しても多大の影響を及ぼすものである。また、国税職員が戦後の疲弊しきつた国家財政を建て直すために営々と職務を全うしてきたこと、更には、厳しい納税環境のもとで財政再建に向けて、鋭意社会的責任を果たしていることが全く無視されており、極めて不当なものである。

第二〇七三三号 昭和五十五年十一月十二日受理

外地派遣旧軍属の処遇改善に関する請願
請願者 滋賀県坂田郡米原町醒ヶ井六五

紹介議員 遠藤 政夫君
この請願の趣旨は、第七二八号と同じである。

第二〇八五号 昭和五十五年十一月十二日受理
国家公務員の給与改定等に関する請願(五通)
請願者 大阪市東区大手前之町一国税大阪 職員労働組合内 武内よしあ外二千五百名

紹介議員 片山 甚市君
一、給与改定については、早期に所要の法改正を図ること。
二、週休二日制を早期に実現するため、所要の法改正を図ること。

理由
人事院は、昭和五十五年八月八日内閣総理大臣及び国会に対して、国家公務員の給与改定と、週休二日制の早期実現について勧告した。ところが、政府は財政再建問題ともからめ、いまだに人事院勧告は実施されていない。一方、我々の生活は、今春以来、諸物価の急騰によって、ますますひつ迫してきており、生活破壊に直面している。

第二〇八六号 昭和五十五年十一月十二日受理
国家公務員等の退職手当法改正反対等に関する請願(二通)
請願者 大阪市東区大手前之町一国税大阪 職員労働組合内 堀畑博美外千五百名

理由

この請願の趣旨は、第二〇六八号と同じである。

第二二二二号 昭和五十五年十一月十二日受理
国家公務員の労働条件等に関する請願
請願者 広島県安芸郡海田町海田市五一九ノ一六 井川吉夫外三十名

紹介議員 寺田 熊雄君
この請願の趣旨は、第二二九〇号と同じである。

第二二二三号 昭和五十五年十一月十二日受理
国家公務員の労働条件等に関する請願
請願者 千葉県柏市根戸四七一ノ一四ノ三 〇四 藤田逸朗外百三十名

紹介議員 吉田 正雄君
この請願の趣旨は、第二二九〇号と同じである。

第二二二三号 昭和五十五年十一月十二日受理
退職手当法改正反対に関する請願
請願者 埼玉県所沢市三ヶ島一ノ八一七ノ一 守谷政喜外百三十名

紹介議員 吉田 正雄君
この請願の趣旨は、第四二二号と同じである。

第二二七四号 昭和五十五年十一月十二日受理
退職手当法改正反対に関する請願
請願者 埼玉県大宮市大成町一ノ八国鉄アパート一ノ二四 島田憲一

理由

この請願の趣旨は、第四二二号と同じである。

第二二七五号 昭和五十五年十一月十二日受理
退職手当法改正反対に関する請願
請願者 埼玉県大宮市染谷一、二八六ノ二 須賀源二

第二二七七号 昭和五十五年十一月十二日受理
退職手当法改正反対に関する請願
請願者 東京都世田谷区桜新町二ノ二九ノ三 三 鎌倉綱代

紹介議員 神谷信之助君
この請願の趣旨は、第四二二号と同じである。

第二二七八号 昭和五十五年十一月十二日受理
退職手当法改正反対に関する請願
請願者 茨城県龍ヶ崎市長七、六一四ノ三 池野辺忠男

紹介議員 杏脱タケ子君
この請願の趣旨は、第四二二号と同じである。

第二二七九号 昭和五十五年十一月十二日受理
退職手当法改正反対に関する請願
請願者 埼玉県浦和市大田窪一、九六七 槻本政夫

紹介議員 近藤 忠孝君
この請願の趣旨は、第四二二号と同じである。

理由

この請願の趣旨は、第四二二号と同じである。

第二二八〇号 昭和五十五年十一月十二日受理
退職手当法改正反対に関する請願
請願者 東京都墨田区東向島五ノ五ノ二 中川健治

第二二八二号 昭和五十五年十一月十二日受理
退職手当法改正反対に関する請願
請願者 埼玉県大宮市大和田町一ノ一、二

三〇ノ五四 石川喜好

紹介議員 立木 洋君

この請願の趣旨は、第四一二号と同じである。

第二一八三号 昭和五十五年十一月十二日受理

退職手当法改正反対に関する請願

請願者 東京都新宿区西落合一ノ二九ノ九 平井聡

紹介議員 宮本 願治君

この請願の趣旨は、第四一二号と同じである。

第二一八四号 昭和五十五年十一月十二日受理

退職手当法改正反対に関する請願

請願者 東京都江東区木場四ノ一ノ二 嶋村雅夫

紹介議員 安武 洋子君

この請願の趣旨は、第四一二号と同じである。

第二一八五号 昭和五十五年十一月十二日受理

退職手当法改正反対に関する請願

請願者 埼玉県北足立郡吹上町本町一ノ九 志村満直

紹介議員 山中 郁子君

この請願の趣旨は、第四一二号と同じである。

第二一九八号 昭和五十五年十一月十二日受理

定年制法制化反対等に関する請願

請願者 東京都足立区伊興町大境一、五九 〇ノ二〇三 須田俊一

紹介議員 市川 正一君

一、国家公務員法の一部を改正する法律案（定年制）を廃案とすること。
二、「年齢による雇用差別禁止法」の制定を図ること。

第二二九九号 昭和五十五年十一月十二日受理

定年制法制化反対等に関する請願

請願者 神奈川県南足柄市塚原一、〇八一

露木理助

紹介議員 上田耕一郎君

この請願の趣旨は、第二一九八号と同じである。

第二二〇〇号 昭和五十五年十一月十二日受理

定年制法制化反対等に関する請願

請願者 東京都足立区千住東二ノ一〇ノ二 大関旦洋

紹介議員 小笠原貞子君

この請願の趣旨は、第二一九八号と同じである。

第二二〇一号 昭和五十五年十一月十二日受理

定年制法制化反対等に関する請願

請願者 千葉県柏市向原町三ノ八ノ二〇七 森岡隆夫

紹介議員 神谷信之助君

この請願の趣旨は、第二一九八号と同じである。

第二二〇二号 昭和五十五年十一月十二日受理

定年制法制化反対等に関する請願

請願者 埼玉県鴻巣市松原四ノ三ノ三二 福田清治

紹介議員 香脱タケ子君

この請願の趣旨は、第二一九八号と同じである。

第二二〇三号 昭和五十五年十一月十二日受理

定年制法制化反対等に関する請願

請願者 東京都葛飾区堀切五ノ四五ノ一 六 松本時秋

紹介議員 近藤 忠孝君

この請願の趣旨は、第二一九八号と同じである。

第二二〇四号 昭和五十五年十一月十二日受理

定年制法制化反対等に関する請願

請願者 栃木県下都賀郡野木町友沼五、九 六八ノ二一 佐藤 昭夫君

この請願の趣旨は、第二一九八号と同じである。

第二二〇五号 昭和五十五年十一月十二日受理

定年制法制化反対等に関する請願

請願者 栃木県下都賀郡石橋町九〇一 松山剛

紹介議員 下田 京子君

この請願の趣旨は、第二一九八号と同じである。

第二二〇六号 昭和五十五年十一月十二日受理

定年制法制化反対等に関する請願

請願者 栃木県鹿沼市日吉町六三九ノ五 内田昌稔

紹介議員 立木 洋君

この請願の趣旨は、第二一九八号と同じである。

第二二〇七号 昭和五十五年十一月十二日受理

定年制法制化反対等に関する請願

請願者 埼玉県大宮市大成町一ノ一 岩上光延

紹介議員 宮本 願治君

この請願の趣旨は、第二一九八号と同じである。

第二二〇八号 昭和五十五年十一月十二日受理

定年制法制化反対等に関する請願

請願者 千葉県松戸市河原塚一六五ノ一〇 一宮崎勝

紹介議員 安武 洋子君

この請願の趣旨は、第二一九八号と同じである。

第二二〇九号 昭和五十五年十一月十二日受理

定年制法制化反対等に関する請願

請願者 東京都大田区蒲田二ノ二ノ三 足立三政

紹介議員 山中 郁子君

この請願の趣旨は、第二一九八号と同じである。

第二二二二号 昭和五十五年十一月十二日受理

国家公務員の諸制度改悪反対等に関する請願

請願者 青森県南津軽郡浪岡町五本松平野 五三ノ三 山田絹江外百九十三名

紹介議員 目黒今朝次郎君

この請願の趣旨は、第二二六三号と同じである。

第二二六三号 昭和五十五年十一月十二日受理

国家公務員の労働条件等に関する請願

請願者 鳥取市湖山町北三ノ二五一 松本 陽一外八十一名

紹介議員 鈴木 和美君

この請願の趣旨は、第二二九〇号と同じである。

第二二六四号 昭和五十五年十一月十二日受理

国家公務員の労働条件等に関する請願

請願者 岩手県一関市山田山田山下四八 相沢慶寿外六百四十六名

紹介議員 目黒今朝次郎君

この請願の趣旨は、第二二九〇号と同じである。

第二二六五号 昭和五十五年十一月十二日受理

国家公務員の労働条件等に関する請願

請願者 鳥取市吉成町七九六ノ六 高木正 外百十六名

紹介議員 野田 哲君

この請願の趣旨は、第二二九〇号と同じである。

第二二六六号 昭和五十五年十一月十二日受理

国家公務員の労働条件等に関する請願

請願者 鳥取県若美郡若美町浦富一、〇三 四 山内健一郎外百二名

紹介議員 広田 幸一君

この請願の趣旨は、第二二九〇号と同じである。

第二二六七号 昭和五十五年十一月十二日受理

国家公務員の労働条件等に関する請願

請願者 熊本県菊池郡西合志町御代志一、 七三九ノ四 信岡昭義外三十九名

紹介議員 粕谷 照美君
この請願の趣旨は、第一二九〇号と同じである。

第二二七八号 昭和五十五年十一月十二日受理
旧勲章叙賜者の名譽回復に関する請願
請願者 北九州市小倉南区 木村平

紹介議員 藏内 修治君
この請願の趣旨は、第三号と同じである。

第二二七九号 昭和五十五年十一月十二日受理
旧勲章叙賜者の名譽回復に関する請願
請願者 新潟市西湊町通二ノ二、六七四

紹介議員 加藤友衛
紹介議員 塚田十一郎君
この請願の趣旨は、第三号と同じである。

第二二八〇号 昭和五十五年十一月十二日受理
旧満州棉花協会等を恩給法による外国特殊機関指定に関する請願
請願者 愛知県西尾市山下町八幡山六二ノ

一 新家武一
紹介議員 八木 一郎君
この請願の趣旨は、第一〇九一号と同じである。

第五号中正誤

ベジ 段 行 誤 正

二 二 一 諸官庁 所管庁
四 四 二 やがて やがて
六 二 一 保有 保安

八 二 終わり だらう
二 二 終わり だらう

〃 〃 〃 いる
〃 〃 〃 いる

三 二 九 ふうに ふうな

第六号中正誤

ベジ 段 行 誤 正

七 一 終わり 晴鬼 暗鬼

三 三 行政庁 行管庁